

平成25年 2 月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録
平成25年 3 月12日～13日・15日

場 所 第3委員会室

平成25年 3 月 12 日 (火曜日)

出席委員 (6 人)

午前11時 8 分開会

会議に付託された議案等

○議案第 1 号 平成25年度宮崎県一般会計予算

○議案第15号 平成25年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算

○議案第16号 平成25年度宮崎県育英資金特別会計予算

○議案第17号 平成25年度宮崎県公営企業会計(電気事業) 予算

○議案第18号 平成25年度宮崎県公営企業会計(工事用水道事業) 予算

○議案第19号 平成25年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業) 予算

○議案第21号 地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

○議案第23号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

○請願第26号 小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願

○請願第27号 学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、学校の耐震化、安全・安心の給食を求める請願

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○その他報告事項

・「国における電力システム改革の動向について」

・県立高校生の就職状況について

委 員 長 西 村 賢

副 委 員 長 清 山 知 憲

委 員 蓬 原 正 三

委 員 横 田 照 夫

委 員 太 田 清 海

委 員 新 見 昌 安

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長 加 藤 達 也

警 務 部 長 久 米 一 郎

警 務 部 参 事 官 兼 首 席 監 察 官 宮 下 貴 次

生 活 安 全 部 長 深 田 周 作

刑 事 部 長 横 山 登

交 通 部 長 上 久 保 岩 男

警 備 部 長 日 高 昭 二

警 務 部 参 事 官 兼 警 務 課 長 中 原 淳 一

生 活 安 全 部 参 事 官 兼 生 活 安 全 企 画 課 長 山 内 敏

生 活 安 全 部 参 事 官 兼 地 域 課 長 鍋 島 清 三

総 務 課 長 金 井 嘉 郁

会 計 課 長 草 留 勉

少 年 課 長 時 任 和 博

交 通 部 参 事 官 兼 交 通 企 画 課 長 小 山 敏 隆

運 転 免 許 課 長 坂 元 正 宏

企業局

企 業 局 長 濱 砂 公 一

副 局 長 佐 藤 健 司

技 監 相 葉 利 晴

総務課長	緒方 俊
経営企画監	新穂 伸一
工務課長	本田 博
電気課長	白ヶ澤 宗一
施設管理課長	山下 雄一
総合制御課長	田村 秀秋

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	牧 浩一
議事課主任主事	田代 篤生

○西村委員長 それでは、ただいまから文教警察企業常任委員会を開会をいたします。

まず、委員会の日程であります、お手元に配付の日程案のとおりで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。お手元に配付しております資料「委員会審査の進め方(案)」をごらんください。

まず、審査方針についてであります。当初予算の審査に当たっては、重点事業・新規事業を中心に説明を求めることとし、あわせて、平成23年度決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明を求めることとしております。

次に2、当初予算関連議案の審査についてであります。

今回の委員会は審査が長くなることが予想されることから、教育委員会については3グループに分けて審査を行い、最後に総括質疑の場を設けたいと存じます。審査方法について御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようでありますので、それ

では、そのように決定をいたします。

執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前11時9分休憩

午前11時11分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました当初予算関連議案について、本部長の説明を求めます。

○加藤警察本部長 おはようございます。先日は、補正予算関係議案を可決していただきまして、ありがとうございました。

御承知のとおり、去る3月8日に春の定期異動に伴う幹部級の異動を内示いたしましたので、現執行部メンバーでの常任委員会は今回が最後になるかと思っております。

これまで委員の皆様には、貴重な御意見、御指導を賜り、執行部を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

新体制になりましても、職員一丸となって県民の期待と信頼に応える警察活動を推進してまいりますので、引き続き御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日、御審議いただきます案件は、議案として、平成25年度宮崎県一般会計予算、地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例、警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の3件につきまして警務部長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上であります。

○西村委員長 本部長の概要説明が終了しました。

それでは、引き続き議案の審査を行います。歳出予算の説明については重点事業・新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、あわせて、決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説

明をお願いいたします。

それでは、議案に関する説明を求めます。

○久米警務部長 それでは、平成25年2月定例県議会提出の議案第1号「平成25年度宮崎県一般会計予算」の公安委員会関係について御説明いたします。

お手元の「平成25年度歳出予算説明資料」、この分厚い冊子のほうでございます、説明資料の489ページをお開きください。

警察本部の当初予算要求の基本的な考え方は、平成25年の宮崎県警察の運営方針であります「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」及び「犯罪の起きにくい社会づくりの推進」等、6項目の運営重点を柱とした各種施策を実現するための事業費を要求するとともに、治安維持に必要な経費の措置を行い、警察力を確保するというものであります。

この基本的な考え方をもとに、公安委員会関係の平成25年度当初予算額は、恩給及び退職年金費を除きまして270億6,818万3,000円をお願いするものであります。

この予算額は、昨年度と比べますと、給与額の低い若手警察官の割合がふえたことによる職員給与費の減額等により、人件費につきましては、7億5,448万9,000円の減額、人件費以外の物件費につきましては、8億6,843万8,000円の減額、総額では、16億2,292万7,000円の減額、率にすると対前年度比マイナス5.6%となります。

それでは、平成25年度の公安委員会関係の当初予算を科目、事項別に御説明いたしますので、493ページをお開きください。

まず、上段左側の会計、科目、事項の欄をごらんください。会計、一般会計、(款)警察費(項)警察管理費(目)公安委員会費(事項)委員報

酬666万円であります、これは、公安委員3名の報酬であります。

次に、(事項)委員会運営費722万4,000円ありますが、これは、公安委員会運営に要する経費であります。この中で主なものは、番号2の警察署協議会運営費334万9,000円ありますが、これは、県下13警察署全てに置かれています警察署協議会委員の報酬及び旅費などに要する経費であります。

次に、(目)警察本部費(事項)職員費183億9,721万円ありますが、これは職員の人件費であります。

次に、(事項)運営費30億1,011万5,000円ありますが、次の494ページをお開きください。これは、警察業務を行う上でその基盤となる通信指令システムやOA機器、その他職員が警察業務を処理するために必要な事務費等、いわゆる職員設置に要する経費であります。

この中で主なものは、番号2の退職手当14億2,429万7,000円、番号12の警察業務電算化推進事業3億8,958万9,000円あります。

番号2の退職手当は、本年1月1日現在での平成25年度末の定年退職予定者を48名と見込み、予想される希望退職者等を含む合計75名分を計上しており、平成24年度と比較しますと、3億8,976万3,000円の減額となっております。

番号12の警察業務電算化推進事業は、現在の高度情報化社会の広域・複雑・高度化する犯罪から県民の安全な生活を守るため、情報技術、いわゆるITを活用した警察業務の電算化を推進するための経費であります。

次に、(目)装備費(事項)装備費4億1,316万9,000円ありますが、これは、警察機動力及び警察装備の計画的整備充実強化と装備活動に要する経費であります。

この中で主なものは、番号3の警察活動用車両維持費2億6,584万9,000円、次の495ページに移りまして、番号9の警察ヘリコプター更新に伴う航空警察活動事業費8,405万6,000円、そして新規事業であります番号10の「災害対策燃料備蓄事業」576万4,000円であります。

番号3の警察活動用車両維持費は、警察が保有しております全車両に係る燃料費、自賠責保険料、重量税及びその他維持に係る消耗品費等に要する経費であります。

番号9の警察ヘリコプター更新に伴う航空警察活動事業費は、ヘリコプター用の燃料費のほか、ヘリコプターに必要な航空機部品や整備用工具等の購入費、ヘリコプターテレビ伝送システムのリース料等であります。

番号10の災害対策燃料備蓄事業につきましては、お手元にお配りしております資料とあわせて御説明いたします。

お手元の資料は、「文教警察企業常任委員会資料」というものと、もう一つ「文教警察企業常任委員会資料(追加分)」と2種類ございます。これからの説明で、この2つの資料を交互にごらんいただくところがありまして、御不便をおかけしますが、御了承ください。

まず、追加分ではないほうの資料をごらんください。表紙をめくって1枚目の右上に資料1とあるものであります。当事業は、東日本大震災の教訓をもとに、大規模災害発生時においてガソリンスタンドで給油できない状況になっても、警察活動に支障を来さないよう、災害時に使用する警察車両の燃料を独自に備蓄しておくものであります。

備蓄施設につきましては、夏ごろまでに警察学校射撃場敷地内に国費で建設される予定であります。本事業費では警察車両用として備蓄

するレギュラーガソリン1万リットル、軽油1万リットルの燃料代と、備蓄施設の管理運営に必要な経費を措置するものであります。

災害時の警察車両燃料を確保しておくことによって、県民の生命・財産を守る警察活動に万全を期せると考えております。

次に、(目)警察施設費(事項)警察施設費1億1,486万8,000円ではありますが、これは、警察施設の計画的整備と適正な維持管理に要する経費であります。

この中で主なものは、番号1の交番、駐在所庁舎新築費3,661万2,000円、番号2の職員住宅借家料2億5,358万5,000円、番号7の宮崎県総合自動車運転免許センター建設整備事業2億45万9,000円であります。

このうち番号1の交番、駐在所庁舎新築費3,661万2,000円ではありますが、これは、交番、駐在所の建設にかかる設計費や建設費及び建設予定地の購入費等であります。平成25年度は、宮崎南警察署の中村交番、高岡警察署の八代駐在所の2カ所を新築するほか、延岡警察署の東海駐在所の建設予定地を購入する予定であります。

来年度に建設を予定している中村交番と八代駐在所につきましては、警察共済組合の不動産投資事業を活用して建設することとしておりまして、平成25年度以降に償還金が発生いたしますので、本議会で債務負担行為の議決をお願いするものであります。

この債務負担につきましては、お手元の「平成25年2月定例県議会提出議案(平成25年度当初分)」とあるものの冊子の12ページをごらんください。

(事項)としましては、平成25年度警察共済組合宮崎県支部交番、駐在所建設費借家料で、債務負担の期間が平成25年度から平成36年度ま

で、限度額が7,870万6,000円であります。

交番、駐在所では、地域住民の安全と安心の拠点である生活安全センターとして、地域住民の日常生活に密着した警察活動を行っておりますが、ただいまの交番、駐在所につきましても、老朽化に加えまして、来訪者と対応するためのコミュニティースペースや駐車スペースが狭いため、県民が利用しやすい場所への移転を計画しているところであります。

それでは、また「平成25年度歳出予算説明資料」、先ほどの分厚いほうの資料の495ページに戻っていただきまして、番号2の職員住宅借家料2億5,358万5,000円は、既設の職員住宅宿舎について、警察共済組合の不動産投資事業を活用して建設しておりますので、その償還金を支払うものであります。

番号7の宮崎県総合自動車運転免許センター建設整備事業2億45万9,000円につきましても、宮崎県総合自動車運転免許センターを建設した際に、同様に警察共済組合の不動産投資事業を活用しておりますので、その償還金であります。

次に、(事項)警察署庁舎建設費4,658万7,000円ではありますが、これは、日向警察署の新庁舎が完成したことに伴い、旧庁舎を解体いたしますので、それに要する経費であります。

次に、(目)運転免許費(事項)運転免許費7億293万1,000円ではありますが、これは、運転免許試験及び各種講習その他運転免許事務処理に要する経費であります。

主なものにつきましては、番号1の運転免許証更新時、安全運転管理者講習委託料1億1,553万4,000円、次の496ページに移りまして、番号8の道路交通法に伴う講習体制整備事業費2億560万円、番号11の運転免許証ICカード化導入事業1億7,248万6,000円であります。

番号1の運転免許証更新時、安全運転管理者講習委託料は、運転免許証更新時に行う講習と安全運転管理者に対して行う講習を外部委託して行うための講習業務委託料であります。

番号8の道路交通法に伴う講習体制整備事業費は、70歳以上の高齢者に対する免許証更新時の高齢者講習や認知機能検査及び行政処分を受けた停止処分者や軽微違反者に対して行う違反者・処分者講習の委託料であります。

番号12の運転免許証ICカード化導入事業は、ICカード免許証を作成する装置のリース料やICカードの購入等に要する経費であります。

次に、(項)警察活動費(目)警察活動費(事項)一般活動費16億7,707万4,000円ではありますが、これは、生活安全、刑事及び交通等警察活動全般に要する経費であります。

この中で新規事業と改善事業について御説明いたしますと、新規事業が次の497ページに移りまして、番号36の「東九州道延伸に伴う警察活動強化事業」1,657万5,000円、番号39の「地域住民等による暴力団排除活動支援事業」400万円、番号40の「交通安全教育事業」1,138万9,000円であります。

番号36の東九州道延伸に伴う警察活動強化事業につきましては、お手元の追加分としてある資料でございます、追加分のほうの1ページをあわせてごらんください。当事業は、東九州自動車道の延伸に伴いまして、従来の本県の高速道路における高速道路交通警察隊施設2カ所を4カ所に増設して関連装備を整備し、必要な体制を強化するものであります。

高速道路交通警察隊の本隊や分駐隊4カ所で、延伸後の高速道路を受け持つことにより、交通事故や事件発生時の対応を迅速に行うことができ、県民の生命・財産の保護に資するものであ

ります。

番号39の地域住民等による暴力団排除活動支援事業につきましては、追加分ではないほうです、最初の説明しました、災害対策燃料備蓄事業の裏面のほうになります、そちらの資料の事業名を地域住民等による暴力団排除活動支援事業と記載した資料でございます。こちらをあわせてごらんください。

昨年の暴対法の改正によりまして、暴力団の不法行為で暴力団事務所周辺住民の自由かつ平穏な社会生活を営む人格権が侵害されている場合に、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが住民の委託を受けたときは、暴力団事務所使用差しとめ請求に係る裁判上の権利を行使することができることになりました。

宮崎県では、公益財団法人宮崎県暴力追放センターが、国家公安委員会の認定を受ける予定ですが、その認定を受けるためには、差しとめ請求業務を適正に遂行するに足る経済的基礎を有することが条件とされておりますので、本事業で、その認定に必要な費用を補助金として交付するものであります。

この事業を行うことにより、住民はみずからが当事者となって暴力団相手に矢面に立たなくて済み、暴力団の不法行為に臆することのない住民と一丸となった暴力団排除の活動を進めることができるものであります。

番号40の交通安全教育事業につきましては、同じ資料の次にあります事業名を交通安全教育事業と記載した資料をお配りしていますが、それをあわせてごらんください。

当事業は、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、交通事故の原因となる自動車、自転車の運転者や歩行者を対象とした交通安全教育

を民間業者に委託して、全県下で交通安全教育車両等による参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するものであります。

具体的には、民間業者による5名の交通安全教育隊を編成して、自動車や自転車の運転が疑似体験できる交通安全教育車や自転車シミュレーターによる交通安全教育を学校や事業所等で行います。

この事業により、数多くの県民に交通安全教育を受講していただき、県民の交通事故に対する危機意識を高め、安全で人に優しい交通環境を実現し、交通事故の抑止を図るものであります。

次に、改善事業が、番号37の死因及び身元究明事業2,004万9,000円、番号38のサイバー犯罪等捜査強化事業662万1,000円であります。

番号37の死因及び身元究明事業につきましては、お手元の追加分のほうの資料の2ページをあわせてごらんください。当事業は、警察の検視業務における犯罪性の見逃しを防止するため、死因究明に必要な検視、解剖、それに伴う検査等の経費の増額等を行うものであり、既定事業の検視業務機材整備事業とその他警察活動各種謝金を拡充するものであります。

警察が取り扱う死体のうち犯罪行為によらず死亡したと認められる死体について、今まで遺族の承諾を得なければできなかった解剖や検査についても、法改正により警察が必要と判断した場合に実施できることとなりました。

このことから、解剖や検査の増加を見込んで既定事業を増強するものでありまして、死因究明をこれまでも増して徹底し、犯罪死を看過しない検視体制を構築するものであります。

番号38のサイバー犯罪等捜査強化事業につきましては、同じくお手元の追加分のほうの資料

の3ページをあわせてごらんください。当事業は、サイバー犯罪捜査を的確に行うための捜査員の研修や装備資機材の整備をして、サイバー犯罪の被害を防止するための広報啓発活動を推進するものであり、既定事業のサイバー犯罪対策推進事業を拡充する事業であります。

具体的には、捜査能力向上のためのセミナー等受講、捜査に活用する解析資機材の整備、広報啓発活動のための資機材や消耗品の整備を行い、サイバー犯罪の迅速かつ効果的な捜査と被害防止に資するものであります。

次に、(事項)交通安全施設維持費 5億438万6,000円ですが、これは、交通安全施設の維持管理及び電気・通信料等に要する経費であります。

最後に、(事項)交通安全施設整備事業費11億8,795万9,000円ですが、これは、交通管制センターの機器の更新、信号機の新設や改良、道路標識等の整備等に要する経費であります。

主なものにつきましては、番号1の交通管制及び信号機改良等整備費 4億7,621万4,000円、番号2の信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費 4億956万3,000円、498ページに移りまして、番号4の円滑化対策事業費 2億2,000万円です。

番号1の交通管制及び信号機改良等整備費は、交通管制、信号機改良、信号機新設、道路標識の整備に係る経費であり、国庫補助対象事業であります。

番号2の信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費は、信号機の新設、道路標識及び道路標示等の整備に係る経費であり、県単独事業であります。

番号4の円滑化対策事業費は、交通渋滞を解

消し、地域における交通の円滑化を図る必要がある場所を円滑化対象地区として指定し、指定された場所について信号機新設や道路標識等の設置を行うための経費であり、国庫補助対象事業であります。

これらの事業による平成25年度の信号機の新設数は、信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費で10交差点、円滑化対策事業費で2交差点の計12交差点です。

また、信号機については、老朽化したものが倒壊する事案を防ぐために、平成25年度は344本の信号柱を災害等に強い鋼製の鋼管柱に移行する予定です。

これら交通安全施設につきましては、交通事故防止に大きく影響するものであり、交通事故の発生や交通量等の実態に即し、さらに地域住民や道路利用者などからの要望や意見に配慮しつつ、計画的な整備を図ることとしております。

次に、平成23年度決算に係る決算特別委員会の指摘要望事項への対応について御説明させていただきます。

指摘要望事項につきましては、スクールサポーターの活動は、いじめ問題の解決にもつながることが期待できるので、今後とも、学校、教育委員会との情報交換を行うなど、さらなる連携強化を図ることとなりました。

その具体的な対応について御説明いたしますと、まず、スクールサポーターの現状ですが、スクールサポーターは現在5名体制で運用しております。

決算特別委員会後における活動状況につきましては、平成24年10月から平成25年1月末まで、学校や教育委員会と連携を図りながら、学校等との情報交換712件、学校関係者や児童生徒等に対する指導・助言241件、校内外のパトロール235

件など1,254件の活動を行ってまいりました。

また、平成24年11月と平成25年2月には、教育委員会や警察本部等で構成する行動連携推進協議会にスクールサポーターも参加し、少年の非行防止に係る情報交換を行ったところであります。

スクールサポーターは、児童生徒の非行防止や健全育成及び安全確保に資する活動を行い、学校と警察との緊密な連携を図る上で重要な役割を果たしていることから、平成25年度予算においては、1名の増員を要求しているところであります。

今後とも、児童生徒の非行防止や健全育成等に資するために、スクールサポーターを有効に活用し、学校や教育委員会との連携強化を図ってまいります。

予算関係につきましては以上であります。

次に、議案第21号「地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

お手元にお配りしております、追加分ではないほうですね、「文教警察企業常任委員会資料」の資料2と書いてあるものでございます。こちらの資料の2です。

本県警察官について、平成25年度予算政府案につきまして、3人の増員が認められたところであります。地方警察官の定員及び階級別定員につきましては、警察法施行令に定める基準に基づき条例で定めることとなっておりますことから、今回の増員に伴う必要な改正を行うものであります。

具体的には、警察官定員が3人ふえて2,008人となり、階級別定員については、各階級ごとにそれぞれ、警部補の階級にある者が1人ふえ、559人、巡査部長の階級にあるものが1人ふえ、579

人、巡査の階級にある者が1人ふえ、597人に改正するものであります。

なお、今回の警察官の増員につきましては、厳しい治安情勢に対応するため、緊急に対応が必要で、かつ、増員によらなければ有効に対処しがたい治安情勢について、地方警察官の増員が認められたものであり、その内容は、暴力団対策を強化するための体制強化のために配分された経緯がございますので、これらの業務に配置し、運用してまいりたいと考えております。

条例の施行期日につきましては、平成25年4月1日を予定しております。

定員に関する条例につきましては、以上のとおりであります。

次に、議案第23号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

まず、風俗営業関係の手数料の一部改正について、お手元にお配りしております、今の資料の次の資料3に基づいて御説明いたします。

今回の一部改正は、資料の3の2に書いてあります根拠となる法令の条項に記載しておりますとおり、風俗営業等の業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成25年2月6日に公布され、平成25年4月1日から施行されることに伴うものであります。

施行令の改正点は、同じく資料の2に記載しておりますとおり、施行令第10条の2に定める風俗営業遊技機の認定申請や型式検定の手数料及び風俗営業遊技機の試験や型式試験の手数料、それから施行令第16条に定める風俗営業の許可申請や遊技機変更承認申請の手数料の改正であります。

改正の理由は、資料の3に記載しておりますとおり、平成23年10月の総務省による「検査検

定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査結果に基づく勧告」において、指定試験機関が行う遊技機の型式試験に係る手数料について、「相当の収入超過が生じており、割り引く余地がある」との指摘があり、これを踏まえて、同手数料を含めて、関連する各種手数料につきましても、それぞれの実態を踏まえて見直され、施行令の一部改正がなされたことから、あわせて条例を改正するものであります。

改正の内容につきましては、資料の4に記載しておりますとおり、警察関係使用料及び手数料徴収条例第3条の別表第2の第14の項風俗営業許可申請手数料や第22の項から第26の項までの、風俗営業遊技機の認定申請手数料、型式検定手数料、試験手数料、型式試験手数料及び変更承認申請手数料になります。

改正後の手数料金額につきましては、別紙の条例改正に伴う手数料新旧対照表記載のとおりとなり、手数料金額の全般について改正しております。

改正により、別紙条例改正に伴う手数料新旧対照表の第14の項風俗営業許可申請手数料の基本手数料や第23の項風俗営業遊技機型式検定手数料及び第25の項風俗営業遊技機型式試験手数料のマイクロプロセッサを内蔵するもの等の手数料が値下げとなっており、その他のものについては、値上げとなっております。

続きまして、パーキング・メーター関係の手数料の一部改正について御説明いたします。

改正内容は、パーキング・メーターの廃止に伴い、本条例からその手数料に関する規定を削除するものであります。パーキング・メーターは、駐車料金を徴収して車両を一定時間駐車させる装置であり、運転者の利便と駐車秩序の確立を目的として、昭和62年から設置しておりま

す。現在では、先ほどの資料の次の資料4のとおり宮崎北警察署管内で48基が稼働中であり、その管理及び手数料収納事務につきましては、宮崎県交通安全協会に業務委託しております。

パーキング・メーターは、路外の駐車場が少なく、かつ、短時間の駐車需要が多く認められる地域を選定して設置いたしました。

しかし、資料4の2枚目のとおり、昨年、利用者が大幅に減少しております。その理由としましては、パーキング・メーター設置場所付近における駐車場の増加がうかがわれます。また、パーキング・メーター設置場所付近道路における、駐車違反が減少しておりますことから、パーキング・メーターの存続の必要性はないと判断いたしました。

したがいまして、本年度末をもってパーキング・メーターを全て廃止することとし、本条例の第3条第1項及び同条第2項、そして本条例の別表第2から、パーキング・メーターの手数料等に関する部分を削除するものであります。

今回の警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例は、関係する政令が平成25年4月1日から施行されることから、これにあわせて、県議会の承認を受けた後、4月1日からの施行を予定しております。

以上であります。

○西村委員長 議案に関する執行部の説明が終了いたしました。

ちょっと質疑を受けても半端な時間になりますので、一旦ここで休憩を挟みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、1時に再開したいと思います。暫時休憩をいたします。

午前11時42分休憩

午後0時59分再開

○西村委員長 それでは、委員会を再開をいたします。

委員の皆様方からの質疑をお願いいたします。

○太田委員 それでは、資料の1であります。ガソリンスタンドをつくるということでありませう。これは、警察のそういった警察用だけにしか使わないということだろうと思いますが、こういう場合、ガソリンとか仕入れる場合はもちろん入札とかそういうことでしょうけど、通常ガソリンスタンドが経営しているような仕入れ価格と申しますか、その辺の価格はどのような形で決まるんでしょうか。

○久米警務部長 価格につきましては、平成25年度予算単価表を参照して積算をしております。ちなみにレギュラーガソリンが146円、軽油にあつては128円で積算をしているところでございます。

それと補足でございますが、これにつきましては、確かに警察の車両用という用途でございますけれども、消防・救急など他機関車両への給油支援ということも場合によってはある。その場合は適切に対応していきたいと思っております。まだそれにつきましては、確実に給油するという、そういうあらかじめ取り決め等はありませんけれども、そういうことも想定はし得るのかなあとは考えているところでございます。

○太田委員 ちょっと本論から外れる内容で申しわけないんですが、仕入れというのはもう市場価格と申しますか、私たちがユーザーがどうか、私たちが乗る、使っているガソリン代みたいな価格で買うんですかね、卸価格とか何かそういうのなんですかね。価格というのはもう

市場価格と見ていいんですかね。

○久米警務部長 今申し上げたのは積算のための単価でございますので、これにつきましては入札で決めるものですから、業者の努力次第で普通に買う価格よりは低くなるかとも思います。

○太田委員 普通のガソリンスタンドさんが買ってる価格、そういう形で買えるのか、140円とか50円とか。

○久米警務部長 ガソリン1万リットル、軽油1万リットルという、大量な量を示して入札ということになりますので、そういう値段で市場の価格で入札がなされるものと思っております。

○太田委員 ちょっと私もわからんからかなと思いますけど、あれを警察車両の緊急時に即対応できるようにということですね、そこが一番今回大事なことであつて、災害時等に警察車両が動かないということがあつちやいかんということとされるわけですから、もちろんいい意味で取り組まれるんだろうと思います。こういったのを取り扱うにはいろいろ資格を持った人とか、危険物の関係等があると思いますが、そういう資格持っている人とかいらっしゃるかどうか、そしてまたそういう人を新たにつくりにやいかんのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○久米警務部長 確かに給油所の運用に御指摘のとおり、危険物乙種第4類の免許が必要でございます。この免許を有し、かつ過去に6カ月以上の実務経験を有する者、これを危険物保安監督者として置かなければならないというふうになってございます。

そこで、乙種危険物第4類、これの免許取得者でございますが、これにつきましては県警内にもう既に70名程度この免許取得者がございます。と申しますのは、機動隊で危険物を扱う業

務がございますので、機動隊経験者を中心に免許取得させております。

ただし、これらの者につきましては、実務経験が足りませんので、危険物保安監督者には70名全員がなれるわけではございませんので、この計画——これは3カ年計画してございますが、この3カ年計画事業内に経験を積みませまして、危険物保安監督者としての資格を取らせると。そうすれば、自前で運用が可能になると、そういうふうに考えてございます。

○**太田委員** 同じく資料の1の、今度は交通安全教育事業ですけど、これは、緊急雇用創出事業ということで取り組まれますので、事業内容のところに5名ということが書いてあるから緊急雇用ということで、5名は雇用されるというふうに考えるのかなと思いますが、こういう民間業者に委託してとありますが、その場合民間業者というのはどういったところ、どういう業種のグループなのか、どんなところなんだろうかね。

○**上久保交通部長** 今回の事業は、交通安全教育の充実強化ということで、この事業をくみ上げたところでございます。それで、この民間に委託実施いたしますけども、予定しているのは公安委員会が指定する自動車学校等を考えております。これは、緊急雇用対策でございますので、この中で失業者をその中で雇用していただくという考えでございます。

○**太田委員** 自動車学校ということですが、ある一つの学校ということですか、そこに5名ということですか。

○**上久保交通部長** 契約ができればそこで5名ということで、その中に失業者を入れていただくという考えでございます。

○**太田委員** わかりました。また後で、どうぞ。

○**西村委員長** ほかにございませんか。

○**横田委員** 先ほどの災害対策の燃料備蓄のことですけど、これはふだんからそれをガソリンとか使いながら、使った分を補充していくのか、それとも災害時だけにしか使わないのか、それはどうなんですか。

○**久米警務部長** 実はこの燃料につきましては、ずっと入れっ放しにしておきますと劣化をいたします。そこで、運用で現在考えておりますのは、毎月月初め一定期間を指定して、その期間においては警察本部等の警察車両に燃料を入れていくと。ある程度消費して、消費した分継ぎ足しを行って劣化防止を図るというふうに考えております。

ただ全部使い切ったときに災害があっても困りますので、大体2,000リットルぐらい消費した時点で継ぎ足しを行うと、一番減ったときでも8,000リットル以上は備蓄を常にしているという状態にしておきたいと思っております。このぐらいであれば、劣化は防止できると、そういう専門家の意見もございまして、そのようにさせていただこうと思っております。

○**横田委員** この事業期間が平成25年度から27年度、3カ年の事業になっていきますけど、これは順次更新していくというか、3カ年継続ですすね。

○**久米警務部長** 継続でございます。

○**横田委員** その次のページの暴力団排除活動支援事業ですけど、差しとめ請求業務を適正に遂行するに足る経済的基礎を有することが条件と、経済的基礎というのはこれ裁判費用のことなんですか。

○**横山刑事部長** 差しとめ請求制度、委託をする場合の要件というのが3つあるんですけど、その中の一つが経済的基礎を有することという

ことなんでけど、その中身ということでありませうけれども、それは弁護士費用と訴訟費用であります。住民の請求によって、それを受けて、住民に成りかわって裁判をしたり、あるいは、これは上告審までという長い期間を考えておりますけれども、そういう弁護士費用と訴訟費用を含む基盤があるかどうかということでもあります。

○横田委員 もし裁判になったときに、その費用が発生したときにはももとの周辺住民が後で払うということになるのでしょうか。

○横山刑事部長 法的には求償というか、請求することも可能でありますけれども、基本的には、住民訴訟の内容が住民の方々が事務所として使用することを差しとめを依頼するという内容としては、例えば周辺住民の人格権と書いてありますけど、不安感とか、そういうことを除去するということがございますけれども、周辺の事業所とか、あるいは学校とか、病院とか、あるいは地方自治体の本来安全を守るという、そういう趣旨も含まれた代表訴訟みたいなものですから、それについて求償するというものについては、私は慎重な対応をすべきだと、こういうふうに考えております。

○横田委員 済みません、それで裁判費用とかは委託を受けるセンターのほうで支払うということですね。

○横山刑事部長 はい。そういうことでのお願いを今回要求しておるわけであります。

○横田委員 交通安全施設整備事業費ですけど、信号機の新設が合わせて12交差点というふうにさっき説明があったと思うんですけど、例年だと何か30カ所とか40カ所ぐらい1年間であつたと思うんですけど、何か非常に設置箇所が少ない印象があるんですけど、このあたりは。

○上久保交通部長 今回25年度については12基

要求しているところがございますけれども、県内の交通情勢、交通規制の実態を見たときに、一つ信号機の制御機、今まで2,600基ぐらいの交差点があるんですけども、相当年数経過してるもので、これを適正に管理するためには更新というか、載せかえをしていくところがあるものですから、極端にいいますと、そういう更新業務にちょっと力を今後入れていかないと故障やら出てきたときどうするのというのがあつたものですから、そういう意味で今回必要な、最低限ですけれども12基というところをしたとこで、ここ二、三年すると少ないのかなと言われるところあるんですけども、実情としてはそういう更新部分をちょっとやりたいということで、予算を計上したものですから、この結果になっております。

○横田委員 わかりました。

○西村委員長 ほかに、どうぞ。

○新見委員 資料1の交通安全教育事業についてお聞きしたいんですが、先ほど交通部長は、この事業は充実強化というふうにおっしゃいました。ということは既にもう実施されている事業だと思いますが、今どういった体制でやられているかということと、今回、雇用の創出という観点からの事業だと思うんですけども、今の体制から5人に完全に移行するのか。そしてまた教育の場が回数的にどのぐらいふえるのか、ちょっと教えてください。

○上久保交通部長 交通事故を防止するためには、一つは安全教育、次に交通規制等の交通環境の整備、それと交通の指導取り締まりという3本柱でやつとるんですけども、当然安全教育は従来やってまいりました。昨年が警察、それと安全協会等含めての実施回数で延べ回数になりますけれども、6,889回、県民にしますと32

万4,000人余りの安全教育を実施してきております。

しかし、最近の交通情勢を見たときに、特に先般報告しましたように、高齢者による事故が増加しつつあります。そういう中で交通安全教育車を持っておりますけれども、これは運転者に対して運転に必要な身体機能のチェックを行ったり、安全運転の個別アドバイスをすることのできる教育車を持っておりますけれども、現在のところ年間60回前後しか県内回れるような状態ではございません。

そういう中で、今回の要求にも出ておりますけど、高速隊の高速道路の延長とかいうことでいろんな業務があるものですから、当然警察官がやるべきもんがあるんですけども、負担軽減というか、通常の業務をやってさらに教育するには民間に委託してお願いしたほうがいいということで、この予算を上げて、予定とすれば年間135回ぐらいはできるんじゃないかなと。例年の倍以上は安全教育はできるんじゃないかということで今回これを上げたところでございます。

○新見委員 これ本当回数が倍になるということは、かなり教育の場がふえるので、これは有効な事業じゃないかと思えます。

それと、この出前型という表現ですけども、これはこちら側からどういう形で出かけていくのか、それかまた要望で上げてもらって出かけていくのか。

○上久保交通部長 この交通安全教育につきましては、各警察署で今担当しておりますけれども、一つは学校ということで、小中学校からほとんど1年間にほぼ1回は実施をしております。

それと、職域、企業、それと高齢者等のクラブ等からやはり依頼が来ます。そういうことで要望があればこちらから出かけて行ってやると

いうので、出前型ということでしたらんですけども、それが今回の導入でさらに充実するのかなと考えております。

○新見委員 回数が約倍になったちゅうことは、今年度までは要望があったけども、それに応えられない状況も結構あったちゅうことですね。

○上久保交通部長 警察署の体制によっては、小さい所属署なんかは、交通勤務員もわずかなものですから、中にはちょっと延期してくださいとか、そういうことで即対応できない部分もありましたけども、今までもできるだけそういう要望には応えておったんですけど、今回これを導入すればどんどん行けるようになるんだなと考えております。

○新見委員 それと、今度は資料4、パーキング・メーターの設置状況図、私も宮崎市内ですから、このパーキング・メーターの設置場所をよく理解しているつもりで、結構県民にも認知されていたんじゃないかと思えますけども、これがなくなるということになれば、そこに行ってみただけど、あつもうないなということで、結構戸惑いが出てくるんじゃないかと思えます。

廃止される背景が利用台数が少なくなったということですけども、収益的にはどういう状況だったんでしょうか。

○上久保交通部長 以前はそれ相当の1日の利用がありましたけども、24年度、概数でございますけども、24年度は447万1,000円の収入でございました。それで、事業費が634万4,000円ありました。

以上でございます。

○新見委員 これは大体どこ辺、どのくらいまで利用されればペイするといいますか。

○上久保交通部長 設置当時は1日平均五、六台というような予想もあったんですけども、年々

減ってきました、これは警察庁の基準と申しますか、これは1日平均2台以上というある程度の基準は持っております。

○新見委員 こういうパーキング・メーターの利用が少なくなっているというのは、宮崎県のみならず他県でも同じような状況が発生しているのでしょうかね。

○上久保交通部長 全国的に少なくなったところは廃止されているようですが、九州管内ちょっと調べてみましたけども、九州管内では佐賀、熊本、大分が廃止をされているようでございます。

○新見委員 わかりました。

○西村委員長 ほかに、どうぞ。

○蓬原委員 基礎的なことをちょっと教えてください。風俗営業に係る手数料条例改正なんですけど、ぱちんこ遊技機はわかります、回胴式遊技機、アレンジボール遊技機、じゃん球遊技、1から4まで掲げる遊技機以外の遊技機、ちょっと概念というか、どういうものか、さっぱり私これやったことないもんですから。

○深田生活安全部長 まず、回胴式でございますけども、これはいわゆるパチスロというゲームでございます。それからアレンジボールといいますのは、いわゆるスマートボールとパチンコを合わせたようなゲームということで、私も経験はございませんけども、いわゆるパチンコの球を使用する。しかし、メダルを入れて、そしてメダルを入れますと、球が16個出てきて、それでゲームをして一そろえになったときに役が出る。それから、じゃん球遊技機というのは、いわゆるマージャンパイの入賞で当たり役をつくって得点に応じてメダルが払い戻されると、そのような機械ということでございますけども、宮崎県内にはアレンジボール、それ

からじゃん球、このようなゲーム機を設置しておる遊技場はございません。

以上でございます。

○蓬原委員 その改正の理由で、相当の収入超過があって割り引く余地があるということから、こういう改正になったということになんですが、マイナスになっているものとプラスになっているものがあるんですが、その違いというのを、概念情勢。

○深田生活安全部長 まず、一番の勧告で指摘をされた部分といいますのが、いわゆる型式試験といまして、ぱちんこ遊技機等の製造業者が5台セットにして、そして指定機関という検査をする機関が一つだけ公安委員会が指定した機関がございまして、ここに試験に出すわけなんですけども、この型式試験をするときに、百数十項目の検査項目があるようでありまして、例えばの話ですけども、一つの項目をしたらもう既にこの機械は合致しないと。いわゆる非常に射幸心をそそる機械であって、これは市場には出してはだめですよ、この基準に該当しないというようなことで、もうだめですよといった場合に、たった1つの試験項目をしても、もう試験が中止になる。であれば、ほかのいばいせないかん項目が含まれて、この値段が決められておるのに、たった1つだけは例えですけども、たった1つだけ試験をして、もういいじゃないかといった場合には、非常にほかの検査はやらなくていいから取り過ぎではないかと。そのような考えのようございまして、そういうことを含めまして、確かに今御指摘のように上がっておるもの、下がっておるものといろいろございまして、県内で一番関係するのは風俗営業のパチンコの申請と、それとのパチンコ以外の風俗営業のキャバレーでありますとか、

そのような申請がございますけども、この申請そのもの手数料等については値下げになっております。

それから、先ほど説明しました型式試験といまして、指定機関が試験をする、この5台セットで試験をする、いわゆる型式試験と言われるもの、これも152万余りであったのが144万、これはぱちんこ機でございます。それから、先ほど出ました回胴式——パチスロ機でございますと、181万円ぐらいの試験の手数料であったのが162万ぐらいに値下げになっておるといようなことで、実質的に県内の業者等が関係するものについては値下げになっておりまして、1台ずつ遊技機の試験をするのがございますけども、これは認定、検定という手続になります。これについては、1台当たりの手数料が20円から40円に値上げになっておる、そのようなことでございます。

○蓬原委員 わかりました。

○西村委員長 関連していいですか、私のほうから。これ別紙のところに14とか22とか23とか、それぞれ書かれているんですけど、今の説明に追加をしていただいて、パチンコ屋さんが払うのか、メーカーさんが払うのか、どれがどうですというのを教えていただきたいんですけど。

○深田生活安全部長 まず、その件でございますけども、先ほど言いました型式試験、まず順番にまいりますけども、14の項でございますけども、これの(2)の2、それから(3)の2等々ございますけども、これは通常のパチンコの営業者、ホールの営業者でございます、これが払う手数料でございます。

それから22、これの(2)、これも営業者が、いわゆるホールが払うものでございます。ほとんどがそのようにホールの担当が払うものでござ

います。

それから24、これについては、検査全体がこの24についてはほとんど行われておりません、これにつきましてははですね。

それから25、これが先ほども説明しました型式試験というのでございまして、ぱちんこ遊技機の製造業者、これが試験機関に支払うものでございます。

それから26番、これもパチンコの承認変更といまして、いわゆるパチンコ屋の設備変更になりますので、これについてはパチンコ屋のホール、いわゆるパチンコ屋の営業者が支払う手数料ということになります。上げ下げはございますけども、実質的に県民の皆様全員にお願いするというようなものではなくて、あくまでもこの手数料は営業に關係するものが払うという手数料になっております。

以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

○蓬原委員 下のほうに書いてますけど、パチンコ来て、申請を受けて試験をされて、著しく射幸心をあおってはいけない、当然だと思んですが、例えばパチンコが及ぼす社会的な問題というか、パチンコにお金つぎ込み過ぎている家庭的に大きなトラブルになったり、時には自殺をしたりだったりとか、もっともっと政治的にいえば違法送金の源ではないかと言われてたりとか、いろいろあるわけですけど、それはともかくとして、このパチンコにおいて違法違法、あるいは認定を受けずに著しく射幸心をそそるものを入れていたりとか、そういう事例というのは過去に結構あるものなんですか。

○深田生活安全部長 都市部では一部あるやに聞いたような記憶も、はっきりした記憶ございませんけども、少なくとも宮崎県内においてそ

のような違反営業をしたというのについてはございません。

○蓬原委員 ぜひ健全な遊技場であるようにひとつよろしく願いをしておきたいと。

○西村委員長 ほかに。

○太田委員 暴力団排除活動支援事業ですが、これは本当に県民から見たらありがたいというか、安心する事業だと思うんですよね。代行してくださるという意味で本当に泣き寝入りしたりするような、それからこれはぜひ助かるなという思いでもあります。

ただ、今度は県民の側から見たときに、あそこに頼めばいいがとかいうようなことで、何か主体性のない県民になってもいかんかなというところは、今度はこっち側の問題として、そういうところも気をつけないかんのかなと思いますが、確かに基本的にはもう本当にありがたい事業じゃないかなと思って、一応念のためということではありますが、県民の側がもう委ねるような立場だけになったら、またいかんのかなと思う気もちよっとふとして言わせてもらいました、質問じゃなかったんですが。

それで、実は交通安全教育のところなんですけど、緊急雇用創出事業臨時交付金というのは、25年度でもう終わりになるということではなかったですかね、これは。

○上久保交通部長 そのとおりです。

○太田委員 制度上もうそういうことだったということですよ。交通安全教育というのは、今後も本当は継続してあるべきだろうというところで、今回は雇用というところに力を入れてやってみようじゃないかということだろうと思うんですが、5名の方、1人であれば200万ぐらいですよ。いわゆるワーキングプアと言われているような年収になるんですが、これはやっ

ぱり何らかの交通安全の教育に熟知しているような人ということであれば、多少こういった業務に携わったOBの方とかいうようなこともあるんじゃないかな。

○上久保交通部長 これはやはり趣旨が雇用者の——失業者の雇用というところがあるものですから、OBというのは想定はしておりません。

○太田委員 わかりました。これも失業者対策ということで、そこのところを色濃く出していただければいいかなと思って、予算上はもう年度が限られておるものですから、継続して雇用にまたつながるような感じがするといいなとは思っております。はい、わかりました。いいです。

○蓬原委員 495ページ、(目) 装備費(事項) 装備費の中の⑨番ですけど、警察ヘリコプター更新に伴うとなっているんです、これは「あおぞら」のことでしょうか。ある程度期間が来たら買えかえようという話ですかね。

○深田生活安全部長 ヘリについてはもう既に小型の単発から小型の双発ということで、既に前年度に国費で充当されて買いかえを済ませております。あとこれについてはいろんな維持費、修繕費等々の費用でございます。

○蓬原委員 わかりました。もう買ってあるわけですね、失礼しました。

○清山副委員長 済みません、先ほどの風俗営業の手数料の関係なんですけども、型式試験の話はわかりやすかったんですが、14番の項目等は、これホールを新規で営業したときに申請したとするとかかる手数料のことで、例えば駅前とかいろいろ出てますけれど、ああいうホールをぼんと新しく建てたときに1回当たりこれだけの手数料がかかるという理解ですか。

○深田生活安全部長 そのとおりでございます。

それを内容が、例えば3カ月以内に期限を区切って営業を営むとか、その下に2でその他の営業ということでもありますけど、これが今副委員長がおっしゃいました通常の営業という場合の営業の許可申請でございます。

○清山副委員長 こういったところを値下げする合理的な理由って何ですか。

○深田生活安全部長 値下げにつきましては、どちらの部分でございますか。

○清山副委員長 どちらも値下げされていますよね、14。

○深田生活安全部長 人件費の単価が下がったということで値下げになっております。これは先ほど言いました勧告に基づいて、全ての手数料等の見直しを行った結果、そういう人件費等々の現在の一番の最新の単価、これで見直したところ、そういうような実態になったということでございます。

○清山副委員長 これはちょっと関係ないんですけども、ちょっとお伺いしたいんですが、パチンコ店が非常に、特に県外の大きな資本のところ最近ふえているように見受けられるんですけども、ああいうもののホールの新規開設って規制等はなく、自由にホールを開設できるものなんですか。

○深田生活安全部長 パチンコ屋の営業につきましては、いろいろな場所的な規制とかいろいろございまして、いわゆる法律の範囲内での規制、これに該当しなければパチンコ屋の営業者の欠格事由とかそういうものがなければ、許可になるというのが実態でございます。

○清山副委員長 済みません、ちなみにどういった法律なんですか、都市計画とかではないですよ。

○深田生活安全部長 風俗営業等のちょっとお

待ちください——正式名称は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律ということでございます。

○清山副委員長 ありがとうございます。

○西村委員長 ほかに。

○新見委員 この追加分の1ページなんですけども、東九州道延伸に伴う新たな事業ですが、この事業の目的・背景のところには総延長距離が221.4キロメートルになることからというふうに書いてありますが、これは何キロに1施設を置かないといけないとかいう基準があるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○上久保交通部長 まず、この東九州自動車道の延伸に伴う関係でございますけども、若干前置きしますけども、現在、高速道路は東九州道あっておりますけども、現在、高速道路交通警察隊、これを都城に本隊を置いております。そして、えびのに分駐署を置いておまして、今回東九州道が延長になっておりますので、相当の管轄距離が長くなっております。そういう意味で、今回本隊を宮崎に、次に分駐署を門川に設置しようというものでございます。この設置の基準でございますけども、高速道路の基準としてはおおむね50キロのところに分駐隊を設置するとなっているものですから、50キロでございます。

○新見委員 ありがとうございます。

○西村委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、その他で何かありませんか。

○横田委員 またちょっとパチンコの話に戻りますけど、ある人から言われたんですけど、最近パチンコの宣伝がすごく多いような気がする

るんですよ。それで、新台入れかえとかいって物すごく派手に宣伝するんですけど、実際に入れかえはほんの数台で、あとほとんど変わってないんだというふうに聞いたことがあるんですけど、実際そんなものなんですかね。

○**深田生活安全部長** パチンコの広告等の規制ですけど、先ほど今、委員がおっしゃったように、確かにチラシを、新聞なんかを見ると本当にパチンコ屋のチラシが半分とか3分の1とかいうところで、本当にびっくりするところはございますけども、今非常に広告等につきましては厳しく規制をしております、まず、店内外においても、著しく先ほどから出ておりますけども、射幸心をそそるような広告をしてはならない。それから、今おっしゃいましたパチンコの新聞折り込み等の広告ですね、これについても、例えば出血大サービスとか、甘いくぎ大好きとか、そのようないわゆる射幸心をそそるような文言、これの広告も禁止をされております、先般、県内でも甘いのがお好きというような表現で広告をしておりましたので、これについては指示処分をしまして、そういう広告はしないようにということで指導をしております。

以上でございます。

○**横田委員** それじゃ、別に誇大広告ちゅうか、そういうふうにはなっていないということですね。

○**深田生活安全部長** そのとおりであります。広告が多いものですから目立ちますけども、そういうようなことで広告等につきましては、厳しく指導をしておるところでございます。

以上でございます。

○**横田委員** 安心しました。

○**太田委員** 吉祥寺でしたか、事件がありました男の子が——18歳ぐらいでしたかね——女の

人を刺してただ金をとるだけというようなことで、2人何か刺したというような、あんな事件を聞くと、以前にも酒鬼薔薇事件とか何かそんなのがあって、これはどうしたものだろうかとか、もしくは自動車会社の前に車で突っ込んだとか、派遣労働とかいろいろ雇用形態の不満とかいろいろなものがあつたのかなあと思ったりするんですが、今回のそういう18歳ぐらいの今からという子供たちのそういう事件が、さあつと流れていってもいいんですが、何か警察のほうから見た場合の、どこに問題があるんだろかなあということ世の中に警鐘を鳴らしてもいいような事例がたくさんあるんじゃないかなあと思って、答えとしてはなかなかないかもしれませんが、教育委員会もそういう子供たちが何でそういう育つてそういうふうな犯罪を起こすのかということについては、ある程度こうあつてほしいというのが教育委員会としても言える、もしくは何か方針を立てないかん立場にあるかと思うんですが、警察の場合、いろんな事例をそういうふうに見られて、何か世の中にこうあつてほしいねと、家庭のあり方とか、こうあつてほしいねというのが、ああいう事件の中にいっぱい教訓が私は潜んでいるような気がして、そういうことを警察の方は余り外には言われぬ、メッセージは出てこないものですから、いろんな私たちに訴えていただく教訓をちゅうか、こうなければならぬのよということ何かメッセージを寄せられてもいいような感じがするんですけど、そういうのをもう目が肥えてくるぐらい見ておられるんじゃないかと思って、何かその辺はないでしょうかと思ったところでした。答えはなかなか難しいと思いますが、ごめんなさいね。

○**深田生活安全部長** なかなか答えが非常に難

しいものでございますので、なかなか的確なお答えができずに大変申しわけありませんけれども、確かにそういう特に少年の非行というものについては社会的な大きな問題という部分については、十分子どもも認識をしておりますので、ですから、いわゆる各警察署で非行防止教室でありますとか、薬乱防止教室でありますとか、その他先ほど報告にもございましたけど、少年スクールサポーター等々の活用によって、いろいろ連携をしながら非行防止活動については取り組んでおるんですけども、なかなか背景といいますものは、いわゆる少年自身の規範意識の低下、それからコミュニケーション能力の不足でしょうかね、それから家庭、地域社会の教育能力が低下をしておる。そしてまた少年が自分の居場所を見出せずに孤立化する。そして疎外感を抱いておる。そのようないろいろな複合的な要件でそういう非行が生まれるのかなということで、本県では本委員会でも報告をしましたが、手を差し伸べる支援事業とか、そのようなものをやりながらいろいろ対応はとっておるところでございますけれども、なかなかじゃあということで、どうしたらというなかなか明確な答えが出てまいりませんけれども、そのような、いわゆる補導活動も含めまして、少年に手を差し伸べる事業等々を地道に、非行防止教室も含めまして地道に進めながら、そのようなこと、少年非行、これの防止等に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○太田委員 わかりました。本当に私も質問が難しいなとは思ったんですが、取り調べのさなかに犯罪者との心が合うといいますか、その人の生い立ちやら聞く中で、本当に涙流して取り調べをしたという話も以前聞いたことがあって、可視化の問題もありますけれども、そういうい

い話もあつたりもするものですから、そういうのを何か世の中に教訓として出されることがあつたらいいかなあとと思って聞かせてもらいました。本当に涙ぐましい努力は本当されていると思いますので、そういう出せるものがあつたら出していただくと、私たちもいろいろ県民にそういうことを広めることができるかなと思つて、わかりました。本当に御苦労さまでございます。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上をもって警察本部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時44分休憩

午後 1 時53分再開

○西村委員長 委員会を再開をいたします。

当委員会に付託されました当初予算関連議案について、企業局長の説明を求めます。

○浜砂企業局長 おくれて申しわけございませんでした。企業局です。よろしく申し上げます。

説明に入ります前にお断りを申し上げます。本日の執行部の出席者でありますけれども、開発企画監の喜田勝彦がちょっと体調が不良のためにきょうは欠席いたしております。よろしく御了承賜りますようお願いいたします。

それでは、企業局の提出議案等につきまして説明をさせていただきます。

お手元に配付しております「文教警察企業兼任委員会資料」の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。今回、提出しております議案は、大きな1番の3であります、丸印ですけれども、議案第17号「平成25年度宮崎

県公営企業会計（電気事業）予算」、同じく議案第18号「公共用水道事業予算」、それから議案第19号「地域振興事業予算」、この3件でございます。

また、本日は、その他報告事項といたしまして、一番下の大きな2でありますけれども、国における電力システム改革の動向について報告をさせていただきます。

私からは、平成25年度宮崎県公営企業会計予算（案）のポイント等につきまして御説明を申し上げます。

めくっていただきまして、1ページをごらんください。平成25年度宮崎県公営企業会計当初予算（案）のポイントでありますけれども、これは予算の編成、執行、それから業務運営の各段階を通じまして、指針として毎年掲げておりました、こういうことを意識しながらやっていたということでございます。25年度は3つ、3点掲げてございます。

1点目は、新エネルギーの開発・導入に向けた取り組みの推進でありまして、河川維持放流水や治水ダム等を利用した小水力発電の導入に取り組むとともに、市町村等への支援を強化するものでございます。

それから2点目は、電力の安定供給と災害への対応の強化でありまして、水車発電機等の計画的な点検・整備等を行いますとともに、災害への備えにも配慮した施設・設備の整備を行うものでございます。

それから3点目に、地域貢献の充実と県民への広報PRを掲げてございます。企業局の発電事業に関係するダム上流域の未植栽地等を買収しまして森林整備を行うほか、発電所や工業用水道施設等への見学を通じまして、新エネルギーの普及促進、あるいは小学生等へのエネルギー教育の支援等を行うものでございます。

また、これまでに引き続きまして、ゴルフ場の運営、あるいは一般会計への財政支援などを通じまして、地域貢献や企業局のPR等にも取り組むこととしております。それぞれの関係する主な事業を枠組みで掲げてございます。

次に、2ページでございます。平成25年度宮崎県公営企業会計当初予算（案）の概要でありますけれども、企業局が経営いたします3つの事業につきまして、今年度の状況も含めまして御説明申し上げます。

初めに、(1)の電気事業であります。今年度は、雨が多かったことや効率的な発電に努めたことなどによりまして、供給電力量は、年間の目標値を既に上回っておりまして、順調に推移をしております。来年度の業務予定量といたしましては、今年度の目標とほぼ同じであります。4億9,588万1,000キロワットアワーの供給電力量を予定しております。

その結果、収支見込みにつきましては、その表の平成25年度当初予算における収益的収支の収支残、黒い太枠で囲んでおりますけれども、1億5,357万2,000円の収支残を見込んでおります。

次に、(2)の工業用水道事業であります。今年度の状況は、ほぼ目標どおりの給水量となる見込みでありまして、こちらのほうも順調に推移をしております。来年度の業務の予定量といたしましては、今年度の目標と同じく、13社の企業に対しまして、4,548万5,570立方メートルの総給水量を予定しております。

その結果、収支見込みにつきましては、これも黒い太枠で囲んでおりますけれども、2,790万8,000円の収支残を見込んでおります。

次に、(3)の地域振興事業でございます。今年度の状況は、指定管理者と連携した誘客対策

などに取り組んでおりますけれども、天候不順の影響やゴルフ場間の競争の激化等によりまして、利用者数は、去る2月末現在で目標を1割以上下回っております、最終的にも目標達成できないという見込みでございます。

来年度の業務の予定量といたしましては、今年度の目標と同じく3万7,500人の利用者を予定しております、その結果、収支見込みにつきましては、黒い太枠で囲んでおりますが、215万2,000円の収支残を見込んでおります。

次に、ちょっと飛びますが、9ページをごらんください。来年度の主要事業の概要を掲載しておりますが、その中の主なものを御説明申し上げます。

まず、9ページの(1)企業局新エネルギー導入事業であります。この事業は、本県の地域特性を生かした環境に優しい新エネルギーの有効活用を図るため、小水力発電等の導入に取り組むものでございます。

この中で、2つ目の丸、マル新と打ってございますけれども、「小水力発電設備の設置」であります。これは綾北ダムにおきまして、維持放流水を利用したマイクロ水力発電設備の設置工事に着手いたしますとともに、日南ダムにおいては、治水ダムでは初めてとなる小水力発電の導入に向けて水利権の取得を行うこととしております。

次の「市町村連携マイクロ水力発電実証試験事業」は、市町村と共同で、農業用水路等を利用したマイクロ水力発電設備をモデル的に整備・運営するものでございまして、これも、来年度、新たに取り組む事業であります。

それから、その次の「太陽光発電設備の設置」でございますが、これは日向市にあります北部管理事務所、それから綾第二発電所におきま

て、それぞれ20キロワットと50キロワットの太陽光発電設備を新たに設置するものでございます。

次に、(3)の新規事業「新総合監視制御システム整備事業」でございます。これは、発電所と工業用水道施設を集中監視制御しております総合監視制御システムが老朽化したことに伴いまして、25年度から2カ年をかけて更新するものでございます。

次に、隣の10ページであります、(7)の改善事業一ツ瀬川県民ゴルフ場の利用促進でございます。これは夏場対策といたしまして、ロンブル——日陰をつくるものでありますけれども、ロンブルの増設を行うなど、利用環境を向上させることによりまして、ゴルフ場の利用促進を図ろうというものでございます。

それから、一番下にある表をごらんください。知事部局等への経費支出額をまとめております。平成25年度につきましても、企業局未来創造貸付金のほか多目的ダム管理費用など、総額で15億9,628万2,000円を知事部局等へ支出することとしております。

以上、当初予算案のポイントを御説明申し上げましたが、私ども企業局といたしましては、経営の効率化と、それから経費の節減に努めまして、引き続き健全経営を維持しながら地域貢献、あるいは県民福祉の向上に寄与してまいりたいというふうに考えております。

私のほうからは以上でございますが、詳細につきましては、担当課長等に説明させますので、お願い申し上げます。

○緒方総務課長 それでは、私のほうから今回提出しております議案の詳細につきまして、委員会資料のほうで御説明をいたしたいと思っております。

委員会資料の3ページをお開きください。最初に、議案第17号「平成25年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算」であります。

まず、1の業務予定量であります。年間供給電力量の目標は、4億9,588万1,000キロワットアワーを見込んでおりました。先ほど局長が申しましたとおり、24年度とほぼ同量となっておりますが、正確には祝子第二発電所分の増を見込んでおりました。5,000キロワットアワー多くなっております。

次に、2の収益的収入及び支出であります。事業収益は、総額で43億2,992万6,000円を見込んでおります。まず、営業収益は41億8,131万9,000円で、主なものは九電からの電力料収入の41億3,693万円です。

次に、下のほうですけれども、財務収益は1億2,638万8,000円で、主なものは株式の受取配当金や資金運用による受取利息であります。受取配当金が24年度に比べまして7,764万円減少しておりますが、これは九州電力の厳しい経営状況を考慮し、九電の株式配当金を無配当として見込んだことによるものでございます。

次に、営業外収益でございますが、2,221万9,000円で、24年度に比べ1,812万2,000円減少しております。これも九電の復元株式の配当金を無配当と見込んだことによるものでございます。

次に、事業費でございますが、総額で41億7,635万4,000円を見込んでおります。

まず、営業費用は38億2,911万1,000円で、主なものは職員給与費が9億9,753万4,000円で、これは平成24年10月1日現在の現員現給で計上しております。

減価償却費は11億7,129万8,000円です。修繕費が5億2,724万3,000円で、24年度より1

億2,758万円の増となっておりますが、これは、石河内第一発電所1号水車発電機精密点検など、補修点検工事の増によるものでございます。

次に、共有設備費分担額1億9,256万円は、県土整備部が行っております多目的ダムの管理をするための経費のうち、企業局負担分です。その他の7億4,500万8,000円は、市町村交付金や緑のダム造成事業の費用などです。

次に、財務費用は1億6,470万1,000円で、企業債の支払い利息等です。

次に、営業外費用は1億3,254万2,000円で、主なものは消費税です。

この結果、表の一番下でございますが、収支残は1億5,357万2,000円となり、24年度に比べまして9,607万7,000円の減を見込んでおります。

4ページをごらんください。3の資本的収入及び支出でございます。資本的収入は、総額で6億6,234万3,000円を見込んでおります。

まず、工事負担金の1,184万8,000円は、企業局庁舎のエレベーターと火災報知設備の改良工事に伴う知事部局からの負担金です。貸付金返還金6億5,049万4,000円は、一般会計、工業用水道事業会計、地域振興事業会計からの返還金です。

次に、資本的支出は、総額で26億8,948万5,000円を見込んでおります。

まず、建設改良費の13億5,571万5,000円は、新総合監視制御システム整備事業などに要する費用です。企業債償還金の6億3,375万7,000円は、企業債の元金を償還するものでございます。

次に、貸付金6億円は、一般会計への企業局未来創造貸付金です。

この結果、表の一番下の収支残でございます

が、20億2,714万2,000円の資金不足となりますけれども、これは、表の欄外にありますように、減債積立金や過年度分損益勘定留保資金等を財源といたしまして補填をすることとしております。

次の4の継続費であります。継続費は、単一の工事で工期が1年を超えることが明らかなものにつきまして設定をしておりますけれども、企業局では、改良工事に伴い固定資産の除却費が発生する場合、当該費用は営業費用となりますために、(1)の営業費用と(2)の建設改良費に分けて計上しております。

まず、新総合監視制御システム整備事業は、先ほど局長からもありましたとおり、平成25年度から26年度までの2カ年事業でございます、(1)の営業費用として、既存設備の除却費が発生します平成26年度に1,989万円、(2)の建設改良費として、一番下でございますが、総額9億6,742万9,000円の継続費の設定をお願いしております。

次に、綾北マイクロ水力発電設備設置工事も、平成25年から26年度までの2カ年事業でございます、(2)の建設改良費として総額で8,851万5,000円の継続費の設定をお願いしております。

5ページをごらんください。議案第18号「平成25年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)予算」であります。

まず、1の業務の予定量であります。給水事業所数は13社で、年間総給水量は4,548万5,570立方メートルを予定しております、平成24年度と同じでございます。

次に、2の収益的収入及び支出についてありますが、事業収益は、総額で3億5,401万円を見込んでおります。

まず、営業収益は3億2,941万円で、主なものは、給水事業所13社からの給水料金収入の3億2,597万9,000円であります。給水収益が24年度に比べまして、721万1,000円増加しておりますのは、東ソー日向の常時使用水量の増加が見込まれるためでございます。

次に、営業外費用でございますが、2,460万円で、資金運用による受取利息であります。

次に、中ほどの事業費でございますが、総額で3億2,610万2,000円を見込んでおります。

まず、営業費用は3億672万7,000円で、主なものは、職員給与費6,489万8,000円、減価償却費8,009万円であります。また、委託費4,973万8,000円は、休日監視業務委託などに要する費用、修繕費6,131万7,000円は、操作ますぶた・タラップ補修工事などに要する費用であります。

次に、営業外費用937万5,000円でございますが、これは企業債の支払い利息等であります。

以上の結果、表の一番下でございますが、収支残は2,790万8,000円となり、平成24年度に比べまして、261万9,000円の減を見込んでおります。

6ページをごらんください。3の資本的収入及び支出でありますけれども、資本的収入はございません。

資本的支出は、総額で1億6,843万円を見込んでおります。

まず、建設改良費の5,885万9,000円は、先ほど電気事業会計でも述べました新総合監視制御システム整備事業の工業用水道事業会計の負担分等でございます。企業債償還金1,504万4,000円は、企業債の元金を償還するものでございます。また、借入金償還金8,452万7,000円は、一般会計及び電気事業会計への借入金元金償還でございます。

この結果、表の一番下でございます収支残でございますが、1億6,843万円の資金不足となりますが、これは、先ほどの電気事業会計の場合と同様に、減債積立金や過年度分損益勘定留保資金等を財源として補填をすることとしております。

次に、4の継続費であります。これは、先ほど電気事業会計で御説明しました新総合監視制御システム整備事業につきまして、工業用水道事業が負担する部分につきまして、記載のとおり継続費の設定をお願いするものでございます。

7ページをごらんください。議案第19号「平成25年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算」であります。

まず、1の業務の予定量でございますが、ゴルフコースの年間施設利用者数は、3万7,500人を目標としておりまして、24年度と同じ目標を立てております。

次に、2の収益的収入及び支出についてであります。事業収益は、総額で2,803万5,000円を見込んでおります。

まず、営業収益ですが、2,427万7,000円で、主なものは施設利用料の2,415万円でございますが、これは指定管理者からの納付金でございます。

営業外収益は375万8,000円で、資金運用による受取利息等でございます。

次に、事業費でございます。総額で2,588万3,000円を見込んでおります。

まず、営業費用は2,464万円で、主なものは職員給与費110万3,000円、減価償却費1,075万8,000円、修繕費100万円、その他の経費として、固定資産除却費等の1,177万9,000円であります。

次に、営業外費用は24万3,000円で、電気事業会計からの借入金の支払い利息等であります。

以上の結果、表の一番下でございますか、収支残は215万2,000円となりまして、24年度に比べて26万6,000円の増を見込んでおります。

8ページをごらんください。3の資本的収入及び支出であります。資本的収入は70万円でございますが、これは、財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターが一般財団法人に移行したことによりまして、出資金の返還金でございます。

資本的支出は4,603万1,000円を見込んでおります。

まず、建設改良費の3,306万3,000円は、ロンブル等の設置工事や排水設備改良工事などに要する費用であります。

次の借入金償還金は、電気事業会計への借入金元金償還でございます。

以上の結果、表の一番下でございます収支残にありますように、4,533万1,000円の資金不足となりますが、これも過年度分損益勘定留保資金等を財源として補填をすることといたしております。

私からの説明は以上でございます。

○本田工務課長 それでは、11ページをごらんください。主な新規・重点事業である「企業局新エネルギー導入事業」について御説明をいたします。

初めに、新規事業の「小水力発電設備の設置」についてであります。まず、1の事業の概要ですが、2つ上げております。

1つ目は、綾北マイクロ水力発電設備であります。予算額は840万円で、事業期間は、平成25年度からの2年間の事業であります。事業内容でございますが、昨年4月から発電を開始している祝子第二発電所に続きまして、河川維持放流水を活用した小水力発電の第2弾といたしまして、来年度、綾北ダムの維持放流水を利用し

た最大出力25キロワットのマイクロ水力発電設備の設置工事に着手することにしております。

中ほどの図は、綾北マイクロ水力発電設備の概念図であります。現在、綾北ダムから綾第一発電所に水を送る導水路の途中に分岐管を設置しまして、河川環境の維持のための放流を行っておりますが、今回、その放流水をさらに分岐しまして、赤く表示している部分であります、新たに水車発電機を設置することによって、発電を行うものであります。

2つ目は、日南ダムにおける取り組みであります。治水ダムでは初めてとなりますが、日南ダムにおいて最大出力500キロワット程度の小水力発電の導入に向け、水利権を取得する予定であります。

2の事業効果であります、2点ほど上げております。維持放流水を有効活用することにより、安定的に発電を行うことができること、また、二酸化炭素などの温室効果ガスをほとんど排出しないクリーンなエネルギーを開発することで、地球温暖化防止に貢献できるものと考えております。

12ページをごらんください。新規事業の「市町村連携マイクロ水力発電実証試験事業」についてであります。

まず、1の事業の概要です。予算額は2,000万円で、事業期間は平成25年度ですが、実証試験期間は3年間としております。事業内容ですが、この事業は、市町村と共同で農業用水路等を利用したマイクロ水力発電設備をモデル的に整備・運営することにより、マイクロ水力発電の運用データやノウハウの取得や、課題の把握等を行うこととしております。

企業局は発電機を購入・設置し、市町村は建屋・配管等の附属設備の整備を行います。発電

設備の運営は市町村が行い、企業局は運営状況の検証や技術支援を行うこととしております。発電設備は立地条件にあわせて、1キロワットから5キロワット程度としております。

2の事業効果であります、3点ほど上げております。企業局は、マイクロ水力発電設備の運用データを取得することにより、今後の市町村支援に活用することができると考えております。

市町村は、発電した電力を売電または自家消費することができます。マイクロ水力発電の運営事例を示すことによりまして、小水力発電の普及が促進されるとともに、県民による企業局事業の理解が深まるものと考えております。

説明は以上でございます。

○新穂経営企画監 私からは、来年度予算のうち一ツ瀬川県民ゴルフ場の利用促進及び決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

まず、委員会資料13ページをお開きください。1の事業の目的・背景ですが、一ツ瀬川県民ゴルフ場は、河川敷にあるため木陰が少ないことや、大雨後にコースコンディションの回復に時間がかかることから、ゴルフコースの施設整備を行うことで、利用環境の向上を図ることを目的としております。

2の事業概要ですが、予算額は2,300万円で、財源は全額自己資金です。事業内容は、ロンブルの増設やコース案内看板の設置を行うほか、排水管や排水ますを増設・更新するものです。

3の事業効果としましては、日陰をふやしたり、コースコンディションの改善などプレー環境を向上させることによりまして、利用者促進が図られ、県民の健康づくり・生きがいづくりの場として貢献できるものと考えております。

また、これらハードの整備とあわせて、下のソフト面での利用促進対策にありますように、ゴルファーの底辺拡大のために初心者を対象としたレッスンやコンペの開催など、ソフト面での利用促進にも努めていきたいと考えておりますが、これらの詳細につきましては、別冊の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況のほうで説明いたします。

お手元の「決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況」の13ページをお開きください。さきの決算特別委員会におきまして、下段の⑩番にありますとおり、地域振興事業によるゴルフ場の運営に当たっては、PRの方法を改善するなど、利用促進を図ることにより、ゴルフ場設置の趣旨が生かされるよう努めることとの指摘要望がありましたことから、平成25年度当初予算案における対応状況を報告するものです。

これまでもゴルフ場の利用促進については、指定管理者と協力しながら進めてきたところですが、来年度予算案では、これまでの取り組みに加えまして、一層の利用促進を図るため、ソフト・ハード両面における誘客対策を実施することとしております。

まず、ソフト面では、土曜日曜の参加費無料のコンペをふやしたり、「ひとつせ友の会」会員を花火大会に招待したり、プライベートコンペの幹事の料金を割り引いたりするほか、初心者を対象としたレッスンやコンペなどを実施します。また、新聞広告やダイレクトメールなどの広報にも取り組みます。

あわせてハード面では、ロンブルやコース案内看板の設置、排水設備の改良を実施するとともに、フェアウエー・グリーンの質向上などプレー環境の改善に努めていきます。

これらの取り組みを通して、利用者増を図り、

ゴルフ場の設置目的である住民の福祉の増進に貢献していきたいと考えております。

私からは以上です。

○西村委員長 以上で議案に対する執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんでしょうか。

○横田委員 市町村連携の発電実証試験事業ですけど、これは県内で1カ所だけ試験をされるんでしょうか。

○本田工務課長 当初の予算額の2,000万の内訳をいいますと、設計上は4カ所程度でやろうということで計画しておりますけども、それぞれの落差とか水量で水車発電機の金額が異なりますので、2,000万円以内で計画をしたいと思っております。

○横田委員 市町村のやる気というか、意気込みというか、これはどんな状況なんでしょうか。もうみんなぱっと手を挙げるところがいっぱいあるとか。

○本田工務課長 去年、ここでお配りしましたけども、市町村支援のパンフレットを持って今各市町村を回っていただきまして、初めは市町村の方がそういう地点を見つけていただきまして、我々が見にいったと、選定していこうということを今ちょうど現在やっているところがございますけども、市町村はそれぞれ水力発電というのはなかなかやったことがないということもありまして、なかなかすぐやるとかそういうところはなかなか少ない感じがしておりまして、そういうこともまず我々が今度綾北ダムで25キロとか、去年も35キロの祝子第二つくりましたけども、ああいうのを見ていただいたり、もう少し今回やるのは1キロから5キロですけれども、こういうのをまず取っかかりにつくっていただいて、それを見ていただくと、またさらに進む

んではないかと期待しているところです。

○西村委員長 よろしいですか。ほかに、どうぞ。

○蓬原委員 5ページの収益的収入及び支出、工業用水道のところの職員給与で現員現給とあるんですけど、今この企業局の職員体制というのは何人いらっしゃるって、例えば財政計画の中で、これは知事部局を含めて定数削減をやってきていますけど、企業局の場合はどういう状況になっているのか、状況をお知らせください。

○緒方総務課長 企業局は、定員を117にしておりまして、当初は百二十何人だったんですけども、やっぱり行政改革の一環として定数を減らしてきております。現員は今115名というような形になっておりまして、局長を入れますと116というような形で現員はなっております。

○蓬原委員 わかりました。

○西村委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○横田委員 サイバー攻撃の対象がダムもなり得るという話もちよっと聞いたことあるんですけど、新総合監視制御システム整備事業、こういうのにそういう対策なんかも入ってるものなんでしょうか。

○白ヶ澤電気課長 サイバー攻撃というのが、通常のインターネットホームページだけじゃなくて、制御関係にも関係するということが言われていますので、今回の制御システムは、完全に独立した形で作って、外部とのやりとりをしない形、ですから専用の回線、専用のシステムで監視制御すると、そういうことで外部からは入ってこないような形で作り上げる計画にしております。

○横田委員 わかりました。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。

○太田委員 12ページにマイクロ水力発電実証試験事業というのがありますが、ここに写真も出ておりますけど、1キロワット、5キロワット程度で見た場合、例えば落差とか、さっき出ましたが、どのくらいの落差が必要なのか、大体、どんなもんなんだろうかね。

○本田工務課長 出力というのは落差掛ける水量ですけども、水量が少ないところは、全国を見ますと1メートル程度でもできると、水量が多ければ、そういうふうを考えております。大体5メートルから20メートルとか、普通はその程度の落差があれば1キロから5キロぐらいは水量に応じてできるというふうを考えております。

○太田委員 水量掛ける落差ですか。

○本田工務課長 そうです。

○太田委員 そういうことで、この写真を見ると、こういう小型に管を通してという——管という言い方がいいかどうかわかりませんが、管を通してやっていますけど、こういう市町村になってくると、田舎とか、農業用水とか、滝とか何かそんなのもイメージするんですけど、こういう金属的なものではなくて、水車みたいなちょっとそこの村の風景に合致するような、そしてそれが観光にもつながるような何かそういうアイデアは出てこんかなあと思ったりするんですが、それはもう科学的には難しいんでしょうかね、できないことなのか。

○本田工務課長 私どももちよっと県内を見て回りまして、諸塚村あたりで大きな水車というんですか、木でつくった水車、近くの大工さんにつくっていただいたみたいなんですけど、そういう水車を回して電気柵に利用していると、そういうのもありますし、今度綾町あたりでもちょっと形はよくわかりませんが、あそこの後

ろの周りに流れている水路があるんですけども、そこを利用して水車をドボツとつけて、形がちょっとはつきりわかりませんが、そういうやつも観光にも使うとは聞いております。

○**太田委員** こういう写真とか図で見ると、施設に囲まれて外から見えなかつたりするものだから、何かそういうのも落差の問題とかで可能であればいろいろ形があってもいいかなあと思ったりするものですから、まちおこしとか何かそういう意味でも日之影とか、あの辺あたりはそういうところも多いようだし、何かあり得ないかなあとと思って、金属的な部品でないとなかなかでしょうね、やっぱりね。

○**相葉技監** 委員おっしゃいますように、メーカーによりましては今こういった小水力といいますのは、国内の小さなメーカーが、いわゆるパック、水車と発電機がパックになりまして、水路にそのまま置くような形での、こういった建屋の中に置くというような形でなくて、そういった装置も開発して売るような形になってきていますので、そういった形に合うところがあれば、委員おっしゃいますように観光とかいろんな街灯とかそういったものに使えるものもございますので、その条件に合ったところがあれば、可能ではないかというふうに考えております。

○**西村委員長** ほかに、どうぞ。

○**新見委員** 9ページのこれは(3)新総合監視制御システム整備事業、これのシステム更新ということですが、今のシステムがいつごろ入って、この間、メンテナンス等もあったと思うんですが、メンテナンス料とか、そこら辺をちょっと教えていただきたいと思うんですが。

○**白ヶ澤電気課長** 今の総合制御システムは平成三、四年にでき上がりまして、5年から正式

運用をして、約20年今経過しております。その間の故障というのはほとんど大きな故障はありませんでしたけども、さすが20年たちまして、部品等とか技術者がいなくなってきたということでございます。

あと維持管理費ということでしょうか。

○**新見委員** いや、メンテナンスだけでいいです。

○**白ヶ澤電気課長** メンテナンス費用ということですね。大体年間の200万円前後ということをやっております。

○**新見委員** 今度の新しいシステムは、どこかのメーカーが開発したパッケージみたいな形になるのでしょうか。

○**白ヶ澤電気課長** 発電所の制御ですので、パッケージじゃなくてその都度メーカーと受注者が決まりましたら、そこと詳細を決めて設計する、そして施工するということになります。

○**新見委員** わかりました。

○**西村委員長** ほかに。

○**緒方総務課長** 先ほどの蓬原委員の質問で数字がちょっとあやふやだったので、正確に申し上げます。

平成16年が146人でございましたけれども、29人の削減をいたしまして、現在117の定数になっているということでございます。

○**西村委員長** ほかに。つなぎで私からいいですか。

私から1点、先ほどゴルフ場の件でこの委員会でもたびたびゴルフ場のPRをもっとやれとか、努力を求める発言がこの1年間通してあったんですが、私も一度企業局長杯というのに横田委員と参加させていただいて、途中で雨が降って中止になってしまったんですけども、非常に行いがよくて(笑声)思ったんですが、企業局

長杯みたいなのを、例えば知事杯とか、部長杯とか、もしかしたら警察本部長杯とか、身内の方々の利用みたいなのはどうなっているんでしょうか、教育委員会も含めて。

○**新穂経営企画監** 県庁内については、いろいろ指定管理者ではなくて企業局のほうからPRさしてもらって、例えば全庁掲示板に掲示をさせてもらったりとか、そういう取り組みをやってみて、県庁の方、あるいは県庁OBの方がかなり利用されているというふうには聞いておりますけれども、具体的にどれぐらい年間いらっしゃるかとか、そこまではちょっと把握しておりません。

○**西村委員長** できれば、もうきっちり1人まではやらなくても、先ほどプライベートコンペを県民の方にお願ひするのであれば、まず身内から課対抗でやりませんかとか、そういうことをぜひやっていただいて、一番頼みやすいところからふやしていくのもいいかなと思います。当然土日のほうが利用客が多くてなかなか割り込めないということもあるかと思いますが、ぜひそのあたりから全庁的な取り組みに発展していただけるように要望します。

○**蓬原委員** 10ページ、知事部局等への経費支出額、相当な金額を貸し付けなりいろいろしていただいて、企業局は企業局として存在していることのすばらしさというか、ありがたさというか、その意味というか、ここに大きな存在感があるのかなあというふうには思うんですが、内訳がいろいろありますけど、もうちょっと詳しくせいかくですからPRも兼ねて説明して、どこにどうやってどう動かしている支出だと。

例えば一般会計借入金償還金とありますよね、過去に一般会計から借りて逆にそこは返しているのかなとかあるんですけど、もうちょっと詳

しく説明していただくとありがたいと思います。

○**緒方総務課長** 知事部局への経費の支出関係でございますけれども、まず一番上の企業局未来創造貸付金は、その上のほうにも資料が載っておりますけれども、22年度から25年度にかけてまして、毎年6億円ずつの貸し付けを行っております。貸付利率が大体0.1%ということで、非常に安い金利で貸し付けをしているということでございます。これをもとに知事部局では、エネルギー対策とか森林対策とかそういうようなものに対する財源という形にさせていただいております。

あと一ツ瀬川、小丸川の上流域の森林保全機構負担金ということで、これは1,500万ですけれども、九電なんかも一緒に小丸川系は濁水が非常に多くて、やっぱり山が荒れているということで、環境森林部が中心となって機構をつくっておりますけれども、それについて企業局が水源地を水源涵養するというところで1,500万円ほど負担金を出しております。

あと多目的ダム管理費用とか、水利使用料というのは、御存じのとおり多目的ダムの管理関係でございます。

それと、一般会計の借入金償還金といいますのは、工業用水道事業会計で整備するのに一般会計からの借り入れを行っております。現在がまだ約15億ほどあるわけなんですけれども、それに対する償還という形で毎年4,400万円ほど返還をしているということでもあります。

あと市町村交付金といいますのは、企業局の施設がある市町村に固定資産税相当額をお支払いしているということで、市町村への経費支出ということも行っているということでございます。

以上でございます。

○蓬原委員 地方消費税というのは。

○緒方総務課長 この地方消費税といわれるものは、いわゆる消費税の地方分ということで、うちの分が払っているような、購入したときに払ったりとかそういうことでございます。

○蓬原委員 その分は出るという意味じゃ。じゃあせっかく確認ですから、多目的ダム管理費用というのは県土整備部の歳入になるんですか。

○本田工務課長 おっしゃるとおり、多目的ダムを共同で管理しておりますので、アロケーションを決めまして、各ダムごとにアロケーション違うんですけども、支出しておりますので、その多目的ダムの改良修繕工事は、来年度はトータルで13億程度やるというふうに予算化されておりますけど、そのアロケーション比率でここに書いてある4億8,000万程度が企業局の負担分ということになっております。

○蓬原委員 ですから、この受け入れる会計は今どこに入れているわけですか。この支払い先の受け入れの会計はどこで受け入れているわけですか。

○本田工務課長 一般会計に、うちから出すということです。

○蓬原委員 一般会計の何会計かな。

○本田工務課長 電気事業会計から一般会計へ。

○蓬原委員 一般会計の歳入内訳のところは何項目になりますか。雑入、わかれば教えてください。

○浜砂企業局長 正確ではないかもしれませんが、多分、諸収入の中の受託事業収入等として区分してあると思います。

○蓬原委員 わかりました。

○西村委員長 ほかに。

○太田委員 5ページに予算が出ていますが、事業収益が上がるであろうというところでは、

東ソー日向がという言い方をされましたけど、水を使う企業だろうと思いますが、中国木材とかは将来可能性としてはあるんでしょうかね。

○新穂経営企画監 まず、東ソー日向ですけれども、東ソー日向は今の受水企業でありますけれども、リチウムイオン電池の部材をつくっている会社で、今、電池の需要が伸びているということで生産ラインをふやすということで、25年度から使用水量がふえるという予定になっております。

それから、中国木材につきましては、当初ほとんど水を使わないというふうにお聞きしていたんですけども、先日、新聞等に出ましたように呉に持っていくはずのバイオマス発電所を細島のほうに建設するというふうに計画が変わったということで、今お聞きしておりますのは、1日2,400トンほど使用水量が発生するんじゃないかというふうにお聞きしております。

○太田委員 だから、プラスの要因が将来期待されるころではあるわけですね。わかりました。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

○新穂経営企画監 委員会資料の14ページをお開きください。国における電力システム改革の概要について説明いたします。

1の検討機関及び経過ですが、経済産業大臣の諮問機関であります総合資源エネルギー調査会の中に、昨年2月、電力システム改革専門委員会が設置され、合計12回の委員会を経て、ことし2月に報告書が取りまとめられたところで

2の報告書の主な内容ですが、まず、(1)小

売りの全面自由化があります。現在、50キロワット以上の大口需要家に限り、電気の購入先を選ぶことができる仕組みとなっていますが、これを全ての需要家に広げるもので、例えば一般家庭でも九州電力以外から購入することもできるような仕組みにしようとするものです。

これにあわせて、電気料金も自由化されますが、実際には需要家保護の観点から激変緩和のための経過措置期間を置いて、段階的に実施されることとなっています。報告書では、実施のめどを平成28年とされています。

(2)の卸規制の撤廃ですが、現在、電力会社の電気供給を補完する位置づけとしての卸電気事業者や卸供給事業者には総括原価による料金規制や供給義務といった卸規制が課せられています。公営電気も卸供給事業者に該当しますが、小売りの全面自由化にあわせて、電力会社の供給を補完する位置づけとしての事業制度は廃止するものです。報告書では実施のめどを平成28年としております。

(3)送電分離については、現在、電力会社が発電から送電、配電、小売りまで一貫して実施していますが、送配電線を他の事業者が利用しやすくするために、電力会社の送配電部門を独立させ法的な別会社とするものです。報告書では実施のめどを平成30年から32年とされています。

3の今後のスケジュールにありますように、今国会に電気事業法の改正案が提出される予定となっております。

なお、電力システム改革による企業局の電気事業への影響につきましては、局内に独自の勉強会を設置して対応を検討するとともに、全国の公営電気事業者の組織を通して情報収集や対応に当たるなど、今後の改革の具体的な展開に

的確に対処できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○西村委員長 報告事項に関する執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○横田委員 素人で全然イメージが湧いてこないんですけど、九電以外の電力会社からも個人の家庭でも買えるということなんですけど、でも同じ電線を通ってくるわけですよ。それどういうふうにならば買ったとか何ぼ売ったとかいうのはわかるのかね。

○新穂経営企画監 以前、電話がNTT、昔は電電公社からしか引いてもらえなかったのが、電話線はNTTの電話線のままいろんなところと契約ができるというふうになりましたけれども、あれと同じように電線は今の電線を使いませうけれども、売ってくれる相手先はいろんなところと選べるというような状況です。

○横田委員 例えば個別個別で契約をするとしたときには、もう個別個別で価格交渉をするということになるんですか。

○新穂経営企画監 大口はいろんなところとそういう個別交渉されますけれども、一般家庭がそういう個別交渉をするというのは難しいと思いますので、実際は売る側がいろんなメニューを用意して、例えばうちは昼間が安くて夜が比較的高目ですとか、逆の設定とか、あるいはうちの電気は環境に優しい自然エネルギーを中心につくった電気ですとか、いろんな売りを用意してメニューを示されて、その中から自分が気に入ったところを選ぶという仕組みじゃないかというふうに考えます。

○横田委員 企業局も家庭に売電するというのも可能になるのでしょうか。

○新穂経営企画監 小売り全面自由化というのが一番にありましたけれども、ここで今までの電力会社以外でも誰でもというか、それなりの設備があれば電気が売れるという仕組みそのものはそういう仕組みです。ただ、実際、企業局がそういうことができるかといいますと、例えば設備規模としましては、水力発電だけに頼っていますので、必要なときに必要な電気が必ずしも供給できるかとか、そういう問題等もあって、実際は難しいのかなというふうには考えております。

○横田委員 はい、ありがとうございます。

○西村委員長 ほかに。

○蓬原委員 同じこと過去に出たんでしょうけど、企業局の今所有している発電設備の出力の合計は幾らでしたかね。

○新穂経営企画監 今、15万8,035キロワットになっています。

○蓬原委員 15万8,000キロワットが現在の能力ということじゃね。

○西村委員長 ほかにありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上をもちまして企業局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時51分休憩

午後 2 時53分再開

○西村委員長 再開をいたします。

ということで、きょうは終わります。

お疲れさまでした。

午後 2 時53分散会

平成25年 3 月 13 日 (水曜日)

政策調査課副主幹 牧 浩 一
議事課主任主事 田 代 篤 生

午後 1 時 53 分再開

出席委員 (6 人)

委 員 長	西 村 賢
副 委 員 長	清 山 知 憲
委 員	蓬 原 正 三
委 員	横 田 照 夫
委 員	太 田 清 海
委 員	新 見 昌 安

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長	飛 田 洋
教 育 次 長 (総 括)	高 原 みゆき
教 育 次 長 (教育政策担当)	長 濱 美津哉
教 育 次 長 (教育振興担当)	山 本 真 司
総 務 課 長	梅 原 裕 二
財 務 福 利 課 長	入 倉 俊 一
学 校 政 策 課 長	西立野 康 弘
学 校 支 援 監	今 村 卓 也
特 別 支 援 教 育 室 長	武 富 志 郎
教 職 員 課 長	川 畠 達 朗
生 涯 学 習 課 長	津 曲 睦 己
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	田 村 司
文 化 財 課 長	田 方 浩 二
人 権 同 和 教 育 室 長	花 岡 道 義

事務局職員出席者

○西村委員長 おはようございます。委員会を再開いたします。当委員会に付託されました当初予算関連議案について教育長の説明を求めます。

○飛田教育長 教育委員会でございます。おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、平成25年度当初予算案等につきまして御説明させていただきます。お手元の「文教警察企業常任委員会資料」をお願いいたします。薄い冊子でございます。表紙をお開きいただき、左側のページにあります目次をごらんください。今回御審議いただく議案は、議案第1号「平成25年度宮崎県一般会計予算」、議案第15号「平成25年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算」、議案第16号「平成25年度宮崎県育英資金特別会計予算」の3件でございます。また、「その他の報告事項」といたしまして、県立高校生の就職状況について説明させていただきます。

それでは、1ページをごらんください。教育委員会に係る「平成25年度宮崎県一般会計予算、「平成25年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算」並びに「平成25年度宮崎県育英資金特別会計予算」について、各課室別に一覧にいたしております。

平成25年度の当初予算額についてであります。表の下から5段目の太線で囲んであります合計の欄をごらんください。一般会計の合計は1,061億6,287万5,000円であります。また、下から2段目の太線で囲んであります合計の欄をごらんください。特別会計の合計は16億7,181万円であり、よって、総計は一番下の欄に記載しておりますように1,078億3,468万5,000円であり

ます。これは平成24年度当初予算額に対しまして12億8,555万6,000円の減、率にいたしまして対前年比98.8%となっております。

次に、見開きになっておりますが、2ページ、3ページを縦にしてごらんいただくとありがたいと思います。「第二次宮崎県教育振興基本計画」の施策の体系に沿いまして平成25年度の教育委員会の主な事業をお示ししたものでございます。

資料の上のほうをごらんください。第二次宮崎県教育振興基本計画は、宮崎県総合計画未来みやざき創造プランの分野別施策、「人づくり」の部門別計画として策定いたしました。この計画は5つの「施策の目標」で構成いたしておりますので、施策の目標ごとに主な事業を御説明させていただきます。資料の上のほう「第二次宮崎県教育振興基本計画」と書いてあります四角枠の下をごらんください。

まず、施策の目標Ⅰ「県民総ぐるみによる教育の推進」であります。ここでは本件を支える人づくりのために、社会全体の教育力の向上を図るための事業で構成いたしております。

この中で右側の事業名の一番上の事業「みやざき「親学び」プログラム事業」、その下、「共に学び支え合う理解啓発推進事業」及びその下「支え合う仲間づくりピア・サポート活動」推進事業」は、次の世代の親を育む取り組みなどを総合的に進めたいとのねらいから3つの事業を提案させていただいたところであります。

資料から離れますが、現代の子育てにおいては、人や地域とのかかわりや周囲が子育てを支援する環境が薄れている傾向も見られますことから、孤立に近い状況の家庭も存在し、親やその子供も多くの問題や悩みも抱えている場合があります。

そこで、現在の親の学びの支援も視野に入れ

ながら、特に次の世代の親の育成などを支援し、安心感を持って子育てに取り組んでいただきたいとの思いから、この3つの事業を構築いたしました。親としての学びの提供、お互いに支え合う家族や社会のきずなづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、施策のⅡ「生きる基盤を育む教育の推進」は、学校教育において知・得・体の調和を図りながら、子供たちに生きる力を身につけさせるための事業などで構成しております。

右側の事業名の一番上の事業、「支援をつなぐ」特別支援教育エリアサポート構築事業」では、障がいのある子供の学びをこれまで以上に支援するため、地域すなわちエリアの実情に応じて専門性に優れた教員や専門家を効果的に活用しながら、きめ細やかに小中学校等を支援するためのシステムづくりや、それらをつなぐ一貫した地域支援体制の構築に取り組んでまいります。

次に、施策の目標Ⅲ「自立した社会人・職業人を育む教育の推進」は、自立した1人の人間として力強く、たくましく生き抜く力を育むとともに、郷土を愛し、郷土を支え、地域社会をよりよくしていく活動に積極的に取り組む意識や態度などを育成する事業で構成いたしております。

右側の事業名の一番上の事業、「自立した社会人・職業人を育む宮崎キャリア教育総合推進事業」では、子供たちが自立した社会人・職業人として、たくましく社会を生き抜くことができるように、これまで以上に教育現場と地域や企業などとの連携を図り、地域の教育資源を積極的に活用し、子供たちの発達の段階に即した小・中・高一貫したキャリア教育の推進に取り組んでまいります。

次に、施策の目標Ⅳ「魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実」は、教育環境の整備・充実を一層推進する事業で構成いたしております。右側の事業名の一番上の事業、「「学び続けよう!!」教職員資質向上推進事業」では、本年度内に策定いたします教職員の資質向上実行プランに基づいて、校内でのOJT、すなわち日常の業務遂行の中での研修の充実等を通して若手教職員の育成を図るとともに、教員養成段階や教職員の経験等に配慮しながら資質・能力の向上に取り組んでまいります。

次に、施策の目標Ⅴ「生涯を通じて学び、挑戦できる社会づくりの推進」は、県民一人一人が生涯にわたる学びやスポーツや文化活動に取り組まれる中で、自己実現を図れることを目指した事業で構成いたしております。

右側の事業名の一番上の事業、「めざそう世界無形文化遺産！みやぎの*神話魅力発信事業」では、県内に継承されている貴重な民族芸能である200余りの神楽を映像等により記録保存し公開するとともに、ユネスコ無形文化遺産登録を目指した調査・研究を行い、みやぎの神楽の魅力を広く情報発信するものであります。

私からの説明は以上であります。平成25年度当初予算における新規・改善重点事業の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

先ほど事業名で一つ言い間違いをしたようです。済みません、訂正させていただきます。右側の事業名の一番上の事業、めざそう世界無形文化遺産！みやぎの「神楽」を「神話」と言ったそうですが、「みやぎの神楽魅力発信事業」でございます。失礼いたしました。

○西村委員長 教育長の概要説明が終わりました。

引き続き説明をお願いいたしますが、今回3班に分けて議案の説明と質疑、その他、報告事項の説明、質疑を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたしますので、御協力をよろしくをお願いいたします。また、歳出予算の説明については、重点事業・新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

※このページ右段に訂正発言あり

それでは、総務課、財務福利課、学校政策課の審査を行います。議案に関する説明を求めます。

○梅原総務課長 総務課関係について御説明申し上げます。

お手元の「平成25年度歳出予算説明資料」をお願いいたします。総務課のインデックスのところ、ページで申し上げますと431ページをお願いいたします。

一般関係予算30億9,272万3,000円をお願いしております。以下、主なものにつきまして御説明を申し上げます。

433ページをお願いいたします。上から5段目、(事項)「委員報酬」の1,078万8,000円であります。これは教育委員の報酬に要する経費であります。

次に、真ん中あたり(事項)「職員費」の15億8,531万1,000円であります。これは教育委員会事務局職員の人件費でございます。

次に、下から2段目、(事項)「一般運営費」5,453万4,000円であります。これは本庁及び教育事務所の運営に要する経費であります。

次の434ページをお願いいたします。下から2つ目の(事項)「教育広報費」の2,857万6,000円あります。これは教育広報に要する経費であ

ります。このうち説明欄(2)の「テレビ教育広報事業」は、教育委員会が行うキャリア教育や弁当の日などの特色ある教育施策、文化・スポーツ事業などをテレビを通して広く県民の皆様にお知らせするものです。

次に、(3)の新規事業、「つながる・ひろがる「県民総ぐるみ」教育広報事業」に305万円を計上しております。これはインターネットを使った動画共有サービスを活用して、テレビでは伝えきれない各学校の取り組みや教育長を初め教育委員会からのメッセージなどをスピーディーにお伝えしたいと考えております。

次の435ページをお願いいたします。上から3段目、(事項)「教育研修センター費」の8,970万8,000円であります。これは教育研修センターが実施します教職員のための研修や保護者・児童生徒等からの教育相談などに要する経費であります。

次に、真ん中あたり社会教育費の(事項)「職員費」10億7,159万7,000円であります。これは生涯学習課等の社会教育関係職員の人件費でございます。

次に、下から2段目、保健体育費の(事項)「職員費」2億4,465万3,000円であります。これはスポーツ振興課等の保健体育関係職員の人件費でございます。

総務課関係は以上であります。

○入倉財務福利課長 財務福利関係について御説明申し上げます。

お手元の「歳出予算説明資料」の財務福利課のインデックスのところ437ページをお願いいたします。

財務福利課の当初予算は、総額で65億9,739万円でございます。その内訳につきましては、一般会計が49億2,558万円、特別会計が16億7,181

万円であります。

それでは、一般会計に係る主な事項について御説明いたします。

439ページをお願いいたします。ページの中ほど(事項)「維持管理費」につきまして6億9,539万6,000円を計上しております。これは県立学校の営繕、環境整備、防災対策等に要する経費であります。また、維持管理費のうち(説明)欄の4の(2)にあります新規事業「県立学校施設防災機能等向上事業」につきまして1億4,040万2,000円を計上しております。事業の詳細につきましては、後ほど「常任委員会資料」にて御説明申し上げます。

次に、440ページをお願いいたします。(事項)「県立学校緊急耐震対策事業費」につきまして5億857万5,000円を計上しております。これは児童生徒等の安全と良好な教育環境の確保の早期実現を図るため、平成25年度末までの完了を目指して耐震補強工事等を実施するものであります。平成25年度におきましては、10校17棟において耐震補強工事等を実施する予定であります。

次に、(事項)「育英事業費」につきまして3億1,758万5,000円を計上しております。これは育英資金特別会計の事業に係る経費の繰出金等であります。

次に、(事項)「教職員住宅費」につきまして2億1,611万8,000円を計上しております。これは教職員住宅の修繕工事に要する経費及び公立学校共済組合より融資を受けた建設費用の償還等に要する経費であります。

次に、441ページをお願いします。ページの一上、(事項)「高等学校等生徒修学支援基金事業費」につきまして1億7,886万9,000円を計上しております。これは東日本大震災で被災し、

本県へ避難している幼児児童生徒に対する支援に係る経費等及び経済情勢の悪化を受けて平成21年度から設けられた高校生に対する貸し付けに係る事業費の育英資金特別会計への基金からの繰出金であります。

次に、(事項)「教職員福利厚生費」につきまして6,148万8,000円を計上しております。これは教職員の心身の健康づくりを支援するため健康診断や各種研修、相談事業などを実施するものであります。

次に、(事項)「学力向上推進費」につきまして2億6,657万6,000円を計上しております。これは県立学校の教育用コンピューターに係るリース費用等でありまして、平成25年度末で4,176台の契約を予定しております。

次に、(事項)「恩給及び退職年金費」につきまして1億4,376万2,000円を計上しております。これは現在の共済組合制度に移管する前に退職した元教職員に対して支給される恩給等に係る経費であります。

次に、442ページをお願いします。ページ上のほう(事項)「一般運営費(高等学校)」につきまして13億8,981万4,000円を計上しております。これは高等学校における光熱水費、警備等各種業務委託及び教材教具の整備の執行等に要する経費であります。

次に、その下の(事項)「海洋高校実習船費」につきまして1億6,483万8,000円を計上しております。これは海洋高校の実習船「進洋丸」の実習航海等の経費及び実習船の維持管理に要する経費であります。

次に、443ページをお願いします。ページの一番下、(事項)「一般運営費(特別支援学校)」につきまして3億1,813万1,000円を計上しております。これは特別支援学校における光熱水費、

各種業務委託及び教材教具の整備等に要する経費であります。

次に、444ページをお願いいたします。ページの一番上、(事項)「就学奨励費(特別支援学校)」につきまして1億6,548万2,000円を計上しております。これは特別支援学校に在学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、必要な経費を支給するものであります。

次に、ページの中ほど、(事項)「学校給食運営管理費」につきまして1億3,714万1,000円を計上しております。これは特別支援学校等14校分の給食調理業務委託に要する経費及び学校給食調理施設設備の整備に要する経費でございます。

一般会計の主な事項につきましては以上であります。

続きまして、特別会計についてであります。

446ページをお願いいたします。「県立学校実習事業特別会計」であります。(事項)「高等学校実習費」につきまして1億9,003万8,000円を計上しております。これは農業系の学科を有する高校7校における農業実習に要する経費でありまして、生産物の売り払い収入を財源に生産実習に必要な材料の購入等に要する経費に充てるものであります。

次に、447ページをお願いいたします。育英資金特別会計であります。(事項)「育英事業費」につきまして14億8,177万2,000円を計上しております。これは高校生及び大学生等への奨学金の貸し付け及び返還金の収納等の業務を行うものであります。(説明)欄の1にあります。育英資金貸与事業に貸付金などとして14億5,799万8,000円を計上しております。

また、(説明)欄の4にあります新規事業「育

英資金返還促進強化事業」につきまして62万2,000円を計上しております。これは国から高校生に係る奨学金事業の移管を受け、今後、返還者の増加が見込まれる中で滞納者も増加していることから、新規返還者に対する電話による催促業務の外部委託による強化及び長期滞納者等に対する法的措置の実施を行うものであります。これにより返還未済額の縮減を図ることとしております。

特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、新規事業の事業内容等について、お手元の「常任委員会資料」にて御説明いたします。

「常任委員会資料」の4ページをお願いいたします。新規事業「県立学校施設防災機能等向上事業」であります。

1の「事業の目的・背景」であります。東日本大震災以降、学校施設の避難場所としての機能が再確認されていますことから、学校施設の機能向上に取り組むものであります。

2の「事業の内容」であります。太陽光発電設備を整備し、被災時の停電に対応するものであります。県北地区は延岡しろやま支援学校に、県央地区は宮崎北高校に、県南地区は日南高校において、それぞれ整備を行う予定であります。

3の「事業費」であります。1億4,040万2,000円を計上しております。

4の「事業効果」であります。避難場所としてより充実した機能が付加されることや生徒の環境教育の教材としての活用や平常時においても電気の供給が可能であることから、経費の削減が図られると考えております。

なお、事業期間は、平成25年度から27年度までの3カ年であります。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御報告申し上げます。

資料かわりまして、「決算特別委員会の指摘要望事項にかかる対応状況」と表紙に書かれた資料の最後のページ、13ページをお願いいたします。上段の四角囲みの17番「奨学資金貸付金の収入未済額が膨大となってきたので、他県の徴収方法等も参考にしながら、収入未済額縮減を図ること」との指摘要望事項に係る対応状況であります。

育英資金貸与事業につきましては、日本学生支援機構が実施していた高等学校等奨学金事業が平成17年度入学者分から県に移管され、平成20年度以降返還者が毎年約1,200名ずつ増加しております。それに伴って滞納者も増加しております。このことから平成25年度当初予算におきまして、他県の返還促進の取り組みも参考にいたしまして、新規事業「育英資金返還促進強化事業」をお願いしており、滞納者に対して電話による催促の強化や法的措置を行うこととしております。

また、平成25年度からは収納率の向上につながる口座振替制度や返還時の負担を軽減するため貸与額を選択できる制度を新たに導入することとしております。

さらに、現在取り組んでおります滞納者並びに連帯保証人に対する催告の強化や滞納の未然防止のため、申請の段階から本人や保護者への返還に対する意識づけを徹底する取り組みを行い、収入未済額の縮減に引き続き努めてまいりたいと考えております。

財務福利課関係については以上でございます。

○西立野学校政策課長 学校政策課関係の当初予算につきまして御説明いたします。

「歳出予算説明資料」の学校政策課のインデッ

クスのところ449ページをお開きください。学校政策課の当初予算額は9億327万3,000円を計上しております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

451ページをお開きください。中ほどの事項「県立高等学校再編整備費」2億5,808万5,000円で説明欄の1「西諸県地区総合制専門高校設置事業」であります。これは西諸県地区の3校の再編統合を行い、新設の総合制専門高校として小林秀峰高校を設置したことに伴う実習棟の解体や栽培実習を行うための温室の新築等の施設整備を行うものであります。

次に、事項「学力向上推進費」5,509万4,000円であります。このうち説明欄の3、改善事業「自立した社会人・職業人を育む宮崎キャリア教育総合推進事業」1,114万円ではありますが、後ほど「委員会資料」で説明させていただきます。

ページをめくっていただきまして、452ページの上から2つ目の事項「指導者養成費」2億6,030万5,000円で、説明欄の4、改善事業「わくわくなるほど小学校理科教育プロジェクト事業」394万2,000円であります。これは小学校教員の理科の授業力を向上させるため、県教育研修センターにサイエンスアドバイザーを2名配置し、県内の小学校へ理科に関するさまざまな情報を提供するとともに、学校からの要請に応じて小学校を訪問し、観察・実験の充実のための具体的な支援を行うものであります。

一番下の事項「生徒健全育成費」7,588万円で、説明欄の1、改善事業「いじめ・不登校のない夢・心を育む学校づくり推進事業」1,558万2,000円ではありますが、後ほどこちらも「委員会資料」で説明させていただきます。

次に、453ページの中ほどの事項「就職支援活

動促進費」8,391万3,000円で、説明欄の1「未来を拓く高校生就職支援事業」であります。これは進路指導体制の充実を図るため県内の企業訪問による求人確保や生徒の進路相談等を行う進路対策専門員を配置するとともに、学校と関係機関が連携した就職支援連絡協議会等の開催により就職支援を行うものであります。

ページをめくっていただきまして、454ページをお開きください。上から1つ目の事項「産業教育振興費」5,368万7,000円であります。このうち説明欄の4、改善事業「将来の高度職業人育成事業」102万2,000円ではありますが、これは工業科における職業教育の充実を図るために産業界等の協力を得て、高度技能者から工業科の生徒が高度な技術・技能を習得するとともに、高校生ものづくりコンテスト全国大会等への出場経験を通して、将来のものづくり産業を担う高度職業人を育成するものであります。

次に、5、新規事業「県立高校の6次産業化人材育成事業」576万4,000円、7の新規事業「復興から新たな成長へ農業教育充実事業」3,600万7,000円ではありますが、こちらも後ほど「委員会資料」で説明させていただきます。

455ページが一番下の事項「学校安全推進費」1,919万円であります。このうち説明欄の1「意識が変わる・行動が変わる学校防災推進事業」1,486万1,000円ではありますが、これは東日本大震災や新燃岳噴火等への対応から得た教訓に学び、生涯にわたり自分の命を自分で守り抜く児童生徒を育成するため、教職員の資質の向上を図りながら、専門家を活用した地域ぐるみの防災教育等を実践し、その実行性のある取り組みを県内全ての学校に広げるとともに、災害発生時に機能する情報配信体制を整備するものであります。

次に、5、新規事業「通学路安全推進事業」90万円ですが、これは児童生徒の登下校時における通学路の安全を確保するため、特に対策が必要な市町村に対して通学路安全対策アドバイザーを派遣し、専門的な見地からの必要な市道・助言のもと、学校、教育委員会、関係機関等の連携による通学路の合同点検や安全対策の検討を行うものであります。

「歳出予算説明資料」につきましては、以上でございます。

次に、「委員会資料」により、新規・改善事業の説明をさせていただきます。

「委員会資料」の5ページをお開きください。改善事業「自立した社会人・職業人を育む宮崎キャリア教育総合推進事業」であります。

1の「事業の目的・背景」であります。現在、産業や経済の構造的変化や雇用の多様化など、子供の進路を取り巻く環境が大きく変化している中で、「若者の社会的・職業的自立のおくれ」や「学校から社会・職業への円滑な移行」が重要な課題となっております。

そのため、本県の子供たちが、自立した社会人・職業人として、たくましく社会を生き抜くために、社会的・職業的自立の基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育を小・中・高等学校で推進するものであります。

2の「事業の内容」であります。①「学校と家庭・地域・企業をつなぎ、学びの質を高める横の連携事業」、②「小中高をつなぎ、一環教育による学びの系統性を高める縦の連携事業」の2つの柱により、それぞれ①から③にあります3つの取り組みを実施するものであります。

まず、①横の連携事業の①「産学官連携キャリア教育推進事務局の設置・運営」では、県全

体の推進を図るトータルコーディネーターと1市町村をパイロット地区として指定し、その推進を図る地区コーディネーターを配置します。また、それぞれのコーディネーターは、地域の企業や人材を生かした教育活動の支援・指導を行うとともに、学校と家庭や企業との協力体制づくりのための協議会の開催や啓発活動を行います。

②「宮崎キャリア教育県民フォーラムの開催」では、県民上げてのキャリア教育フォーラムを開催し、県全体で子供たちを育てる機運を高めていきます。

③「県立高等学校のキャリア教育の充実」では、インターンシップの実施や地域人材を生かした外部講師の招聘を行い、子供たちが自分の生き方について考える機会を設けていきます。また、普通科高校におけるキャリア教育の研修会を開催し、これまで以上に普通科高校のキャリア教育の充実に努めます。

次に、(2)縦の連携事業の①「パイロット地区による小中高一貫したキャリア教育研究協議会」や②「小中高をキャリア教育の視点でつないだ一貫教育推進合同研修会」を開催し、小中高一貫して子供たちを育てていく意識を高めていきます。

3の「事業費」であります。1,114万円を計上しております。

4の「事業効果」であります。本事業に取り組むことによりまして、地域や社会をよりよくしていく活動に積極的に取り組もうとする意識や態度の育成が図られるとともに、将来の宮崎県を担う自立した社会人・職業人として力強くたくましく生き抜く力を系統的に育むことができるものと考えております。

なお、事業期間は、平成25年度から27年度ま

での3カ年であります。

次に、6ページをお開きください。改善事業「「いじめ・不登校」のない夢・心を育む学校づくり推進事業」であります。

1の「事業の目的・背景」であります。いじめや不登校などは複雑な要因が関係していることが多く、その対応も個々のケースに応じたものが求められるなど、喫緊の課題となっております。

そのためスクールソーシャルワーカーやスクールアシスタント等を配置し、各学校の教育相談体制の充実を図るとともに、教職員の生徒指導に関する研修の充実を図れるよう、宮崎県版生徒指導資料の改訂を行い学校教育活動の支援を行うものであります。

2の「事業の内容」であります。①「スクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーの配置」では、社会福祉等の知識や技術を有するソーシャルワーカーを学校に派遣し、問題を抱える児童生徒に対して、課題解決を図るとともにスクールソーシャルワーカーの資質の向上を図るため、スーパーバイザーを新たに配置し、スクールソーシャルワーカーに対する指導、助言等を行います。

②「スクールアシスタントの配置」では、教職経験者、青少年指導者などの地域の人材をスクールアシスタントとして問題を抱える生徒が多い学校に配置し、児童生徒、その保護者に対する対応等の支援を行います。

③「合同連絡協議会の開催」では、スクールソーシャルワーカーとスクールアシスタントが一堂に会し、相互の情報共有や行動連携を図るため、合同連絡協議会を開催します。

次に、(2)「学校教育活動の支援」では、各学校における校内研修の充実、教職員の生徒指

導力の向上を図るため、平成18年度に改訂を行った宮崎県版生徒指導資料の改訂を行います。

3の「事業費」であります。1,558万2,000円を計上しております。4の「事業効果」であります。本事業に取り組むことによりまして、スクールソーシャルワーカーとスクールアシスタントを配置することにより、教育相談体制の充実を図り、問題を抱える児童生徒、その保護者に対して、きめ細かな指導・支援を行うとともに、宮崎県版生徒指導資料の改訂を行い、各学校での教職員が活用することにより、生徒指導に関する研修の充実が図られ、教職員の資質向上につながるものと考えております。

なお、事業期間は、平成25年度から27年度までの3カ年であります。

次に、7ページをお開きください。新規事業「県立高校の6次産業化人材育成事業」であります。1の「事業の目的・背景」であります。これからの農業教育において、農業の6次産業化・農商工連携に対応できる人材の育成が求められていることから、栽培・飼育から加工、流通・販売までを一貫して行う経営を学ばせる教育内容の構築を図るものであります。

2の「事業の内容」であります。①「商品開発力強化のための学習」では、学校生産物を活用した商品開発に関する研究や、その研究における商品開発に関して専門的なノウハウを持った企業等から指導・助言を受けるとともに、商品開発に取り組む企業等への教職員の派遣研修を実施します。

②「流通・販売力強化のための学習」では、地元の朝市やイベントなど校外での販売実習や県外の先進的なフードビジネス関連企業等への生徒の派遣研修を実施するとともに、首都圏の企業等との連携による学校生産物の流通・販売

や農産物の流通・販売を行っている経営者等による生徒向けの講演会などの出前授業を実施します。

3の「事業費」であります、576万4,000円を計上しております。

4の「事業効果」であります、本事業に取り組むことによりまして、農業の6次産業化・農商工連携等による高付加価値化に取り組む意欲の高い担い手の育成や食品関連産業で活躍する意欲のある人材の育成、また農業教育を担当する教職員の指導力向上が図られるとともに、関係機関、関連企業との連携を強化することにより、生徒の新たな進路開拓につながるものと考えております。

なお、事業期間は、平成25年度の1カ年であります。

次に、8ページをお開きください。新規事業「復興から新たな成長へ！農業教育充実事業」であります。

1の「事業の目的・背景」であります、口蹄疫で大きな被害を受けた児湯地域のさらなる活性化のためには、農業・農村の発展や新たな創造・展開に積極的に取り組む人材の育成が必要となることから、高鍋農業高等学校において、地域農業が抱える課題に柔軟に対応できる担い手の育成のために必要な教育環境を整備し、教育内容の充実を図るものであります。

2の「事業の内容」であります、「みやざきブランド農産物の生産を学ぶ教育環境整備」として、畜産農家から園芸作物の栽培農家へ経営スタイルを転換する場合の知識や技術を実践的に学ぶために、多品目の栽培に対応できる施設・設備の整備を行います。

具体的な整備の内容であります、育苗用や生産用の単棟ビニールハウスの新築や既存の生

産用連棟ビニールハウスの分離改修、水田を畑地へ改修するための暗渠排水の設置を行うものであります。

3の「事業費」であります、3,600万7,000円を計上しております。

4の「事業効果」であります、本事業に取り組むことによりまして、生産に関する基礎的・基本的な知識や技術に加えて、農業の6次産業化を実践する意欲のある担い手の育成や高鍋農業高等学校の活性化、児湯地域の農業や関連産業で活躍する人材の育成、さらには本県農業の新たな成長へ向けて取り組む意欲と創造性を備えた担い手を育成することができるものと考えております。

なお、事業期間は、平成25年度の1カ年であります。

学校政策課は、以上でございます。

○西村委員長 議案に関する説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○太田委員 資料のほうでいきますと、取り組む年度が25年度から27年度までとか、もしくは25年度だけで終わりますよという事業の取り組みなんですけど、予算上の制約とかそういったのがあるかもしれませんが、事業によってはモデル的にやってみて、これは継続してやるべきかなというのも出てくるのかなと思うのですが、一応年度を3カ年とか単年度でされたというあたりの意味はどういうふうになりますか。継続すべきものも出てくるのかなという気もするんですが。

○入倉財務福利課長 県立学校施設防災機能等向上事業につきましては、県内3校の学校に太陽光パネル等を設置しまして行う事業でございますけれども、これにつきましては先ほど御説

明申し上げましたように、再生可能エネルギー事業を利用しまして行うものであります。そちらの採択を受けて実施するものでありますけれども、今後引き続き要望して、その基金の活用等をお願いしながら市町村や民間企業との調整を図りながら進めていくということで考えております。今そのために3カ年ということを取りあえず設定させていただいております。

○太田委員 参考に、そのほかのところはどうでしょうか。

○西立野学校政策課長 学校政策課の復興から新たな成長へ農業教育充実事業あるいは県立高校の6次産業化人材育成事業等は、復興対策基金等も活用しながら事業を展開させていただきますので、1年というふうになっております。その他の事業は継続性も必要なことから、3年というふうにお願いしております。

○太田委員 25年度で終わるというのはもう、基金上の性格からやむを得ないことなんですよ。その他の3年とかいうのは将来の含みとして、場合によっては継続があるのかなという考え方を持っとってもいいんですかね、場合によってはということであれば。

○西立野学校政策課長 学校政策課の事業に関しては、そういう継続性を踏まえながら考えております。

○太田委員 わかりました。

○西村委員長 ほかに。

○蓬原委員 「歳出予算説明資料」でいきたいと思えます。434ページのテレビ教育広報事業、インターネットの動画による広報ということでしたが、これは新規事業じゃないんですが、実績があると思うんですが、アクセスの数、どれぐらいの方がアクセスしていらっしゃるか。そういうことを教えてください。

○梅原総務課長 今おっしゃいました434ページのテレビ教育広報とユーチューブの関係ですけども、まず、ユーチューブのほうは新しく25年度でさせていただこうというものでございまして、今からでございまして新規でございます。

○蓬原委員 そうですか。わかりました。インターネットと言っても、まだまだ普及率は、インターネット見られる人というのはやっぱり数に限りがあるので、どの程度のアクセスがあるものか、やっぱりカウントしていただいてまた御報告いただくとありがたいと思っています。

次が、一通り言っていていいですか。440ページの耐震補強工事、10校17棟ということでしたが、これで全部学校の耐震は終わることでしょうか。残りがあるとすればどれだけあるか。

○入倉財務福利課長 耐震補強工事につきましては、10校17棟で全て終了するというところでございます。

○蓬原委員 次のページ441ページ、教職員福利厚生費の安全、健康に関することなんですが、途中で現職であって病気になられてお亡くなりになる方、大体どれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○入倉財務福利課長 ちょっとお待ちください。済みません。

○蓬原委員 ゆっくり行きましょう。

○川島教職員課長 今年度で申しますと現時点までに教職員ですけども、7名の方がお亡くなりになっています。

○蓬原委員 心を病まれる方が非常に最近多いわけですけども、そういう御病気の方、教職員の先生方の中での病気の種別と申しますか、概念的に大体どういう病気が一番多いのでしょうか。

○川畠教職員課長 休職者数で申し上げさせていただきます。休職者数は今年度12月末現在ですけれども107名の方が、いろいろな病気で休職をとっております。この中でやはり多いのは精神疾患でございます、70名というふうな数字が出ています。

○蓬原委員 後は。

○川畠教職員課長 後は、細かくは数字がございませんが、いわゆる悪性新生物でありましたり、脳疾患でありましたり、さまざまな生活習慣病、そういったものかと思えます。

○蓬原委員 わかりました。次にいきますが444ページ、県立学校の運動場整備というのがあるので、ここは説明がなかったのですが、ちょっと詳しく説明してください。

○入倉財務福利課長 県立学校運動場整備につきましては、県立学校の運動場とか防球ネット等について整備を行うものでございますけれども、平成25年度につきましては延岡工業高校、日南くろしお支援学校、この2校について運動場の整備を行うこととしております。

○蓬原委員 それはどういう運動場ですか、タータンの全天候型とかそういうものでしょうか。

○入倉財務福利課長 通常の県立学校の運動場につきましては土のグラウンドでございますが、日南くろしお支援学校につきましては人口芝を張った運動場としております。

○蓬原委員 わかりました。447ページ、育英資金返還促進強化事業であります、滞納者が非常に多いということですが、外部委託をして電話等ということなんですが、この外部委託先はどのような方が想像されるんですかね。

○入倉財務福利課長 この事業につきましては、先般の決算特別委員会でいろいろ御意見をいただいております、他県の例等も参考にするよ

うにというような御意見もいただいております。それを受けまして外部委託ということを入れたわけでございますけれども、外部委託先としましては債権管理会社とか、またはそれに近いような業務が可能なところ等を考えております。

○蓬原委員 ちょっと確認します。いわゆる債権の取り立てと言ったらいかんですけど、そういうところ専門にしておられる組織、会社ということですか。

○入倉財務福利課長 そういったところも考えられるかなと。ただ今回の業務につきましては電話での架電催促業務ですので、もう少し範囲が広げられるのかなとも考えております。

○蓬原委員 まず、本人に対して催促されるわけですね。

○入倉財務福利課長 おっしゃるように、まずは御本人にと考えております。

○蓬原委員 わかりました。454ページ、説明欄の4番、将来の高度職業人育成事業、工業科の技能・技術向上のためにやるということでしたが、これは技能だけということですか。いわゆる技能オンリー、技能だけに。意味がちょっとおわかりにならないと思いますが、技術と技能というのがありますよね、技術と技能、だから……

○西立野学校政策課長 はい、こちら技術も含めて技能も。技術も含めてです。

○蓬原委員 民間で言う場合の技術と技能というのは違うんですね。技能というのは溶接をしたり、カットをしたり、組み合わせたり、色を塗ったり、これ技能ですよ。技術はそれ以前のいろんなノウハウを必要として、例えば材質をどうするかとか、どういう基準にするとか、設計的なそういう部分で、これ基本的に分けるんですよ。だから、そのこの明確な考えが、

技術屋を育てるのか、技能者を育てるのかという、明確になっているのかなという。

○西立野学校政策課長 この事業は工業系の2年生を考えております。2年生だと高校1年、2年たって、それらの技術を学校で、基礎的な技術のある程度学んだ生徒を対象に、今委員がおっしゃるように技能の部分に高度職業人から学んでいくと。技能のほうに焦点になります。

○蓬原委員 技能ですね、技能のほうに焦点を置かれてますよね。

○西立野学校政策課長 はい。

○蓬原委員 それによって将来の、例えば会社に入っても進む道が違って来るんですよね。技術の方面、技能のほうでは違って来るんで、その焦点の当て方によって育て方が根本的に違うと思います。で、質問しました。技能のほうに重点を置かれているんですね。

それと資料の県立学校施設防災機能等向上事業、太陽光発電なんですけど、3年間でやられるということですけども、これは容量的にはどの程度のものをお上げになるんでしょうか。

○入倉財務福利課長 それぞれの容量でございますけれども、3校とも同じ規模で入れたいと考えております。太陽光パネルにつきましては20キロワット。

○蓬原委員 20キロワット。

○入倉財務福利課長 はい。それから、これにつきましては蓄電設備を今回は入れたいと考えております。蓄電設備につきましてはそれぞれ30キロワットの蓄電機能を持つものを入れたいと考えております。

○蓬原委員 これは3年ですが、事業費が1億4,000万、これは1億4,000万を3年間で使うというものですか、単年度でことし1億4,000万、また来年度幾らで3年間ですか。

○入倉財務福利課長 基本的には単年度の事業費でございます。

○蓬原委員 ということは、単純に言うと3年間やっていくと、この3倍ぐらいかかるというふうに理解していいんですか。

○入倉財務福利課長 おおむね、そのぐらいかかると考えております。

○蓬原委員 この電源は、固定価格全量買い取り制度に乗っかるやつということに理解していいんですか。

○入倉財務福利課長 今回計画しておりますこの3校分につきましては、日常に学校の中で使用したいと考えておまして、全体の学校での使用量につきましては一部にしかというか、余り大きいものではございませんので、全てそれぞれの学校で消費したいと考えております。

○蓬原委員 学内消費ということですね、外に売るまでの容量はないよということで理解していいんですね、わかりました。しばらくゆずります、どうぞ。

○横田委員 歳入の説明資料のほうの財務福利課の440ページですけど、一番下の教職員住宅費、これは現在この住宅が何戸あって、入居率はどれぐらいかをちょっと教えてください。

○入倉財務福利課長 平成24年度の入居率等ですが、入居可能戸数が471戸ございまして、入居戸数が340戸、入居率は72.19%であります。

○横田委員 その471戸ちゅうのはもう、全県下に散らばってつくられているんでしょうか。

○入倉財務福利課長 県内全県下に広がっております。

○横田委員 72.19%ということですけど、何かもうちょっと入っていただけたらいいのになと思うんですけど、そこらあたりの例えば指導というかそこら辺はされているんでしょうか。

○入倉財務福利課長 教職員住宅につきましては、人事行政を円滑に行ったりする上で大変重要な施設であると考えております。しかしながら、近年は民間住宅のほうはかなり充実してきておりますことや道路網の整備等に伴って、かなり通勤圏も拡大しておりますことから、入居率がこういう現状になっているのかなとは考えております。

○横田委員 ちゅうことは、だんだん必要性が薄まってきているということかなと思いますけど、将来はどのような方向に持っていかれるのでしょうか。

○入倉財務福利課長 先ほど申しましたように教職員住宅については大変重要な部分も持っていると考えております。そのために必要な分については残していかないといけないと考えておりますが、必要性の薄くなってきたところについては今後、募集の停止等を考えていかないといけないのかなとは考えております。

○横田委員 わかりました。次に、入らせていただきますけど、444ページですけど、学校給食運営管理費の1番、学校給食運営普及指導費が1億3,000万ということで、ちょっと額が大きいなというふうに感じるんですけど、これはどういう使い方をされているのでしょうか。

○入倉財務福利課長 学校給食運営普及指導費につきましては、特別支援学校13校及び宮崎東高校の夜間部で完全給食を実施しておりますけれども、これに伴う委託料、学校給食の運営を外部に委託しておりますけれども、この14校分の委託料が主な経費でございます。

○横田委員 じゃ、食材とかそういうのも全部ここに入っているということなんでしょうか。

○入倉財務福利課長 この経費につきましては、主に人件費とか運搬に係る経費でございます、

食材費等につきましてはそれぞれ受益者のほうに負担いただくという形になっております。

○横田委員 わかりました。じゃ、次に移りませうけど、学校政策課の455ページですけど、一番下の新規事業、通学路安全推進事業、これはアドバイザーを派遣されて安全対策の検討とかをされるということですけど、例えばこの検討の結果、県土整備部とか市町村の土木関係のほうに歩道を設置要請したりとか、そういうことまでつなげられるのでしょうか。

○今村学校支援監 御指摘のとおり昨年になりますが、通学路の緊急点検というのを実施したところでごさいます、それを受けまして12月に道路関係部局、警察部局、そして教育委員会合同で連携の協議会を持ったところでごさいます。この新規事業につきましては、今委員のおっしゃったように、新たにそういう点検箇所で危険箇所として出てきたこと等も含めまして、今後どのようにしていくかというようなことを専門的な立場からアドバイスいただくと。それらをもとにそれぞれの市町村におきまして、と言ってもモデル市町村になりますけれども、警察、それから道路関係のところへの連携を図りながら改善を図っていくという、そういったものでございます。

○横田委員 私たちもいろいろお願いすることがあっても、なかなか予算の関係でできないことが多いものですから、皆さんたちがそうやって出資していただけると、もっと大きな力になるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひします。

もう一ついいですか。この委員会資料のほうの5ページですけど、自立した社会人・職業人を育む宮崎キャリア教育総合推進事業、これと合致するかどうかちょっとよくわからないんで

すけど、以前から3Kとか4Kとかいう言われ方がありましたよね。最近はそれがもっと進んでいるんじゃないかなというふうに感じるのが結構あるんですよ。例えば環境関係の仕事、ごみ収集とかそういう会社とかに行ったときに、私たちいつも言うんですけど、どんな仕事でも必ず社会にいろんな形で貢献しているんだと、だから頑張ってくださいということを言わせてもらっているんですけど、絶対そうだと思うんですよ。職業必ずいろんな形で社会貢献していると思うから、そういったこともこういう事業の中で子供たちにしっかりと伝えていただくといいなというふうに思うんですけど。

○西立野学校政策課長 おっしゃるとおりだと思います。この新たな事業の中で小中高連携しながら、また労働局が発表している高校生の3年以内の離職率というのは、一番新しいのは22年度ですが、それ以前は4割近くあったのが今は20%ぐらいまでに来ております。

そういう中で一番離職の理由が、「自分が思った職とは違った」というのが第1の離職の原因に上がっておりますので、こういうキャリア教育を推進しながらそういうミスマッチもできるだけ解消していきたいと思っております。

○西村委員長 ほかに。

○新見委員 まず、歳出予算説明資料の439ページです。先ほど説明がなかったんですけど、一番下に「県立学校のPCB廃棄物処分事業」という7,600万措置してありますが、この内容についてももう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

○入倉財務福利課長 県立学校のPCB廃棄物処分事業についてでありますけれども、いわゆるポリ塩化ビフェニル、PCBにつきましては、現在使用が禁止されております。しかしながら、

廃棄の方法等につきまして、なかなか処分が簡単にできるものではございませんので、現在は集中管理校を決めまして、そこに一時的に保管して26年度までにこれらを処分したいと考えております。例えばPCBに使われておりますものは蛍光灯の過去使っておりました安定器とか、低圧コンデンサー等であります。これらを25年度、26年度までかけて全て処分したいと考えております。

○新見委員 ということは26年度で終わるということですけども、これまた過去もずっとこういった予算が計上されてきていたんですね。

○入倉財務福利課長 PCBの廃棄物処分につきましては、近年は平成23年度におきまして安定器を1,243個処分しております。さらに24年度におきましても1,444個の蛍光灯の安定器等について処分を行ったところであります。

○新見委員 それと441ページですか、下のほうの学力向上推進費、教育環境の整備で教育のIT化、リース費用ということで2億6,600万計上してありますが、これはリース費用だけとか、ほかに機器の更新とか機器の新たな設置とか、そういうのも含まれての予算ですかね。

○入倉財務福利課長 学力向上推進費につきましては、県立学校の整備済みの教育用コンピューターを、従前は備品購入費におきまして購入しておりました。備品として購入しておりましたけれども、それらにつきましては耐用年数を迎えたものから順次リースにて更新することとしております。この中身につきましてはコンピューター本体、それからそれに伴うソフトウェア等でございます。今後は全てリースによるものにかえていきたいとは考えております。

○新見委員 それとこっこの委員会資料のほうですが、4ページ、これは新規事業ですけれど

も、とりあえずこの25年度はここに記載の3校ですけれども、先ほどのお話からすると今後2年間で9校までいくのかなと思います。まずこの25年度で3校を選ばれた背景をちょっと教えていただきたいんですが。

○入倉財務福利課長 この事業につきましては、とりあえず先ほど申し上げました再生可能エネルギー等の導入基金を使う上で、3校について認めていただいたと。来年度以降については、私どもとしては引き続き導入をお願いしたいということで考えてはおりますが、まだそういったどこどこにとか、そこに入れるという話はいただいておりませんので、先ほど申しましたように市町村や民間企業との調整の中で今後決定されていくかなと考えております。

この参考にしたという理由でございまして、比較的校舎が新しいというのが一つございます。と言いますのは、耐震化をほとんど終えておりますけれども、ある程度重量のあるものを上に載せるというようなこともございまして、とりあえずはある程度新しい部分、それと立地条件としまして、ある程度津波等とか地震等の避難場所等になる場所ということで、ある程度高台にあるようなものも選ばせていただきました。そういったものに地域性等を加えまして、3校を今回は選ばせていただいております。

○新見委員 それと7ページです、県立高校の6次産業化人材育成事業、この事業の中で2番の(1)の③ですね、商品開発に取り組む企業等への教職員派遣研修という項目が上がっておりますが、この商品開発に取り組む企業を選ぶ基準というか、そこら辺ちょっと教えていただきたいんですが。大きな2番の(1)の③ですね。

○西立野学校政策課長 6次産業化ということ

で、農業高校で生産から販売、加工販売までそういう部分の学校と連携している企業というか、そういうのを販売してくれている企業とあるいは宮崎県出身者OB等が都会で起業されている方の企業、そういう部分を現在のところは考えております。

○新見委員 企業の選定はこれから考えていかれるということですかね。

○西立野学校政策課長 企業の選定はそれぞれの学校を指定していきますので、そこと連携していきながら今後選定していきたいと思っております。

○西村委員長 ほかにありませんか。

○蓬原委員 ちょっと太陽光にこだわっていますけど、3校で1億4,000万ということなんですけど、蓄電池と工事費が高いのかなと思うんですけど、大体太陽光キロワット40万というんだそうです。だから20キロワットですから800万。蓄電池は30キロワットということなんですけど、これは1基どれぐらいして、後工事費はどれぐらいかなと思うんですけど。大枠工事費の内訳、教えてもらえますか。

○入倉財務福利課長 施設防災機能の控除事業の予算についてであります。今回事業費として1億4,040万2,000円を計上させていただいておりますけれども、このうち今おっしゃった太陽光パネルに関連する部分については、1校当たり1,800万。大体私どもも現在大分下がってきたんですけども、60万から90万の間かなということでは考えております。今回は90万ということで基本的には予算を算定しております。それは場所的な問題も若干ございまして、学校の校舎の屋上等を考えておりますので、1キロワット当たり90万ということで計算しまして、20キロワットですと1,800万かな。蓄電池につきましては、

それぞれ2,000万円という形で考えております。

それから、全体の経費になるわけですが、これ以外に設計委託として300万ほどを1戸当たり100万ほどで考えております。さらに今回お願いしております県立学校施設防災機能等向上事業につきましては、一部に2月の追加補正で県立学校の避難経路整備事業2,300万ほどお願いしておりますけれども、この経費についても当初はこの事業の中で一緒にやることとしておりましたが国からの緊急経済対策ということで、24年度の補正予算において実施することといたしましたので、当初予算の編成作業後に要請があったことから、個々にその2,300万が入っております。

以上です。

○蓬原委員 ちょっと確認をとります。避難経路2,300万がこの中に入っているということですね。

○入倉財務福利課長 避難経路関係の2,340万2,000円が入っております。

○蓬原委員 入っていますね。キロワット90万ということですが、これはいわゆる高い屋根の上に載せる工事を含めて、大まかなつかみとしてキロワット90万という算定だというふうに理解していいですか。

○入倉財務福利課長 設置にかかる分をそれも含めて1,800万と考えております。

○蓬原委員 専門じゃないから詳しく聞いてもあれでしょうけど、一般的にはキロワット40万と言われていきますから、それは一般の住宅用とかそういう平易なやつだと思えるんですけども。そういうふうに理解します。

それと光熱費の削減、かなりの削減になると思うんですけども、ここまでの見込みをある程度算定されていれば教えてください。

○入倉財務福利課長 今回平常時20キロワットということであれなんですけれども、宮崎県は日照時間が2,000時間を超えるという地域で、全国でも有数の日照時間を誇るわけでございますけれども、学校での電気代というのは現在入札によって単価を決めておまして、大体10円ぐらいでございます。それを計算しまして、それから家庭ですと365日毎日電気を使用するんですけども、学校には休業日等もございます。その関係で、その分等を勘案しますと、年間で約24万円ほどかなと考えております。

○蓬原委員 私の計算とほぼ合いました。1キロワットのパネルが年間に売り出すキロワットはあるんですよね。後は幾らで買っているかという話なんですけど、大まかそういうことだろうと思います。全量価格買い取り制度でいくと45円とかいう高い金額ですから、その4倍ぐらいいくわけですよね。今はそれでお金になる予定のことをやっているんですけど、10円ということであればその分が要らなくなるわけだから24万ぐらいですよ。さすがだと思いました。御苦労さんでした。

○西村委員長 ほかに。

○太田委員 財務福利課のほうに育英資金のことで、実は補正組みましたけど、それも議決しましたが、ちょっと新年度予算に関連があるものですから確認させていただきたいんですが、今度の補正で5億3,000万ほど、私どもが説明では何か見込みを上回って交付されましたということではうれしい悲鳴かなという思いがしたわけですけど、5億3,000万ほど補正されました。この5億3,000万というのは、いわゆる日本学生支援機構から交付されたものと見ていいんですかね。

○入倉財務福利課長 この部分については、日

本学生支援機構から交付されたものであります。

○**太田委員** ということは、この補正を組んだ5億2,000というの、この交付された名目、なぜどういうものに使う名目、なぜ、どういうものに使うものとしてやる、これは貸し借りの原資として使いなさいという名目なんですかね。

○**入倉財務福利課長** 日本学生支援機構からの交付金につきましては、平成17年から国のそれまで日本育英会が実施しておりましたものを各県において実施するということになりました関係で、全国で2,000億、宮崎県で約72億が交付されるということで聞いております。これを10年から15年かけて交付するという形になっておまして、全て高校生等を対象にした奨学金の貸付金に充てられるということでございます。

○**太田委員** いわゆる、高校生の部分だけが移管されたわけですよ。しかし返還となると、ここに書いてあるように1,200名ぐらいずつ増加しておるといことで、じゃ、返還をする時期になると高校生であった子供たちは、大学生かもしくは社会人になっている対象者なんですよ。こういう部分だけが移管されたというのは何か機構側の事情があったんでしょうか。身近に各県で対応したほうが、いわゆる収納率も上がるとか何かそういう意味があったんでしょうか、分離先で。

○**入倉財務福利課長** 当時平成17年度につきましては、いわゆる国のほうでさまざまな改革が実施された時期でございます。国において実施すべきもの、各都道府県において実施されるもの等について見直しが行われまして、この高校生に対する育英資金につきましては、各県において実施するのが適当であろうということで県のほうに移管されたものであります。

○**太田委員** わかりました。それで、それらの

交付金というか、これは原資として使うわけだから、ごめんなさい、言葉が悪いかもしれんですけど、うまみはあるなしで考えたときにはそんなにかないかなという感じはするわけですけど。ただ、新たな返還業務を、こういう返還促進等を図らなければならないというのが、ちょっと負担として出てきたとするなら、その辺はどうだったのかなという、これはもうしょうがないことなんですけど思うところですが。

後ちょっと確認なんですけど、5億ほどの補正を2月今度議決しましたけど、これはまだ決算されてないから、いずれ決算が出たときに、もう一回補正をせんにやいかんことになるということなんですか。これは5億の補正を今度組んだのです、24年度予算で。これで幾らかまた額が、繰り越しの額が変わるだろうと思うんですが。これはもう一回補正予算をせんといかんという意味も含まれますか。

○**入倉財務福利課長** 交付金に係る部分につきましては、既に交付決定が行われておりますので、交付金にかかわる部分については追加の補正は、今のところ必要ないのではないかと考えている。

○**太田委員** ごめんなさい、447ページのところの説明で、(事項)のところ繰越金4億4,600万というのがありますよね。育英事業費の(事項)の中で、繰入金、繰越金、諸収入というのがありますが、繰越金が4億4,600万、これは確定してないんですよ。

○**入倉財務福利課長** 平成24年度分の予算につきましては、当然まだ確定はしておりませんので、決算を待つて決算の中で御報告をさせていただくことになるかと考えております。

○**太田委員** わかりました。それと、いじめ・不登校のない学校づくりの推進事業であります

けど、学校政策課のほうですね。教育長が最初説明されたように、この資料の中で次の親を育てていくという視点を持って取り組みますということになっておまして、そのあたりが今後また大事なことなのかなという感じがするんですよ。というのは、このいじめ・不登校の問題というのは、目的のところは背景で書いてありますが、複雑な要因が関係しているということですから、なかなかこれだということとはもう決められないと私たちも思っているんですけど。

この前東京の吉祥寺で、若い女の子を2人の18歳の男の子が刺して、わずかな金を奪うためにというのは何か、今までの不幸な事件いっぱいありましたけどね、酒鬼薔薇事件とかありましたが、今回のはちょっとまた違うねという感じがするんですよ。いわゆる18歳の親御さんたちも恐らく断定はできませんけど、ゲーム機で育った世代かもしれない。それからそういう環境的な遺伝の中で、子供たちがまた育ったかもしれないと思うと、何かいわゆる親を教育するという視点がどうも今後大事だなという感じがするわけですよ。

これは私、県警のほうにも同じような質問したんですけど、子供さんたちがやっぱり素直に育ててもらいたいと思って、学校関係でこんな取り組みいっぱいされるんですけども、何か漏れててどっかに手を当てなきゃいけないのに、そういう子供さんたちが育っていくちゅうのは非常に不幸なことだなと思って、回答はないかもしれないけれど。複雑な要因が関係しているということだから、私たちのほうでは多少いじめということとで考えたときに、社会的ないじめとして働く人たちがどうも派遣労働者とかそういう人たちが、もう4割も占めるような今の世の中で、社会自体がもう働くことをいじめて

いるんじゃないかというような感じもするんですよ。そういう社会に皆さん方が子供さんたちを純粹に育てて送り出すということが非常に難しくなっているような。

今横田委員が言われたような視点も私あって、職業に貴賤の別はないということで誇りを持って社会に出てもらいたいと思うんですが、少し世の中も厳しくなっているところあるかなという思いもするものですから。ごめんなさい、長くなりましたけど、親を育てるといふところも頑張っていたきたいなと思いつつやるところです。あれば、ごめんなさい。

○飛田教育長 同じようにやっぱり心を痛めております。いろんな学校からの相談を我々は受けておるんですが、あるいは親御さんからの相談も受けているんですが、特に例えば2ページ、3ページを見ていただきますと、後でまた担当課長が関連のところで説明しますので深入りはしないつもりですが、家庭教育学級の支援をしたり、PTAの支援をしたり、生涯学習等で今そういう支援もさせていただいているところですが、そういうところで使えるようなプログラムを開発したい、そしてそういうものを普及していきたい。ひょっとすると福祉部門と連携をすると、例えば母親になる時期の乳児健診とかそういったものを使えないとか、いろんな模索をしてみたい。

それから、2番目に書いてある共に学び支え合う理解啓発推進事業というのは、障がいのある子供がどの親にも生まれてくる可能性があるんですよ。そのときにどういう受けとめ方ができるかというようなことにも少しメスが入れられないかなというようなことを考えています。

それから、共に支え合う仲間づくりピア・サポート推進活動につきましては、やっぱりコミュ

ニケーションをどう図っていくか。ピアというのは同じ仲間という意味でして、高校生が高校生のカウンセリングができるとか、そういう仲間でカウンセリングができる、いろんなことを切り口は、課は違うけど、一緒になって教育委員会としてチームでやれないかなというようなことを、課長会等で議論しながら一つの筋をそういうことで考えさせていただいたところです。

一つ一つのアクションを起こしていくことが全体としてはなかなか完全にはならなくても、プラスにつながるというような気持ちでやっていきたいと思います。

以上でございます。

○西村委員長 ほかに。

○清山副委員長 一つだけ、ちょっと言いにくいけれども話題にしたいと思うんですが、この資料の2ページ、3ページの縦で見るところの施策の目標Ⅱの、ここで言う「伸ばそう学力・高めよう授業力」から「グローバル人材育成のための」という3つの項目が該当すると思うんですけれども、もっと高い学力を伸ばすようなこと、もしくは学力をとにかく伸ばしていくところに積極的になっていただけないかなと思うことがあります。ちょうどこの間前期試験、国公立大学の前期日程の合格発表があって、ちょっと伺ったんですけれども、これ雑誌に載ったりするんで個人情報伏せられたまま数字を聞いたところ、例えば県立西高なんかは、ことし7名が東大に受験して現役が2名と浪人生の方が2名の4名が前期で合格されたという数字を聞いたんですけれども、余り数字一つ一つ言うつもりはないんですが、すごく少ないなという印象を率直に受けて。

13年前私がいたころなんかは、西校だけでも浪人生合わせて東大は30人受験して、10人ぐら

いが合格して、もっと前は、多分飛田教育長あたりがいたころは合格者だけで20人前後いたような時代で、私の時代でも随分少なくなったねと言われていたんですけれども。東大というのは一つの象徴なんですけど、よく議会でも国とのパイプが出る話題になりますけど、今回の副知事、あえて国から1人連れてくるというように、非常にこの地方自治やっていく上で国とのパイプやら有能な人材というのも県庁の中で必要になってくると思うんですけれども。例えばそういう霞ヶ関あたりにいる人材なんかは輩出しているところというのは、東大を中心にそういう国立大学が多く輩出していて、またその他のグローバルビジネス、グローバル人材育成のためと書いておりますけども。

グローバルビジネスに参画しているような人材というのはやはり、それはいろんな大学から活躍されている方いますけれども、やはり中心となっているのは、そうした非常に高い学力を持った方々が活躍されているという印象を受けていて。一つ分析で、東大と京大で非常に海外への留学生の数が結構違うと。その背景を見るとやはり、東大のほうが東京にいてグローバルビジネスされているところにインターンシップに行くとか、また外国人に触れ合うとか、そういう環境も背景もあるんじゃないかという分析を見たことがあるんですけれども。とにかくそういった人的ネットワークとか情報とか、もしくはストレートに学ぶ環境により優れているところに身を置くことで、さらにポテンシャルを伸ばしていける部分もありますし、県としてはそうした環境、端的に言えば大学にポテンシャルを有している学生は積極的に伸ばしていくというような攻めの姿勢も大事なんじゃないかなと。

なかなかこれ言いにくいというか、批判受ける部分もあるので話題にできないかもしれませんが、近年のこういう例えば象徴として、東京大学なんかも本当に激減してきていると思うんですが、そうした進学の実績についてどういうふうに考えておられるか、ちょっと聞きたいなと思ひまして。

○飛田教育長 担当課長が答えることかもしれませんが、私のほうで思いをちょっと話させていただきます。実はキャリア教育の中で、もっとも大事にすべきことというのは何になるかということより、例えば職業として何を選ぶかということも大事ですけど、その職業について何をするのか。例えば中央官庁のキャリアになって、例えば日本を背負うんだというようなところまで言えるような子供たちを育てていくことが大事だと思っております。

それはいろんな職業についてそんなことは言えると思うんですが、私非常に印象的な教え子というのは、東大出て今キャリアになっている教え子もおりますし、一方では沿道修景をきれいにしたいがために「私は造園業者になって、宮崎の草刈りをやりたい」と言っておる教え子も、いろんな教え子がおります。

宮崎西高の附属中をつくったときのねらいというのも、実は優れた知性、豊かな人間性を基盤としながら、日本はもとより世界で活躍できるような人材をつくりたいと。その意味において、一つは中央官庁とかあるいは世界をリードしながらやられている方を、宮崎の子供たちにどう見せるかということは非常に大事で、実は東京大学等の発表に合わせて上京している子供たちがたくさんおひまして、そのとき国の官僚のキャリアの方からお話を聞くというような取り組みも、実は学校レベルで今やっております。

それから、宮崎の企業と連携しながら、宮崎出身の方でトップの日本の企業、大手上場の一流会社の社長さんあたりに来ていただいて、千数百名の高校生に聞いていただく。それは各学校でもやっていることですが、そういう取り組みをさせていただいております。

例えば宮崎西校の1期生のことを個人名でいろいろ上げるのはちょっと問題があるかもしれませんが、御存じのとおり報道もされておりますので、世界生物学オリンピックで銀メダルをとってくれた子供、それから全日本学生音楽コンクールで最優秀賞声楽部門でとって甲子園で歌を披露してくれた子供あるいは物理学チャレンジ全国大会のやつで日本の宮崎西校は銀賞をとりましたが、そういう歴史というのは新たな歴史、一つのステージが動き出したと思っております。

東大合格者数についても、ことしを見ますと、まだ前期しか終わっていません。後期はなかなか入りにくいというのはわかりますが、ここ3年の中では県内の県立高校、これ一番多く合格をいたしております。西校の場合には理数科ということがあって、医学部志向と結局東大志向と、その子供たちがどうであるか、あるいはもちろん厳密に私たちはシビアに分析して学力向上をどれだけ図れたか、受験学力を含めた大きな学力というものを含めながら考えていくことが大事で、そういうことを県民の皆さんの期待に応えるあるいは県政の課題に応える。地域枠をつくっていくときに医学部についても教育委員会がかかわっているのは、恐らく日本では宮崎県だけだと思ひんですけど、そういうことにやっぱり果敢にチャレンジしていきたいし、やっぱり反省すべきところはきちっと反省して、次の展望に向けてしっかりとまた努力をしていきたい

いと思います。

○清山副委員長 ちょっと細かいことをお尋ねしたいというか、話題にしたいんですけども、僕の担任もここにいらっしゃるの、なかなか言いにくいんですが。本当13年前は理数科80人で、浪人生含めて30人も受験していた割に、ことし120人で7人しか受けなかったって結構衝撃を受けたんですけども、それでちょっと問題意識を持ったんですが。

いろんな職業、先ほど話題になりましたけれども、私も貴賤はないと思っていますし、そういう普通科とか、ほかの学力が高い人だけをやるというよりも、全般的にももちろん今までどおりしっかりやってほしいんですが。学力高い子たちには、それなりの指導を遠慮なくしていただきたいなと思っていて、というのもやっぱり、これは学校の方針というかそれぞれの現場の先生方は多分意欲的な子供たちの要求に応じて、もう時間外でもいろいろと採点をしたりとか、個別指導をしていただいていると思うんですけども、頭が下がる思いなんです。

カリキュラムとしてやはり僕は東大とかそういうことを言うのは、県立高校、どっちかと言うと私の時代センター試験重視のような雰囲気があって、非常に私なんか夏休み利用して予備校に行ったりとか、もしくは難関の灘高とかそうしたところの授業のことを聞いてみると、よっぽどそういうところのほうが学問として本質的な授業をしていたり、もう微分方程式とか大学レベルのことまで取り入れないと理解はできないとか、そういうことをやってました。そして、センター試験よりも東大の試験のほうが、はっきり言ってよっぽど思考力を問う良問が多くて、センター試験のほうがよっぽどテクニカルなマーク式なので、非常に表面的な内容で解

けてしまう。そうしたことで非常に不満を持っていたし、今もやっぱりそう思っているんですけども。

だから、高校生で本当に本質的な勉強をしたいとか、センター試験じゃなくてきちんとそういう思考力を問うような問題を解きたいと思っても、なかなか高校のカリキュラムの中では、やはり教材としてはセンター試験とか、そうしたものが中心になってきたり、私のときにはだから例えば自分で、アマゾンなんかもない時代だったので、書店に行って「難問題の系統とその解き方」とか「理系の化学100選」とかいろいろありますよね、「大学への数学」とか。そうした非常に思考力を問うような参考書、何か自分で買いそろえて、自分で独習しなければいけない環境もあったんですけども。

そうした何というか意欲のある子たちにも、学校側からこうした教材があるよとか、こうした勉強してみたらどうかとか、そういうアプローチもあってもいいのかなと思うんですけども、当時は東大模試なんか全員強制的に実践模試とか即応模試とか受けさせられていたんですが、そういう取り組みで今現在どんな感じなんだろうかと。

○西立野学校政策課長 高等学校の確かな学力強化推進事業というのを今やっておりますが、これの前身は平成17年度からの「ハイスクール学力アップ総合推進事業」と、その中で普通科高校サマーセミナーというのを夏休み3日間やっております。その改善事業として23年度からは高校2年生を対象に、難関大医学部希望者を対象にパワーアップセミナーというのを改善事業として23年度から始めております。それが今2年目で、県としてはそういう取り組みを2年前からまた始めました。

また、各学校でも、普通の授業の中ではなかなか取り組めないで、学校によっては名前が違いますけど難関大クラブとか、そういうサークルを1年時から立ち上げて、そういう東大とか京大とか医学部を目指す有志の生徒を集めて勉強会みたいなサークルを立ち上げてやっているところもあります。西高も「東大会」というサークルを高校1年生からやっていると。そういう取り組みも一部ではやっております。

以上です。

○清山副委員長 要望で終わりますけど、この確かな学力強化推進事業600万円で既存事業であるんですけども、やっぱりもっとここを遠慮なく、先生方にはどんどん授業の視察に行きたいとかあったら、中央の予備校でも難関校でも行って、どんどんそうした授業を取り入れていただきたいと思うし、もう600万と言わずどんどん予算を強化してやっていっていただきたいし、学力それぞれのお子さんの学力に応じた指導というのは予算にあらわれないかもしれませんが、積極的にやっていただきたいなと思って要望として。

○西立野学校政策課長 今委員がおっしゃった部分で、ありがたい言葉をいただいたと思っております。確かな学力強化推進事業の普通科高校サマーセミナーでは、強化指導力向上支援教員というそれなりに指導力のある先生方を講師に、その中でスーパーティチャーも何人か英語、数学、物理とか入っております、その先生方、教科指導力向上支援教員は、県外視察の旅費等も含めております。大手予備校とその高校の教員を対象にした講座がありますが、超難関大、東大、京大、そういう医学部を目指す指導はどうあるかと、そういう研修会にも参加する予算も組んでおります。ただ少しずつちょっと削減

されてきておりますが。ありがたい、よろしく願いいたします。

○西村委員長 ほかに。

済みません、私のほうから2点。1つ、先ほど6ページでいじめ・不登校の推進事業のところ伺ったんですけども、この内容を見ると、児童生徒に対して保護者に対してという言葉並んでいるんですが、実際は現場の教職員の方々を守るためにあるのかなど。ちょっと裏を勘ぐって、悪い意味じゃなくてとっているところもあります。

私もいろんなところで、子育て中の方とかPTAの方とか、教育現場に対して過度の期待をしすぎないでくれという話をよくさせてもらっているんですけども。今回思ったのが、このような推進事業をどんどん強化していく、下のほうにも生徒指導資料も改訂していくというような流れがある中で、すごく裏を読みすぎかもしれませんが、例えばいじめ不登校をした加害者、被害者の親等から学校が訴えられている、もしくは訴えかけられている、いわゆる裁判沙汰になっているということ、もしくは保護者同士、「あんたの子がいじめたとかいじめられた」とかで係争になっている事案というのを今教育委員会が把握しているものがあるのか伺いたいんですが。

○今村学校支援監 おっしゃるように、この事業のつくりというのはそういうふうに読めるのかもしれませんが、決してそういう意図ではないということを、まず御理解いただきたいというふうに思っております。学校にはさまざまな要望等も出されますし、教育委員会にもさまざまなことがございます。今委員がおっしゃったようなお話がないわけではありません。何件とかということでもないんですが、そうい

うお問い合わせがあっているのも事実でございます。そうならないように、私どもも日々保護者の方々には丁寧な対応ができる、しっかりと学校との対応ができるように努めてまいりたいというふうに思っています。

この事業の中で、スクールソーシャルワーカーとアシスタントというのがメインにありますけれども、学校の中の問題というのも非常に複雑化しています。特にこのスクールソーシャルワーカーにつきましては、学校に来られない不登校等の子供たちがおりますけれども、かかわりを持ってみますと、実は家庭でもなかなか養育ができないという、そういった問題等もあって、ネグレクト的な状況等もあって、これまではそこに学校が登校刺激を与えるというようなことで、ぜひ学校に来なさいと復帰を促しているだけにとどまっておりましたけれども、こういうスクールソーシャルワーカーの方々がかかわっていただくことによって、関係機関等結んでうまく、例えば生活保護の問題であったり、児童相談所の問題であったり、いろんなところをつむいでいただいて、家庭の環境を変えながら学校に来られる、そういうような状況をつくりだしていただいております。

いじめ等の問題についても、保護者等のトラブルの問題についても、間に入っていただくというようなケースもございます。そういう総合的な取り組みが今後も進められるといいかなというふうには考えているところであります。

○西村委員長 ということは、教員とか学校が訴えられているケースは現在のところゼロということでもよろしいんですかね。今ちょっと相談がありますということではおっしゃるんですが。

○梅原総務課長 現在の係争中の事案というのが1件ございます。原告が高等学校の生徒の親

なんですけれども、中身がやはりちょっと不登校が絡んでおりまして、当該生徒が不登校の状態、そして本人は転校を希望していると。ところが親は、それに同意をしないということで、不登校を改善するような別の要請を学校に校長に文書で出していたと。ところが、校長が生徒と親が一致していないということで、そこをお互いで話し合って意見を一致させてほしいというような内容で回答したと。ところが原告のほうはこれが責任逃れであって、これによって精神的な苦痛を受けたというようなことで、損害賠償の請求を起こされました。それは判決が出ておりまして、一度原告の請求が棄却をされた。また控訴をされ、そしてまたその後控訴審の判決も棄却であったんですけれども、また上告をされて上告の受理申し立てを行われたというのが一つ、係争中の1件でございます。

○西村委員長 わかりました。丁寧にありますとうございます。本来ならそういう行き違いはないほうがいいと思いますし、トラブルはできるだけ未然に防ぐというのが当然だと思います。もうほんと教育機関大変だと思いますけど、ぜひ、まだこの事業がうまく浸透していくようにお願いしたいと思います。

もう1点、これは後学のために伺いたいんですけど、先ほど育英基金の話がいろいろ出ました。その中で結局もう言葉悪いですけど、取りっぱぐれ、結局返還してもらえなくて欠損を出しているというような、毎年決算のときに伺っているんですけど。ちょっと教えていただきたいのが、初め借りたいという方が契約をされてお金を貸していくわけです。いざ返していくときになって、その当時は子供がまだ学校で学んでいるときは親も元気で保証をしていた。もしくは親戚の方も保証人となっていたけど、年月が

たつことによって、例えば親もリタイアされて、もう今からとても保証になれないよとか、もしくは親戚の方も途中で若くしてなくなってしまったとかいう場合に、保証人を入れかえていくという言い方、そういう通告義務というのはあるんですか。

○入倉財務福利課長 連帯保証人の関係で、現在は2名の方を連帯保証人をお願いしておりますけれども、今委員長がおっしゃったように亡くなられたり、またいろんな事情から保証が続けられないという方は、事例として実際にございます。そういった場合につきましては、御本人のほうで別の保証人を立てていただくということをお願いをしているところであります。

○西村委員長 非常に返却期間までこれ、借りてから返すまでが非常に長期なものですから、そういう事例もあるんじゃないかなと思って聞いたのと、後は途中で、今結構住所を頻繁に変えられる方がいて、その人を追っていただくだけでもコストの無駄とか手間のかかる作業だと思うんですが、今そういう方の数字的なものってわかりますか。年に何人ぐらい行方不明になるとか、何人中何人ぐらいとかあれば。

○入倉財務福利課長 正確な住所をどれほどつかんでいるのかという話でございませけれども、例えば滞納はないけれども、子供が宮崎に学生時代はいたけれども、実際は東京で生活をしていると。そういった場合に滞納がなければ、私どものほうも特段住所を追うという作業はしておりません。しかしながら、滞納とまたは文書が戻ってくるとかいったときにつきましては、例えば住民票等の請求を公用で申請しまして、住所の確認を行うと。

または直接取り立てにもお伺いしておりますので、その際に既に住所のところに本人がいらっ

しゃらないというようなことがあります。そういったときについては、今先ほど申しました、例えば住民票でとか、後は連帯保証人の方に確認していくとかいう作業をしているんですが、具体的に何人というところまでは、現在私どもではつかめておりません。

以上です。

○西村委員長 わかりました。これケースが違いますけど、例えば生活保護の不正受給みたいなのがいよいよクローズアップされてやっていますけど、私ども前聞いたのは、ほんと地元の話でなさけないところあるんですが、いろんなテクニックを教える人がいるんですね。こうしたら受給しやすいよとか、そういうのをやっぱりまた聞きで聞いたりするもんですから、こういう債権逃れみたいな、いわゆる成功事例みたいなのが出ると、そういうのはいつの間にか広がっていったりするものが怖いと思ったもので、これは深読みしすぎかもしれませんが、ぜひきちっと支払い能力がある方には支払っていただけるような取り組みを継続していただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、ここで一旦暫時休憩をしまして、次の2班のほうは1時から再開をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、暫時休憩をいたします。お疲れさまでした。

午前11時52分休憩

午後0時57分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

次は、特別支援教育室、教職員課、生涯学習課の審査を行います。議案に関する説明を求めます。

○武富特別支援教育室長 それでは、特別支援教育室の当初予算につきまして御説明いたします。

「歳出予算説明資料」の特別支援教育室のインデックスのところ、457ページをお願いいたします。予算額は、一般会計9,866万9,000円であります。

それでは、主なものを御説明いたします。459ページをお願いいたします。

まず、上から5段目の(事項)「県立特別支援学校整備費」に975万円を計上しております。これは説明欄の1「特別支援学校高等部設置事業」の経費であります。4月に開設いたします「児湯るびなす支援学校」高等部の教材備品等の整備を行うものであります。

次に、その2段下であります。が、(事項)「特別支援教育振興費」に8,891万9,000円を計上しております。このうち説明欄の5「特別支援学校医療的ケア実施事業」に5,492万1,000円を計上しております。これは特別支援学校において、常時医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して安全な学校生活を送るために、看護師を派遣するものであります。

次に、説明欄の9「県立高等学校生活支援推進事業」に1,809万1,000円を計上しております。これは県立高等学校に在籍する身体に障がいのある生徒が、教育課程を円滑に履修できるように生活支援員を配置するものであります。

次に、説明欄の11、改善事業「支援をつなぐ」特別支援教育エリアサポート構築事業」に、327万2,000円を計上しております。これにつきまし

ては後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、説明欄の12、改善事業「夢にチャレンジ!特別支援学校自立支援推進事業」に248万円を計上しております。これは特別支援学校において、将来の自立と社会参加に向けた夢や希望の実現を目指すため、早期からの自立支援を推進するものであります。

次に、説明欄の13、改善事業「共に学び支え合う理解啓発推進事業」に162万1,000円を計上しておりますが、この事業につきましても「委員会資料」のほうで説明させていただきます。

歳出予算説明資料につきましては、以上でございます。

それでは、「委員会資料」により新規改善事業の御説明をいたします。委員会資料の9ページをお願いいたします。

まず、改善事業「支援をつなぐ」特別支援教育エリアサポート構築事業」であります。1の「事業の目的・背景」であります。が、近年小・中学校の特別支援学級におきましては、在籍者の急増や障がいの重度・重複化が見られ、また通常の学級におきましても発達障害のある子供への対応が大きな課題となっております。このような状況に対応し、障がいのある子供の多様な学びをこれまで以上に支援するため、地域の実情に応じて教育と福祉・医療が連携したきめ細やかな就学前から小・中・高等学校、特別支援学校までの一貫した地域支援体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

2の「事業の内容」であります。が、本事業は(1)の「エリアサポート体制による特別支援教育の推進」と(2)の「全県的な特別支援教育の推進」の2つの柱により、6つの事業を実施するものであります。

まず、(1)の「①エリアサポート体制の構築」

では、県内を障がい保健福祉圏域に合わせて7つのエリアに分け、各エリアに「連携協議会」「教育委員会等連携部会」等を設置するとともに、「エリア拠点校」を指定し、エリア内のサポート体制を構築します。

「②のエリアサポート体制による指導や支援、助言の実施」では、特別支援学校とエリア拠点校が中心となって、エリア内の幼稚園・保育所等、小・中・高等学校等に対して、校内支援体制を充実させるための支援を行います。

「③のエリアサポート体制による研修体制の構築」では、特別支援教育を担当する教員が実践的指導力を高めるための研修や管理職を初め全ての教員が知識や理解を新たにするための研修体制を構築します。

「④の幼稚園・保育所等、高等学校等の拠点づくり」では、エリアごとにモデルとなる幼稚園や高等学校を指定し、校内支援体制の整備や支援の方法など、特別支援教育を推進するための拠点をつくります。

次に、(2)の「①特別支援学校のセンター的機能の強化」では、特別支援学校教員の専門性を高めるための研修を実施するとともに、特別支援学校のコーディネーターによる巡回支援の充実を図ります。

「②特別支援教育の推進を担う人材の育成」では、各学校の特別支援教育コーディネーターに対して、より高い専門性を養うための研修を実施し、特別支援教育の推進を担う人材を育成します。

3の「事業費」であります、327万2,000円を計上しております。

4の「事業効果」といたしましては、障がいのある子供の多様な学びに対応した支援体制の構築が図られるとともに、小・中学校等の校内

支援体制の充実及び教員の指導力の向上や幼稚園、保育所、小・中・高等学校等間の相互連携の強化により、より一層、実態や特性に応じた一貫した支援を受けることができるようになると考えております。

なお、事業期間は、平成25年度から27年度までの3カ年であります。

次に、10ページをお願いいたします。改善事業、「共に学び支え合う理解啓発推進事業」であります。

1の「事業の目的・背景」であります、我が国が目指している共生社会の形成に向けて、社会の構成員としての基礎を培うため、次世代の親となる高校生を対象とした取り組みにより、共生社会に向けた人づくりを行うとともに、保護者や県民を対象に共生社会に向けた学校や地域づくりについての理解啓発の推進を図ってまいりたいと考えております。

2の事業の内容であります、本事業は(1)の高校生が主体となる交流及び共同学習等の実施と(2)の理解啓発行事の実施の2つの柱により5つの事業を実施するものであります。

まず、(1)の①文化・芸術・スポーツ活動や学校の特色を生かした人づくりでは、高校生が主体となり、各学校の特色などを生かした障がいのある人との交流及び共同学習を実施します。

②の「次世代ペアレント授業」の実施では、次世代の親となる高校生を対象に、障がい者団体等の関係者による講話などを取り入れた事業等を実施します。

次に、(2)の①理解啓発フォーラムの実施では、広く保護者や県民に向けた理解啓発活動を行うとともに、②の「共に生きるまちづくりギャラリー」や③の「特別支援学校1日校長先生」といった多様な啓発活動を実施することにより、

特別支援教育や今後の共生社会づくりに向けた意識の調整を図っていきたいと考えております。

3の「事業費」であります。162万1,000円を計上しております。

4の事業効果といたしましては、近い将来社会の担い手となる高校生が、障がいの理解や共生社会への認識を深め、共生社会に向けた人材の育成を図ることができること、また、県民が身近な場で障がいに理解を深めることにより、共生社会を目指した学校・地域づくりを推進することができるようになることを考えております。

なお、事業期間は、平成25年度から27年度までの3カ年です。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○川島教職員課長 教職員課関係について御説明申し上げます。

「歳出予算説明資料」の教職員課のインデックスのところ、461ページをお開きください。一般会計950億3,767万3,000円をお願いしております。この99.3%は人件費でございます。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、463ページをお願いいたします。

まず、上から5段目の(事項)「教職員人事費」であります。10億7,068万1,000円を計上しております。

(説明)欄をごらんください。1の「教職員の人事管理に要する経費」に2,356万1,000円を計上しております。これは教職員の採用試験や職員表彰、資質向上などに必要な経費でございます。この中で(3)の新規事業「「学び続けよう!!」教職員資質向上推進事業」として687万6,000円を計上しております。

事業の詳細につきましては、後ほど「委員会

資料」で御説明申し上げます。

また、2の「学校非常勤職員、賃金職員、学校医等の配置に要する経費」に、10億4,712万円を計上しております。これは非常勤講師や賃金職員、県立学校医などの報酬や賃金等でございます。

次に、464ページをお願いいたします。

一番上の段の(事項)「退職手当費」であります。退職手当に要する経費といたしまして、82億9,932万2,000円を計上しております。

次に、学校種ごとの教職員の人件費及び旅費でございます。

まず、中ほどの「小学校費」であります。 (事項)「職員費」に353億1,739万8,000円を計上しております。これは教職員の給料や職員手当等共済費でございます。

また、その下の欄の(事項)「旅費」に2億1,177万6,000円を計上しております。

以下、同様に、次の465ページの一番上の段、「中学校費」であります。 (事項)「職員費」に234億2,204万1,000円を、(事項)「旅費」に1億8,607万9,000円を、中ほどの高等学校費であります。 (事項)「職員費」に184億7,884万7,000円を。 (事項)「旅費」に2億1,308万8,000円を。

次の466ページの一番上の段、「特別支援学校費」であります。 (事項)「職員費」に77億7,405万3,000円を、(事項)「旅費」に5,516万6,000円を計上しているところでございます。

続きまして、新規事業について御説明を申し上げます。

委員会資料の11ページをお願いいたします。新規事業「「学び続けよう!!」教職員資質向上推進事業」でございます。

1の「事業の目的・背景」であります。学校教育におきましては教職員の日々の実践的指

導力等を高めるとともに、今後の教職員の大量退職に伴う知識・技能の継承や社会の急速な進展の中で教育の情報化やキャリア教育の充実等の新たな教育課題への対応が必要であり、教職員の一人一人の学び続ける姿勢が一層求められているところであります。

このため、「教職員の資質向上実行プラン」に基づきまして、校内研修の充実等を通して若手教職員の育成を図るとともに、教員養成段階や教職員の各ライフステージにおける資質・能力の向上を目指し、これまでの取り組みに加え、実施するものでございます。

2の「事業の内容」であります。まず(1)の「校内での学びを支援するOJTの推進」であります。OJTとは、職場内での仕事を通じた育成や研修のことではありますが、その一層の充実を図るため、OJT推進のための手引の作成や管理職を対象にした研修を実施いたします。

次に、(2)の「教師力向上を目指した取り組みの推進」では、①の「教員を志す学生等への支援」として、教員を希望する学生等を対象に「宮崎教師道場」を実施し、実践的な指導力の向上を図ることとしております。

②の「若手教員の育成及びベテラン教員の資質向上」として、アの若手リーダーの育成を目指して取り組んでまいりました「宮崎授業力リーダー養成塾の充実」やイのベテラン教員を対象に若手教員への指導力の向上等を図るための「ステップ45研修」を実施いたします。また、③の「優れた教師の力を生かした授業力向上」として、スーパーティチャーの優れた教育実践の公開をさらに推進することとしております。

最後に(3)の「幅広い社会性向上のための取り組みの推進」では、企業や学識経験者による地域との連携やコンプライアンス等に関する

講演会等を開催することとしております。

3の「事業費」であります。687万6,000を全額一般財源で計上しております。

4の「事業効果」であります。校内での学び合いの促進や教員養成段階からの研修の充実、優れた教育実践の普及等を通して、教職員の資質能力の向上が図られるものと考えているところでございます。

なお、事業期間は平成25年度から27年度までの3カ年であります。

教職員課は以上でございます。

○津曲生涯学習課長 それでは、生涯学習課関係の予算について御説明をいたします。

歳出予算説明資料でございます。生涯学習課のインデックスのところをお開きください。ページは467ページになります。

一般会計予算で5億2,406万2,000円を計上しております。

それでは、主なものにつきまして御説明をいたします。ページをおめくりいただき、下のほう469ページでございます。

まず、中ほど、上から数えると8段目ぐらいになるんですが(事項)「成人青少年教育費」に7,967万4,000円を計上しております。主なものといしましては説明の欄、6のところ。改善事業「県民総ぐるみ「学び」推進事業」であります。後ほど常任委員会資料にて御説明をさせていただきますと思います。

1枚おめくりをいただきますと、上のほうのページです、470ページでございます。上から3段目に(事項)図書館費というのがございます。7,456万4,000円でございます。

主なものは説明の欄の1の「管理運営費」であります。これは県立図書館の光熱水費や設備の保守管理委託など維持管理に要する経費で

ございます。

次の(事項)「奉仕活動推進費」には9,929万6,000円を計上しております。主なものは説明の欄1の「資料整備費」でございますが、これは図書館の書籍などに要する経費であります。

また、2の「奉仕活動費」でございますが、これは主に図書館の貸し出し、返却、整理などの館内サービスに要するコンピューターのリース代や図書館スタッフの人件費などがございます。

次に、下のページ、471ページでございますが、まず上から3段目、(事項)「美術館費」に1億6,182万7,000円を計上しております。

主なものは説明の欄の2、「管理運営費」であります。これは県立美術館の光熱水費や設備の保守管理委託費など維持管理に要する経費であります。次の事項、「美術館普及活動費」に7,757万7,000円を計上しております。

主なものとしたしましては説明の欄の3番目に、「特別展費」がございます。これは県民の皆様が質の高い多様な芸術作品、親しんでいただくということから開催するものでございまして、平成25年度は3回の特別展を計画しております。

次に、新規改善事業につきまして、常任委員会資料で御説明をさせていただきます。12ページでございます。改善事業、「県民総ぐるみ「学び」推進事業」についてであります。

1の「事業の目的・背景」でございますが、近年家庭や地域の教育力の低下、地域の「絆」の弱体化などが指摘されておまして、子供を取り巻く教育環境の整備、地域連携の強化ということを県全体で取り組む必要がございます。この事業は、県民の皆様方がみずから学ぶという知識、技能を身につけることに加えまして、それらを学校や地域で活用していただくとい

う「知の循環」の仕組みづくりを通して「県教育振興基本計画」に掲げました県民総ぐるみによる教育の推進を具現化する事業でございます。

2の「事業の内容」をごらんください。(1)「県民総ぐるみによる教育の推進」のための広報・啓発、(2)県民の学びを生かす活動を推進する取り組み、(3)に「地域の教育力を活性化する取り組み」、「学びのきずな子ども教育支援活動」という3つの柱を掲げております。

まず、初めに(1)でございますが、「子どものために「私も一役」という運動で、現在延べ4万8,000人の登録がございます「学校支援ボランティア」の一層の参加促進を図るとともに、さまざまな企業さんが持つ教育力を子供たちの活動に生かすため、「アシスト企業」としての登録や活用のPRに取り組んでまいります。

(2)では、全県的な推進体制の整備とその普及・啓発でございます。

①では、県内各市町村の連携をさらに強化する推進協議会の設置や②では、団体や経済界など幅広い県民が一同に会する「県民総ぐるみ教育フェスティバル」の開催、③では、地域のさまざまな団体や機関などとの相互連携を進める「地域教育ネットワーク会議」の開催、④では、県民をつなぐコーディネーター育成研修会など取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(3)では、市町村が取り組む「学校支援地域本部事業」や「放課後子ども教室推進事業」を引き続き財政的な支援を行いたいと考えております。

3の「事業費」でございますが、6,672万8,000円でございます。

最後に4の「事業効果」であります。県民の皆様方の御支援、御協力により、地域の教育力、充実向上を図ることやこれらの活動を通し

て県民の皆様方の生きがいがづくり、地域のきずなづくり、ひいては地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

なお、事業期間は平成25年度から27年度までの3カ年でございます。

続きまして、右側のページ。13ページでございます。新規事業「みやざき「親学び」プログラム事業」についてであります。

1の「事業の目的・背景」であります。核家族化や少子化、あるいは人間関係の希薄化などにより家庭を取り巻く環境の変化で育児への不安、しつけへの自信喪失、さらには無責任な放任など家庭の教育力の低下が指摘をされております。このため子育て中の保護者や将来親世代となる中学生・高校生に、親としての学びや親になるための学びを体系的に成立した参加体験型のみやざき「親学び」プログラムづくりに取り組み、本県の次の世代を担う子どもたちのすこやかな育成を目指そうとするものでございます。

2の「事業内容」についてでございますが、(1)は、まず「親学び」プログラムの開発でございます。(2)に指導者のリーダーとなるチーフ、トレーナーの育成、(3)がトレーナーの養成講座、(4)で実際の「親学び」講座の育成ということで、4つの段階で推進してまいりたいと考えております。

(1)では、子どもの発達段階に応じまして、3つの段階で親学びを展開するプログラムを開発いたします。

①では、小学校低学年の子供をもつ親向け、これは福祉部門とも連携をいたしまして、保育園や幼稚園でも展開できると考えております。

②は、小学校高学年や中学生の子供を持つ親向け、③では、次の親世代になる中学生や高校

生向けのプログラムでございます。

開発に当たりますには専門家による委員会や、委員会で子育てに必要な知識や技能について参加者同士が主体的に学ぶことができる参加体験型の学習プログラムを計画しております。

特に③の次の親世代向けのプログラムにつきましては、「親になったときに」という視点を持たせまして、親になることの喜びや生まれた命がいかに大切なのかと、こんなことを学ぶ機会にしたいと考えております。

また、(2)と(3)、開発いたしましたプログラムを県民の皆様方に展開、普及させるための仕組みづくりでございます。26年度以降の事業になりますが、先導役となるチーフトレーナーの育成、講座の進行役となるトレーナーの養成講座を計画しております。(4)は実際の「親学び」講座と、これを県内各地で展開してまいりたいと考えております。

3の「事業費」であります。平成25年度はプログラムの開発に93万円を計上しております。

最後に、4の「事業効果」としまして、「親としての学び」を通じて、子育て中の親に育児に対する自信や誇りを持たせ、その学びを全県に展開することで、地域全体で家庭教育を支える体制づくりができると期待しております。

また、「親になるための学び」ということで、次の親世代になる子供たちが、親になったときに必要なことを事前に学ぶことで、スムーズに次世代の親の育成が図られるといいなと考えております。

なお、事業期間は25年度から27年度までの3カ年でございます。

生涯学習課については以上でございます。

○西村委員長 議案に関する説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○**太田委員** 資料の10ページ、共に学び支え合う理解啓発推進事業ですけど、これは高校生がというふうな形で、障がいを持つ人たちとの交流をということですけど、これは全ての高校という捉え方でよろしいんですかね。

○**武富特別支援教育室長** これは今年度まで「共に学ぶ事業」というのをやっておりましたが、それを改善しまして、今までその事業で延べ26校の高校がこの事業をやってまいりました。それで来年度は高等学校39校になりますが、*その全ての学校において同じような取り組みを手伝わしたいということで、改善事業としていたしております。

○**太田委員** わかりました。効果と申しますが、高千穂高校は特別支援学校と併設していますよね。私は入学式に行ったことがあったものですから「ああ、いいな」と思って、お互いの生徒会長がお互いをお祝いするような、迎え入れるような、ああいう挨拶もされて、いいなと思ったんですが。併設されているような学校自体も既にこれを何かやっているような感じがしたものですから、高千穂高校あたりでの成果と申しますか、何か教訓なりありますか。

○**武富特別支援教育室長** 今おっしゃったように、やはり併設されておりますと、日常的に交流ができて、例えば高千穂高等学校では、部活に入って一緒にやっていただくとか学校行事等に参加するとか、そういう普段からの交流活動が推進されております。また同じように小林高等学校の中にも、きりしま支援学校小林校の分校を置いておりますので、そこでもやはり同じように日常的な交流が行われていることになっております。

○**太田委員** わかりました、もう一つ。11ページの「学び続けよう!!」教職員資質向上推進事業ですが、この中ちょっと理解するためにお聞きしますが、事業内容の(2)の①の中には、「教員を志す学生への支援」とありますが、この学生というのは大学の教育学部等教師の免許を持つとする人たちなんだろうと思いますが、これは学校とかいうような特別指定はなくて広く学生ということでしょうか。

○**川畠教職員課長** 広く本県の教員になりたいと、そういうことを希望する学生ということで考えております。やはり卒業年次の4年生あたりになるかなと思うんですが、直接は教員養成の学部が中心になるかと思いますが、それ以外でも教員を目指すことができますので。

それから、例えば県内はもちろんですけども、地元出身で県外の大学に行っている方々でも、ぜひ機会があって受講したいということであれば門戸を広げていこうと思っています。

○**太田委員** わかりました。そこの説明のところに「臨時的任用講師及び教員を希望する」と2つ書いていますが、私としては「教員を希望する」ということにひとくりにしたほうがいいような感じがして、順番もしかしたら臨時的任用講師を目指す人が先に来ちゃどうも調子が悪いな、皆さん一応基本的には最初正職員を目指すわけだからというような気がして、「教員を希望する学生」とかいいかなと思うところですよ。

○**川畠教職員課長** ここの表現につきましては、多少ちょっと誤解をお招きしたかなと思っております。私どもの気持ちとしましては、現在臨時的任用の講師の方がいらっしゃいます。非常勤の講師の方がいらっしゃいますが、この方も対象にしますと。そして、いわゆる教員を目指す

※70ページに訂正発言あり

す学生さんも対象にしますということで、ちょっと文章がおっしゃるように、教員を希望する学生を先に書いたほうがよかったかもしれません。

(笑声)失礼いたしました。

○太田委員 講師を目指すような年齢の方も——そうか、これは新しい人ですからね。ただ皆さん方、やっぱり正職員になりたいという希望が強いと思うんですね。それはいいですけど、そういうことでありますが。最後にしますが、こういう研修というのは場所としては何か研修センターを使われるようなやり方なんでしょうか。

○川島教職員課長 現在教育研修センター、いろんな研修やっておりますけど、この研修センターを主に活用しようと思っております。

○太田委員 イメージわかりました。

○西村委員長 ほかにどうぞ。

○横田委員 特別支援教育室のエリアサポート構築事業ですけど、これは幼児期に発達障害等が見つかった子供たちの成長をずっと追いついて見守り支援をしていくということですか。

○武富特別支援教育室長 基本的にはおっしゃるとおりでございます。これまで特別支援教育の推進につきましては、幼稚園は幼稚園、小学校は小学校、中学は中学、高校とやってきたんですが、やはり幼稚園から小、小から中、中から高と、ずっと連携して一貫した支援が必要であろうということで、おっしゃったように一番ちっちゃいころから、ずっと一定した十分な支援ができるようにということで考えております。

○横田委員 非常にありがたいなと思います。今まで、例えば小学校まではうまくいっていたけど、中学校、高校といくにつれて引き継ぎがうまくいってなかったとか、それで中学生になってうまくいかなかったという話もよ

く聞いていたもんですから、ぜひすばらしい取り組みとしますのでよろしくお願いいたします。

もう1ついいですか。生涯学習課の「親学び」プログラム事業ですけど、本当は家庭の中でじいちゃん、ばあちゃんが、子育ては当然教えてきたと思うんですけど、それが少子化等で機能しなくなって、こういう事業をやらざるを得なくなったのかなど、ちょっと残念ではありますけど、しょうがない取り組みなのかなと思いますけど、このトレーナーというのはどういう人が対象になるんでしょうか。

○津曲生涯学習課長 これは指導役をどんな形でやるかといいますと、例えばPTAの家庭教育学級でやるというふうに考えていただきますと、数人ずつのグループをつくっていただく。そのグループの中で、こうやって回していくんですよという指導をしていただく、例えば担任の先生だったり、例えばPTAの役員だったり、こういう幼稚園の保母さんとか公民館の職員とかいろんな形の方にトレーナーになっていただきたいなと考えております。

以上です。

○横田委員 じゃ選ぶ場合、希望者が手を挙げるということなんですかね。

○津曲生涯学習課長 まさに私ども募集をしたいと考えています。

○横田委員 わかりました。意識の高い人がトレーナーになっていただけるといいなと思います。

○西村委員長 ほかにどうぞ。

○蓬原委員 465ページ、これは高等学校の旅費ですが、一応予算審議ですから、疑問に思ったことをお尋ねさせていただきます。旅費が2億1,308万1,000円、教職員の数2,423名、1人頭

にすると約8万ぐらいになるのかなと思うんですが、直感的に2億の旅費が要るのかと思って、ちょっと2億ですよ、これね。大体どういう使い道というか泊数というか、どういう旅費に使われているのでしょうか。2億。

○川島教職員課長 旅費につきまして、高等学校の旅費ということでございますが、多くは定期人事異動の際の赴任旅費、こういったものが含まれております。こういった金額が結構ございまして、そのほかに一般の研修であったり、通常の出張であったりと、そういうふうな内容になっております。

○蓬原委員 了解しました。次が470ページ、図書館費。これ県立図書館だと思っておりますが、大体利用者見込みというのは年間どれぐらいを見込んでおられるのか。

○津曲生涯学習課長 23年度の実績がもう出ております。53万4,000人近くでございます。

○蓬原委員 大体蔵書数どれぐらいでしょうか。

○津曲生涯学習課長 蔵書が69万3,000冊ほどございます。

○蓬原委員 各市町村に図書館がありますよね。図書館との差別化というのか、ここに中央図書館的に、宮崎県の中央図書館的な存在だと思っておりますが、その違いというのはどういう違いが持たしてあるんですか。

○津曲生涯学習課長 一番直近の宮崎市の図書館と宮崎県の図書館でお話をさせていただきます。いろんなベストセラーと呼ばれている文芸書は、宮崎市の図書館が買います。県立図書館はより専門的な資料、なかなか買えない高い本、こういうものを整理していく、そういう形で分けております。おまけにといいますか、加えて県内のいろんな図書館の中にパソコンがございまして、そのパソコンで県立図書館の蔵書、それを

調べることができます。広く申し上げますと県内に30図書館があるんですけど、例えばこういう本はどこが持っているだろうか、何冊あるだろうかというのを全ての図書館から調べる仕組みを提供しております、その事業費をこの中に含まれております。

以上です。

○蓬原委員 そして、その各市町村から検索した専門的な本を借りる場合はどういうことなんですかね。

○津曲生涯学習課長 そのパソコンで検索をしまして、県立図書館に在庫があると決まりますと、そこから市町村の図書館からオーダーを出します。週に1回もしくは2週間に1回トラックが回ってきてまして、その本が送られてきます。ですから、県民の皆様は県立図書館の本を地元の市町村の図書館で借りることができます。そしてまた返すときも、市町村の図書館で返していただくと、そのトラックでまた同じように回収されまして県立図書館に戻ってくるという、そんな仕組みをつくっております。

○蓬原委員 その貸し出し期間はどれぐらいですか。

○津曲生涯学習課長 本の重要性にもよりますが、大体2週間ほどでございます。

○蓬原委員 周辺部の利用状況というのは大体、概念的でいいんですがどういう状況ですか。

○津曲生涯学習課長 23年度の今の仕組みでの詳細な貸し出しの件数でございます。これ、冊数はたくさん借りることも可能なものですから*4,326件となっております。

○蓬原委員 1年間に4,326件の貸し出しがあったという、これ本はもっと多いちゅうことですね、1件何冊でしょうか。

○津曲生涯学習課長 しばらくお待ちください。

○蓬原委員 わからなくていいですが、大まかにつかんでいただければ。

○津曲生涯学習課長 10冊だそうです。

○蓬原委員 10冊。

○津曲生涯学習課長 はい。1回が10冊まで借りられる。

○蓬原委員 あ、10冊まで借りられる。ということは、4,326件に10掛けると大体4万5,000近くの本が貸し出しをされているということですね、周辺部の皆さん方に。わかりました。ぜひ周辺部の皆さんが借りやすいシステムを、もっともっと方法があるならば、さらに考えていただいてやっていただくと。今でも十分やっていただいているということですから、よろしくお願ひしたいと思います。

それと美術館ですけど、美術館は県内に何カ所あるんでしょうか、県立以外に。

○津曲生涯学習課長 胸が張れる数字はございませんが、県立美術館以外には高鍋の美術館、それから都城市の美術館がございます。今回日向市の東郷町にメディキットさんが1つつくられまして、美術館相当施設という格好になると4つかなというところでございます。

○蓬原委員 県立を入れて4つということですね。そうなりますと、この県立の美術館の存在が非常に大きいということになります。図書館の場合はそうやってパソコンで検索をして2週間借りられるので、利用上その県立図書館の恩恵を県内等しく受けられるわけけれども、美術館についてはそうなるとなかなかということになります。そうなったときに私はよく中央の一極集中はいかんということもよく言っているんですけども、しかし、それでもどっかにつくらないといけないので、ここにつくられたんでしょう。それはさておいて仕方ないので、

そうなる周辺部の皆さんがいかにか施設の恩恵、よくすることができるようにやっぱり、いろんな配慮が必要だろうと思うんです。特に美術館の場合は4カ所となるとなかなかですね。だから、そのあたりの配慮をなにかされているんだったらアピールしてくれませんか。

○津曲生涯学習課長 471ページをごらんいただけますでしょうか。下のほうに美術館の資料整備費というのがありまして、そのすぐ上の行に「旅をする美術館」ということで、新規事業でございますが、「旅をする美術館」というのを新たに組み立てていただきたいと思います。これは委員御提案のとおりでございます。県立美術館は立派なものをたくさん持っております。それを持って回ろうという事業でございます。事業費がやや小さいんじゃないのと言われるかもしれませんが、ぜひ今後こういうのを繰り返して続けていきまして、いろんな方に、県民の宝でございます、ぜひごらんいただきたいなと思っています。

○蓬原委員 最後に1件だけ。例えば鹿児島だったら、ここで言うメディキットホールに匹敵する音楽ホールは、霧島の麓の物すごい田舎のほうにあるんですよね。そういうこともあるんだから、中央だけの一極集中はよくないというような話になるわけですけども、そういうことを新しくやっていただけるということですから、大いに旅をしていただいて、周辺にも御配慮いただきたい。よろしくお願ひします。

以上です。

○西村委員長 ほかに。

○新見委員 資料についてお尋ねしたいと思います。資料の9ページですね、この事業の内容で「エリア」という表現がございました。この

※70ページに訂正発言あり

エリアについては先ほど7つのエリアということで伺いましたが、この中でエリアサポートチームと広域エリアサポートチームという表現がございました。このそれぞれの人的な体制と位置づけ、そこ辺をちょっと教えていただきたいと思うんですが。

○武富特別支援教育室長 まず、エリアサポートチームでございますが、これはエリア拠点校を置きまして、その拠点校の中にコーディネーターを置きます。その拠点校のコーディネーターと地域の指導主事あるいは児童相談所等の関係者が組んでエリアを支援していくというのがエリアサポートチームでございます。

それから、広域エリアサポートチームはとエリアサポートチームでもさらに指導、支援が困難な事例につきまして、県下全域を対象とした支援をするチームで、メンバーはドクターであるとか臨床心理士であるとか、そういうような特に高い専門性のある方を集めたチームでございます。

○新見委員 この広域エリアサポートチームのメンバーについては、改良事業ですから既にスタートしていると思うんですが、県下全域は何名ぐらいの体制に今されているんでしょうか。

○武富特別支援教育室長 これは年間15回／人という形で組んでございます。昨年の実績でまいりますと、昨年度は9回チームあるいは個人として派遣しております。

○新見委員 はい、わかりました。それと同じく資料の11ページですね。この事業内容の(2)の②ですけれども、若手教員の育成とベテラン教員の資質向上ということで事業展開されるようですが、今現在でも教職員の資質の向上のためにいろんな研修が組まれていると思うんですが、この②の中のア、これは授業力リー

ダー養成塾の充実ということですので、既にスタートしているものだと思うんですが、今までのこの養成塾での取り組みの内容と、今後新しく取り組まれるものはどういったものがあるのかをちょっと教えてください。

○川島教職員課長 宮崎授業力リーダー養成塾でございますが、これにつきましては今年度までの事業ということで進めてきたところでございますが、引き続きこちらのほうの向上推進事業ということで、さらに充実を図りながら進めていきたいということでございます。

○新見委員 取り組もうとする新しい研修の内容はどんなものですか。

○川島教職員課長 内容としましては、これまで小学校、中学校、高等学校におきまして、それぞれ小学校が39、中学校が39、高等学校は29ということで進めてまいりまして、1塾当たり塾長が1名、それから塾生が5名、世話役が1人という構成でやってまいりました。

年間通じまして、それぞれのまずは塾長が模範授業を実施いたしまして、皆さんでそれを見て勉強する、それからそれぞれの塾生もそれぞれの学校で授業を公開しまして、そのメンバーでお互いに活発な議論を行って改善を図るということをやっております。これは引き続き基本的にはそういう事業、同じく事業継続していくんですが。今後の充実としましては、教科につきまして全ての教科がなかなかできておりませんで、小学校ですと社会科、音楽、図画、工作、中学校ですと音楽、美術、高校ですと地理や公民、生物、こういった教科についての塾がこれまで開設できておりませんでした。そういったものにも広げていこうと、そういう趣旨でございます。

○新見委員 その次のステップ45研修、この世

代の研修というのは今までなくて新たに持たれた研修なんではないかな。

○川島教職員課長 御指摘のとおり、この世代につきましてのこういった研修は、これまではございませんでした。しかしながら、大量退職の時代に入っていきますから、若手教職員に美術知識等継承していく必要があるということで、特に45歳から50歳代前半の方々につきまして、改めて若手指導力というものを磨いていただきまして学校現場の中で、まさにOJTというような形で若手を指導していただこうと、そのための研修ということで組んでおります。

○新見委員 わかりました。

○西村委員長 ほかに。

済みません、特別支援教育室の共に学び支え合う理解啓発推進事業、10ページ。これは先ほど説明を受けながら、私もいろいろ去年を思い出しまして、進行に支障がありまして済みません。去年私も地元の支援学校の文化祭もしくは運動会に議員としてじゃなくて行かせていただくんですけど、非常に盛況なんですけども、参加者の方がどうしても家族の方とか教育関係者の方々と言われるような、一部偏ったというか代表の方が多くて、それはちょっと場合によっては障がい者とか障がい者の御家族に配慮されて、あんまり声をかけられてないのかなというのをずっと想像してまして、その中で今回一日校長先生でありますとか、可能な限りオープンにしていくということは、今までとすごく路線が変わるといえるか、方向性を変えていっているのかな。

私ちょっと日向の支援学校しかわからないものですから、そのあたりはどうなのかをちょっと伺いたいなと思ひまして。

○武富特別支援教育室長 まさに委員がおっしゃったとおりで、この理解啓発事業は長年やっているんですが、どうしても関係者以外の方の参加というのが非常に難しく、そこをどうするかというのが大きな課題でございました。今回思いっきりちょっと方針を変えまして、ここにありますような理解啓発フォーラム等は実施するんですけれども、例えば共に生きるまちづくりギャラリーでは、これは支援学校だけではなくて、その上にあります高校生が主体となる事業であるとか、そういう事業が行われますので、その成果をギャラリーのほうに持ってきて、高校生も一緒になってギャラリーを運営していくとか。

それから特別支援学校の一日校長先生も、支援学校とは余り関係のない、例えば想定としては延岡であれば水泳の松田選手みたいな方をお呼びして、校長先生を手伝いながらそのことを大きく世の中に紹介しまして、できるだけ多くの方にさせていただこうというような取り組みに変えております。

○西村委員長 非常に私はいいと思ひているんです。せっかくすばらしい文化祭でも運動会でもいいものがあるんですけど、いつも来る方々が同じ顔ぶれのような感じがしておりました。それは本当に保護者の配慮とか非常に難しい問題があつてのことかなと思ひていまして、それこそ地域の日向だけがそうなのかなとかいう思ひもあつたんですが。

例えば市会議員さんとか、我々県会議員でも呼ばれることはないということで、今後どの段階を分けて広めていくのか、まずは地域の人たちとの交わりからやるのかとか、非常に問題がたくさんあると思ひますが。それは学校が設置されている場所の特色もあると思ひますが、そ

れを校長先生あたりが自分自身の判断でされていくのも難しいなと思いますし、地区の教育委員会の方との協力も不可欠だと思いますが、そこあたりも私も言葉がうまくでないんですけど、非常に配慮とオープンにしなければいけないということのを両立させていくのは難しいなと思っています。

ぜひこれがうまくいくように、特に若いお父さん、お母さんが、やっぱり自分の子供がまだ小さい障がい者だった場合に、非常に何かつらそうにされているところも見て、友人の子供もそうだったりして、その場で会ったときも何か、やっぱりほかの障がい者の親御さんたちと交われないでいるところをやっぱり見ておりますので、そこをさらにまたもっとほかの他人が入ってくると、あの方たちもどうなのかなということもやっぱり感じます。ぜひそこを「共に学び支え合う」というタイトルですから、そこをクリアされていくのだと思います。これは期待をしておりますので、また成果を楽しみにしています。

○武富特別支援教育室長 今おっしゃったところは非常に大事なところだと思っています。保護者の方にも、やはり社会の中に交じっていくということに対して抵抗感を持っていらっしゃる方もいらっしゃいます。そこもやはり変えていく必要があると思っています。

今高校総体等もありますけども、以前は参加しておりませんでした。今は可能な限り参加していこうと。総合祭も参加していくことになっております。それから地域の野球の体育連盟というのがございますが、あそこも御理解いただきまして、聴覚支援学校のほうが参加させていただいていますね。いろんな取り組みが始まっておりますので、両方向からオープンな形にな

るように、共生のプログラムになるように進めていきたいと思っております。

○西村委員長 お願いします。

○武富特別支援教育室長 それから、ちょっとよろしいでしょうか。先ほど太田委員のほうから、同じ10ページの高校生が主体となる交流及び共同学習等の実施で、全高等学校に行くのかという御質問をいただいたのですが、来年度以降3年間毎年4校を新しくやっっていこうというふうに組んでおりますが、4校やった場合に、全ての学校はカウントしておりませんでしたので、そこはちょっと訂正させていただきたいと思えます。

それから、その下の②にあります次世代ペアレント授業は、これは毎年13校で、3年間で39校で、全ての高等学校で実施することになっております。よろしく願いいたします。

○西村委員長 よろしいですか。

○津曲生涯学習課長 生涯学習課でございます。先ほど蓬原委員とのお話のやりとりの中で、県内の図書館を經由して県立図書館から借りた本の冊数の話で、ちょっと訂正をさせていただきます。件数で「4,326件」と申しましたが、統計きっちり調べますと「冊数」でございました。申しわけございません。これ以外に、まだ市町村の図書館に直接持って行って貸し出しをしている部分、これが約9,700冊ございます。それから学校に回って、貸し出しをしている分というのが約3万冊近くあるというのがございます。

以上でございます。

○西村委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ほかにないようですので、以上で特別支援教育室、教職員課、生涯学習課の審査を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後1時55分休憩

午後1時57分再開

○西村委員長 それでは、委員会を再開をいたします。

スポーツ振興課、文化財課、人権同和教育室の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○田村スポーツ振興課長 それでは、スポーツ振興課関係について御説明をいたします。

「歳出予算説明資料」の「スポーツ振興課」のインデックスのところ、473ページをお願いいたします。一般会計で10億7,213万円をお願いしております。以下、主なものにつきまして、事項別に御説明をいたします。

475ページをお願いいたします。一番下の段、(事項)名「スポーツ施設管理費」に4億1,715万9,000円を計上しております。

恐れ入ります。476ページをお願いいたします。主なものにつきましては、説明の1、県体育館やライフル射撃競技場、総合運動公園有料施設といったスポーツ施設の指定管理者への管理運営委託に要する経費でございます。

次に、中ほどの下、(事項)名「保健管理指導費」に4,581万8,000円を計上しております。これは主に説明の2になりますけど、県立学校児童生徒に対する各種健康診断や3の環境衛生管理費など健康管理に要する経費でございます。

次に、一番下、(事項)名「学校安全推進費」に1億4,571万5,000円を計上しております。

次の477ページをお願いいたします。一番上になりますけれども説明の1、日本スポーツ振興センター共済事業で、学校の管理下における児童生徒の負傷や疾病などに対する医療費等の給

付に要する経費でございます。

次に、2段目、(事項)名「体育大会費」に1億5,423万4,000円を計上しております。主なものにつきましては、説明の1、国民体育大会における県選手団の派遣等に要する経費でございます。

次に、中ほど(事項)名「体育振興助成費」に4,392万3,000円を計上しております。これは主に(4)の広域財団法人宮崎県体育協会補助金など各種団体や各種大会の開催に対する助成に要する経費でございます。

次に、一番下、(事項)名「競技力向上推進事業」に1億5,037万6,000円を計上しております。主なものにつきましては、説明の1、選手強化として競技力の向上を図るための強化合宿等に対する支援や指導者の養成、競技用備品の購入に要する経費でございます。

478ページをお願いいたします。(事項)名「宮崎県スポーツ推進基金」に3,792万9,000円を計上しております。主なものにつきましては、基金を活用して行う事業として説明の2、スポーツ推進事業の「みんながスポーツ1130運動推進事業」から「夢実現甲子園優勝プロジェクト事業」に要する経費でございます。

続きまして、主な新規改善事業について御説明をいたします。お手元の「常任委員会資料」をお願いいたします。

14ページでございます。改善事業「少年競技力向上対策総合推進事業」でございます。1の「事業の目的・背景」であります。国民体育大会における天皇杯順位30位台を安定的に確保していくためには、本県競技力の中核を担います少年競技力の維持・向上を図る必要があります。

競技力推進校の指定や中・高校生による合同

練習の実施、地域スポーツ活動を展開する市町村や団体等への支援、さらに未普及競技を中心とするスポーツに触れる機会の提供などを行うことにより、少年競技力のレベルアップを図り、本県の総合的な競技力の向上を目指すものでございます。

2の「事業の内容」であります。1つ目の(1)「ゴールデンエイジ養成事業」は、未普及競技などのスポーツに触れる機会を小中学生に提供することで、競技人口の拡大を図ることとしております。さらに、地域で小中校生を対象としたスポーツ教室等を開催し、地域に根ざしたスポーツ活動を推進するものでございます。

2つ目の(2)「中・高校生競技力向上事業」は、中学校において競技力向上推進校に対する支援などを行い、中学校全体の競技力の底上げを図るとともに、高等学校の競技力の向上につなげていくものでございます。

また、高等学校においては、競技力強化推進校に対する支援を行うとともに、推進校以外の競技力の高い部活動への支援を行い、さらに、中学生から高校生までの優秀な選手を学年ごとに選出しまして、指導者を含めた中高合同の合宿練習や研修会等を実施し、中高一貫の指導体制を構築するものでございます。

3の「事業費」は6,034万8,000円を計上しております。

4の「事業効果」といたしましては、各競技の実態に応じた強化を図ることによりまして、多くの本県ジュニア選手が全国大会や九州大会で活躍し、県民に夢と感動を届けることができること、未普及競技等のスポーツに接する機会の提供などを行うことにより、競技人口の拡大や地域の力を生かした安定的な強化が図れること、中高連携による組織的、継続的な強化活動

を推進することにより、競技レベルの維持向上が図られることなどが期待できると考えております。

なお、事業期間は平成25年度から27年度までの3カ年でございます。

以上でございます。

○田方文化財課長 文化財課の当初予算について御説明します。「歳出予算説明資料」の文化財課のインデックスのところ、479ページをお開きください。平成25年度当初予算額としまして4億9,986万1,000円をお願いしております。以下、その主なものについて御説明をします。

481ページをお開きください。上から5段目の(事項)「文化財保護顕彰費」に6,729万9,000円を計上しております。

その主なものは(説明)欄の8、新規事業「めざそう世界無形文化遺産みやぎきの神楽魅力発信事業」218万4,000円、11の「西都原古墳群活用促進ゾーン整備事業」2,163万2,000円、12の新規事業「重要古墳保護活用推進事業」214万7,000であります。

8の新規事業「めざそう世界無形文化遺産みやぎきの神楽魅力発信事業」につきましては、後ほど「委員会資料」で説明をいたします。

11の「西都原古墳群活用促進ゾーン整備事業」につきましては、西都原古墳群内の南に位置しております第1古墳群を主たる対象地域とする整備を進め、同古墳群全体の利活用の一層の促進を図るものであります。

12の新規事業「重要古墳保護活用推進事業」につきましては、県内に数多く所在する古墳の基礎調査を行い、重要性のある古墳や出土品の調査研究を行い、国や県による新たな史跡指定を検討するなど、保護活用の一層の推進を図るものでございます。

次に、482ページをお開きください。一番上の(事項)「埋蔵文化財保護対策費」に7,707万8,000円を計上しております。主なものでありますが、4の「国道発掘調査」2,751万8,000円、5の東九州自動車道発掘調査2,008万3,000円であります。これらの事業は国土交通省及び西日本高速道路株式会社から委託を受けて発掘調査を実施するものでありますが、その財源につきましてはいずれも各事業者の全額負担となっております。

続きまして、(事項)「埋蔵文化財センター費」に5,516万9,000円を計上しております。そのうち4の新規事業「置県130年記念埋蔵文化財資料活用推進事業」2,223万8,000円でありますけれども、この事業は国の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用しまして、埋蔵文化財センターが収蔵しております昭和58年から平成11年に実施しました発掘調査により出土した資料について接合や復元等の整理作業を行い、その有効活用を図るものでございます。

次に、「文教警察企業常任委員会資料」の15ページをお願いいたします。「めざそう世界無形文化遺産みやぎの神楽魅力発信事業」でございます。1の「事業目的・背景」でございますけれども、県内に継承されている貴重な民族芸能である神楽につきましては、近年の社会環境の変化により存続が危ぶまれているものもあり、その保存・継承が喫緊の課題となっておりますことから、県内200余りの神楽を映像等により記録保存し、公開するとともに、ユネスコ無形文化遺産登録を目指した調査研究を行い、宮崎の神楽の魅力を広く情報発信をするものでございます。

2の事業内容でございますけれども、(1)の「神楽記録保存検討委員会」の設置は、民族芸

能の専門家等における検討委員会を設置しまして、各神楽の基礎調査や映像記録等に係る現状調査を行うとともに、国の重要無形民俗文化財に指定されている神楽につきましては、さらに詳細な調査を行い、ユネスコ無形文化遺産登録に必要な資料の検討を行うものであります。

(2)の「映像記録の保存」では、各神楽の映像をデジタル化して記録保存を行い、県総合博物館や県庁ホームページ等で随時公開するものですが、まずは指定を受けている神楽や保護の必要な神楽から取り組みたいと考えております。

(3)「神楽概要書の作成」では、各神楽の伝承の由来、伝承地、演目等の概要をまとめた資料を作成し随時公開をしていきたいと考えております。

3の「事業費」といたしましては218万4,000円をお願いしております。

4の事業効果であります。神楽に対する保護・継承意識の醸成と次世代への継承を促進し、本県の神楽の魅力を広く情報発信することにより、ユネスコ無形文化遺産登録を目指す気運の醸成が図られるものと考えております。

なお、本事業は、平成32年までの「記紀編さん1300年記念事業」の一環として行うものであります。今回の事業期間としましては、平成25年度から27年度までの3カ年間であります。

説明は以上であります。

○花岡人権同和教育室長 人権同和教育室について御説明いたします。「歳出予算説明資料」の人権同和教育室のインデックスのところ、485ページをお開きください。

一般会計で890万4,000円を計上しております。以下、事項別に御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、487ページをお

願いたします。上から5段目(事項)「人権教育総合企画費」に694万円を計上しております。

主なものといたしまして、説明の1の(1)「人権啓発資料作成事業」ですが、これは児童生徒と保護者等が人権についてともに語り合うための資料「ファミリーふれあい」を作成するものでありまして、学校や家庭での活用を図っているところであります。

次の(2)改善事業「支え合う仲間づくり「ピア・サポート活動」推進事業」につきましては、後ほど「常任委員会資料」で御説明いたします。

次に、(事項)「人権教育連絡調整費」に196万4,000円を計上しております。これは人権教育の円滑な推進を図るために、市町村教育委員会や人権教育関係団体との連絡調整、人権教育の状況等の調査指導に要する経費でございます。

続きまして、改善事業について御説明をいたします。「文教警察企業常任委員会資料」の16ページをお開きください。改善事業「支え合う仲間づくり「ピア・サポート活動」推進事業」でございます。

まず、1の「事業の目的・背景」でございます。自分の考えをうまく表現できない、あるいは他人の気持ちが理解できないなど、児童生徒のコミュニケーション能力が課題となっている状況の中で、特に社会的自立を迎える高校生が抱えている「進学や友人関係など」の問題を、生徒同士が支え合いながら解決できるよう、ピア・サポート活動に関する知識と技能を身につけさせることによりまして、思いやりにあふれ支え合う学校風土の醸成とともに、次世代を担う人づくりを目指すことを目的としております。

なお、「ピア・サポート活動」とは、学校教育の一環として、教師の指導・援助のもとに生徒が互いに思いやり、助け合い、支え合う人間関

係を育むために行う活動のことで、ピアとは仲間という意味でございます。

2の「事業内容」でございますが、事業は大きく(1)のピア・サポート推進校と(2)のピア・サポート連絡会で構成しております。

(1)のピア・サポート推進校ですが、県立高校を推進校として指定しまして、ピア・サポート活動の指導者養成研修の実施や管理職等から構成される校内推進委員会を設置しまして、これらの支援指導のもとで生徒同士がピア・サポート活動の実践を通して、問題解決に取り組むこととしております。

また、他の県立高校にもピア・サポート活動を普及させるために、推進校の活動状況等の報告会を実施いたします。

(2)のピア・サポート連絡会ですが、これはピア・サポート推進校と推進校の地区内の小中学校あるいは関係団体で構成いたします。活動内容といたしましては、小中学校等が推進校のピア・サポート活動の研修会に参加したり、ピア・サポート活動に関する意見交換会を実施したりするとともに、推進校が小中学校においてピア・サポート活動の啓発を行うこととしております。

3の「事業費」でございますが、一般財源156万2,000円を計上しております。

4の「事業効果」でございますが、本事業の実施を通しまして生徒の人間関係能力の育成や人権感覚の向上、そして人権尊重に根ざした学校風土の醸成が図られ、またいじめや不登校の予防解決に役立つとともに、将来的にはDV、いわゆる家庭内暴力ですとか児童虐待の防止にもつながるものと考えております。さらに小学校、中学校におけるピア・サポート活動の推進などを通して、校種間ですとか地域間の連携が

図られるのではないかと考えております。

なお、事業期間は、平成25年度から27年度までの3カ年であります。

説明は以上でございます。

○西村委員長 議案に関する執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○太田委員 14ページの少年競技力向上対策総合推進事業ですが、ここに「ゴールデンエイジ」というような表現がありますが、「シルバー」とか言ったら、あの世代かなと思ったりするんですけど、ゴールデンというのは、これは小中学校というのは光り輝いているというようなイメージで捉えることでいいんですか、ごめんなさい。

○田村スポーツ振興課長 今言われたように、小学生、6歳、7歳ぐらいから15歳ぐらいまでを捉えている言葉でございます。一応発育発達学上の用語でありまして、もっとも神経系の機能が発達し、運動機能の修得がもっとも高い時期であるというふうに言われている時期でございます。

○太田委員 知りませんでした、そういうことなんですね。わかりました。その中で、「未普及競技などのスポーツ」というふうに表現してありますが、「未普及競技」と言ったらマイナーなスポーツとかいう意味なのか、これ未普及のどういうことなんですかね。

○田村スポーツ振興課長 「マイナー」という言葉は今死語になっておりまして、競技人口が非常に少ないでありますとか、後指導に当たる人材が少ないとか、底辺が非常に小さいという競技のことを示しております。

○太田委員 わかりました。これ県の順位30台とか、順位を目指すというのはなかなか苦勞を

されると思うんですね。そこをいかないかんがと思いながらも、それぞれの地域の風土もあつたりして、宮崎県ではこのぐらいがいいんじゃないかという順位もあるのかなと言ってあげると、ほっとするかなというような気もしたり。実は余りにもちょっと過敏になってくると体罰とか、そういうことになるもんだから、私たちも順位を設定するときに余りにもお尻をたたくような順位を設定せずに、宮崎県ならではの順位があつてもいいかなというふうな、片やそういう気もするんです。

ただ、本当にスポーツされている人、指導者の中で情熱持っている人は本当に頑張っているから、余り後退的なことも言えないんですが。ただ、少年、小学校、中学校、私はスポーツを通して「スポーツというのは楽しいね」と思えたほうが幸せかもしれないですよ。私も体験があるんですが、燃え尽きてしまって、物すごい能力があつて優秀な成績を上げたんだけど、中学校、高校ぐらいで後はしませんというような子供たちが育っていくというのも何かもったいないなという気がして。

順位を決めるということもやむを得なかったんでしょうけど、「本当にスポーツというのは楽しいですね」というようなことも学ぶというのも学校の部活動の中ではいいのかなと思っております。一つ、余りにも押し込まれないように、また情熱を持った指導者は一生懸命するというようなことは追求していただきたいとは思っておりますけど。

それと、聞き漏らしたかもしれませんが15ページに、神楽の記録保存するということですが、その説明の中で「指定を受けている」という言葉が使われましたが、この指定を受けてるちゅうのは県の何か指定を受けているという意味で

すかね。

○田方文化財課長 県の207の神楽の中で48の神楽が、今国の重要無形民俗文化財に指定をされております。ただ、これは米良神楽、高千穂の夜神楽、それから椎葉神楽、そして高原の神舞という4つのやつで指定はされているわけですが、それぞれ米良神楽が1つの神楽です。それから高千穂の夜神楽が20の神楽、椎葉神楽が25の神楽、それから高原の神舞は2つの神楽というので指定をされております。

そのほかに県の指定が5つの神楽で、全体で11件、神楽を指定しております。指定を申し上げますと、207の神楽の中で59件はもう指定がされているということです。後残りは市町村の指定とか、それから全然未指定のものもございます。

○太田委員 わかりました。先ほど少年のスポーツの関係ですが、鵬翔高校も立派にされましたので、いろんなパターンがあるだろうということでも言わせてもらいました。スポーツは楽しいんだというのも一方ではあるんだよと、そういう視点もね。ずっと大人になっても、スポーツができるというのはいいことなんですよねということも、何かそういうのも教えてもらいたいのかなと思って言わせてもらえました、いいです、わかりました。

○西村委員長 ほかに。

○横田委員 少年競技力についてですけど、今の鵬翔高校のサッカーの話がありましたけど、すばらしかったですよね。私は、今の宮崎県の高校、中学の競技力ちゅうのは、すごいレベルにあるんじゃないかと思うんですよね。全国のトップとそう変わらない。もう紙一重のところにあるんじゃないかと思うんです。ちょっとメンタル的なことか、ほかのところちょっと弱いところもあるかもしれませんけど、ちょっ

と頑張れば、すごい力を発揮してくれると思いますので。

それと未普及競技ですけど、実は未普及競技の典型的ななぎなたに私はかかわっているんですけど、そういう未普及競技を強化していくことは、国体での得点、高得点につながる早道じゃないかなと思いますので、ぜひ力を入れていただきたいと思います。

○蓬原委員 競技力向上に関連してですけど、何カ月前ですか質問したときに、梅の上を目指すんだという、松竹梅の梅の上ですから35位まで、この前梅の中まで来ましたから、後一方頑張れば、すぐ教育長は目標達成できるということになるんで、ぜひ頑張ってくださいなんです。私も少年団のほうの部長をやっていますので、何回ともなくまた質問させていただいています。この競技人口の拡大を図る、これ大事なことだと思います、特に小学校、スポーツの好きな子供たちを多くする。

今太田委員からもあったように、競技を目指す子は競技を目指して一生懸命頑張ればいいし、生涯スポーツで楽しくやりたい人はその道を選べばいいわけで、その中から進む道はそれぞれあっていいと思うんですけれども。宮崎県の競技力は確かに上がってきているんだと思います。これまでいろんな施策もありましたから、それが後一步のところまで及ばないのは何かということだと思うんですけど。

いずれにしても底辺を広げていくことは必要だと思うんで、少年団がかなり減りつつあります。かなり減りつつあります。これは前も一般質問したことがありますけど、ぜひ危機感を持ってこれは我々だけの力ではどうしようもありませんから、親の世代も感覚が変わってきている。ですから、行政、教育委員会でも、そういうと

ころを各学校の先生方からもいろんなところで、スポーツの好きな子供を多くするような雰囲気醸成していただくと、これがひいては競技力向上につながって、長いスパンで見たときにつながっていくんだらうと思いますので、ぜひこういうことを通じて、質問じゃありませんけれども、頑張ってくださいということをお願いしておきたいと思います。

それで質問を1件。文化財課の481ページ、これは説明なかったんですけど、あんまり普段聞きなれない、見なれない項目なものですから、銃砲刀剣類登録審査費ですか、これは文化財課だから美術品としての刀剣だと思うんですけど、この審査というのは例えば新しく刀剣が美術品として登録される場合の審査をやって、何か台帳みたいのがあって、刀剣銃砲等の戸籍簿みたいなをつくるんですか。

○田方文化財課長 銃砲刀剣類の登録審査と言いますと、まず美術品もしくは骨董品としての価値のある火縄銃、古式の火縄銃です。それと、美術品としての価値のある刀剣類というのが一応登録の対象になっています。この刀剣、さっき委員がおっしゃいましたように、例えば自宅で倉庫を整理したときに刀剣が出てきましたという場合は、これは登録がないわけですから、そういう場合にはまず警察のほうに発見届というのを出します。この発見届を出した上で、今度はその美術品的な価値があるかどうかというのを文化財課のほうで専門の方を3人委嘱をしますので、その方々が見られて、これは美術品的な価値があるということで、刀剣は登録をするということになります。

もちろん、刀剣を所持するためには、登録をしないと所持ができません。所持するために一応登録証というのを発行いたしますし、文化財

課のほうでは台帳を整備して、台帳のほうで管理をしているということでございます。

○蓬原委員 なるほど、わかりました。じゃ最後に1件だけ。大体年間にどれぐらいの需要とあるかあるものですか。

○田方文化財課長 今宮崎県で登録をされていますのが、返納されていないものを含めまして3万6,617本が宮崎県で登録をしています。

この刀は要らないので廃棄しましたという数を引きますと、3万5,831本というのが一応宮崎県として登録されているわけですがけれども、年に4回登録審査会を実施します。その中で、毎回同じ数ではないんですけれども、毎回それで100件から百二、三十件というのが登録に持ってこられる数になります。

○蓬原委員 ということは、それだけ倉庫だとか、どっかに新しく見つけられるものがあるということですね。

○田方文化財課長 そういう倉庫から出てくるもののほかにも、新作刀と言いまして、日向で刀工の有名な方がいらっしゃいますけれども、そういう方々がつくられる刀も登録ということになります。

○蓬原委員 古く発見されたものに加えて、新しく今つくるものにそれを加えていくということですね。わかりました。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。

○新見委員 歳出予算説明資料の476ページです、スポーツ振興課のところですが。この中で保健管理指導費の中に心臓検診というのが特に設けてあります。副委員長がお医者さんですから特別後で聞いてもよかったんですけど、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、通常健康診断とは別に心臓検診が特に別項目で上がっている背景は何かをちょっと教えてください。

○田村スポーツ振興課長 通常学校で年度初めに行われます健康診断のほかに、この心臓検診というのが各小中高校の1年生が対象となって実施されるということになっております。各校種の1年生ですね。

○新見委員 これは従来から、この検診はあったんですか。

○田村スポーツ振興課長 はい、従来からございます。

○新見委員 それと今度は資料の16ページです、ピア・サポート活動推進事業、本当に大事な事業だと思うんですけども、この活動を推進する指導を援助するのは教師なんですが、この教師を研修するのは、ピア・サポート推進校に各校の選ばれた教師が出向いて、そこで研修を受けるというイメージでよろしいのでしょうか。

○花岡人権同和教育室長 推進校に指定された学校の担当を決めますけれども、その担当の先生に県教育委員会の私どもの指導主事であったり、あるいは日本ピア・サポート学会の専門的な知識・技能を有するそういう方に指導していただいて、そしてそれを持ち帰っていただいて、子供たちにトレーニングを積んでいくと。トレーニングを積みながら学校の中では研修をしていただいて、多くの先生にそのノウハウを伝えていっていただくということで広げていこうというふうなことを考えております。

○新見委員 まずは、この推進校の中の教師を対象にしてやるということですかね。

○花岡人権同和教育室長 推進校が主になるんですけれども、それだけではもったいないですので、できれば全部の県立高校の先生方にも参加していただいて、そしてノウハウをそれぞれ学んでいただくと。ただし、指定を受けた学校につきましては、きちんとそういうふうなトレ

ニングを生徒にさせていただいて、そしてこのよさを広めていただくというようなことを考えております。

○新見委員 これは改善事業ですが、本当に大事な事業になると思いますので、しっかり取り組んでいただければというふうに思います。ありがとうございます。

○太田委員 関連で聞かせていただきますが、このピア・サポートというのは本当に、いじめ・不登校とかだったのを改善したり、もしくはこの事業の目的背景の表現からすると、他人の気持ちが理解できないとかいうところであれば、お互い発達障がいとかそういったことへの理解もお互いが理解することになるかなと思うんです。

それでピア・サポートというと、生徒さんたちにとこういう感じでの優しさとか聞き取りとかをするというのは、高校生になると逆に恥ずかしいとかいう思いがあったりすると思うんですよね。そういう何かをつくるのは難しい感じがするんですが、今言われたノウハウとか、DVDか何か残っておれば、そんなのをちょっと見たいと思うんですが、どのような。この米印では説明があるんですが、もっと具体的に生徒さん同士がどんなふうなピア・サポートをするのかというのをちょっと、イメージとして教えてほしいんですが。

○花岡人権同和教育室長 子供たちが困ったことに直面したり、悩みを抱え込んだりしたときに、その相談相手の多くが友達であるという結果が出ておりますけれども、同世代の仲間であるということですね。そういう子供たちが持っている潜在的な力を活用して、人間形成能力を、人間関係をつくっていく能力を育てて、友達を支援していくということで、まずは今委員おっしゃったように聞くという、どんなふうな聞き

方が一番いいのか。そして相談に乗るときにはどんな質問の仕方がよかったり、あるいはどんなアドバイスが効果的なのかというのを段階を踏んで、トレーニングを実施していくわけです。

例えば、聞くこと、話すことに関するトレーニングとして考えますと、一方通行的な話し方、聞き方あるいは相互通行ではどうなのか。そういうことをいろいろな場面に応じてトレーニングをする中で、一番いいのはやっぱりこれだというものを子供たちが体験を通して学んでいく。あるいは相談を受けたときに、一緒に考えながら、解決を目指す方法にどんな方法があるのか、どんな質問の工夫をすれば、困っている人の困り感を引き出して、そして自分も一緒になって考えていくことができるのか。そういった活動を定期、不定期にサポーターをまずは希望した子供たちにトレーニングを積んでいって、それを広げていくというような感じであります。

○太田委員 わかりました。いわゆるノウハウ、無形なものですから、だんだんやりながら確立されて、こういうやり方がいいよねという思いやりというのを基本にしながらされるんだろうと思いますが。DVDか何かにやっぱり残さないかんような、この神楽と同じで、そういう無形文化財みたいのようなノウハウでしょうから、何かそんな感じがしましたね。確かにいいことだと思うんです。そういう技術をどう高校生たちが恥ずかしがらずに、声をどんどんかけていけるような、そういうのを何か残してみたいなという感じがいたしますね。わかりました。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。

○清山副委員長 文化財課に質問したいんですけども、神楽を世界無形文化遺産に登録していこうというのはすばらしいと思うんですが、前私はちょっと質問させてもらったんですけれ

ども、文化財指定に向けた努力というのにも必要だと思っているんですけども、これは例えば市内の平和台の平和の塔というんですか、通称かわかりませんが、ああいったところとか、後皇宮神社内の皇宮発祥之碑とか、ああいう結構形としてあるものが文化財として保護されていかないというのは、どういった背景があるんでしょうか。

○田方文化財課長 今副委員長がおっしゃいました皇宮屋とかそういうものの文化財指定なんですけれども、まず、その価値ですね。どれぐらいの価値があるかというまず、研究をしないといけないということになります。どういう由来があって、どういう経緯で建っているのかとか、どういう流れでそういうところにあるのか、そういうことを研究した上で、まず宮崎市内にありますから、最初は宮崎市の指定ということで考えていきます。3年ぐらいたった上で、今度は宮崎市と県が話をしまして、県指定。そういう形での流れになっていくもんですから、まだ研究自体が余り進んでいないんじゃないかなとは思っております。

文化財課としてもそういうところを今回、いろんなことを考えながら、研究をしていく体制にはしてきているところであります。

○清山副委員長 確認なんですけれども、研究調査をして、その価値がないという結果になっているんですか。

○田方文化財課長 その研究調査がされていないということです。今市有地とかそういうところもありまして、なかなか調査に入られないところもございますし、そういう研究をしている方も余りいらっしゃらなくて、研究がされていないということがございまして、指定になっていないということになると思います。

また研究をした結果、指定になるかどうかというのも価値づけの問題ですから、それが価値がないということになれば、指定にはならないかとは思いますが。

○清山副委員長 価値がなければ指定にならないというのは当然なんですけれども、つまり文化財課としては誰かが研究をして上げてくるまで静観するしかないというスタンスなんですか。

○田方文化財課長 先ほど申し上げましたように、まず文化財の指定の仕方というのがあるんですけれども、まず市の指定とか市町村の指定が先になります。市町村の指定の中で指定をしていただいて、そして市町村から県指定の相談があるという形の流れをとっておりますので、まず市町村指定に向けての調査研究を市町村がしていただける、あるいはそこを文化財課としてもサポートしていくという形での価値づけというのを考えていかなければならないのかなと思う。

○清山副委員長 全く同じ話を繰り返しても、一応僕は理解をしているんですけども、宮崎市が自発的に何かしていかない限りは、県としては静観するという事で確認よろしいでしょうか。

○田方文化財課長 今お話がありましたので、文化財課としても各市町村には、そういう指定の物件がありませんかというのが毎年調査をしています。その調査の中に上がってきていないのが今の状況なんですけれども、もし上がってくれば、文化財課としても検討をしていくということになります。

○清山副委員長 つまり県内全城市町村がありますよね、市町村がない地域というのはないから。だから県の文化財課としては、基本的には県の文化財課が自分からここが指定になり得る

んじゃないかという動きをすることはなくて、あくまで市町村から何か動きがなければ動けないということによろしいですか。

○田方文化財課長 ちょっと私の言葉に誤解があったかもしれませんが、文化財課としてこれが県の指定とか、国の指定とかなるものというのは把握をしているところもございます。そういうところにつきましては、国の指定になるような方向性を検討できないかとか、県の指定になるような方向性で検討できないかというところは、市町村の担当者と相談をしていることはやっておりますので、そういう形での文化財指定というのは出てくるんじゃないかと思えます。

○西村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上でスポーツ振興課、文化財課、人権同和教育室の審査を終了いたします。

準備のために暫時休憩をいたします。

午後2時41分休憩

午後2時43分再開

○西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○西立野学校政策課長 「文教常任委員会資料」の17ページをお開きください。県立高校生の就職状況につきまして、御説明いたします。

1の平成25年2月28日現在の就職内定状況につきまして、上の段、左側24年度の欄をごらんください。平成24年度の卒業予定者は男女合計で8,078人です。その下の欄にありますように就職希望者は、県内希望者が1,392人、県外

希望者が1,047人で、合計2,439人であります。2月末の内定者数につきましては、県内1,367人、県外998人、合計2,365人となっております。内定率で見ますと県内が98.2%、県外が95.3%、全体の内定率は97.0%でありました。内定率につきましては、昨年度同時期の右側にありますのが96.4%を0.6ポイント上回っております。

次に、2の過去の就職内定状況との比較のグラフをごらんください。

下の段、右下の2月末の欄を見ていただきますと、平成22年度2月末が94.5%、平成23年度2月末が96.4%、平成24年度、つまりことし2月末現在の内定率が97.0%となっております。ことし2月末の就職内定率97.0%という数字は、記録が残っています平成8年度以降最も高い数字となっております。

こういう状況から、年度内に御協力いただきました県内企業の皆様に対する感謝の意を伝えるため、先週より教育長を初め政策次長などが主要経済9団体にお礼の訪問、さらに就職依頼等を再度行っているところであります。

今後とも1人でも多くの生徒が希望する職につけますようハローワークとの関係機関や学校と緊密な連携を図りながら、1人でも多くの就職希望者が内定しますように、就職内定支援に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○西村委員長 説明は終わりました。

質疑はございませんか。

○蓬原委員 97%は過去ピークだということですが、残り3%の子供たち、基本的には100%いかなないと就職できてないわけですが、残された子供たちに対する支援、ケア、どうされるのか。

○西立野学校政策課長 3%というのは74人です。昨年同時期が84人、一昨年同時期が132

人で、後74人の生徒が残っておりますが。そういう内定していない学校の進路対策専門員や進路担当者と、あるいはハローワーク、労働局等の人たちと1月末協議会を開いて、さらに就職検討に努めているところであります。

○蓬原委員 卒業式終わったわけですね。その後の学校との連携、かかわりというか、そういうなのは。

○西立野学校政策課長 卒業式は終わりましたが、まだ未内定の生徒は学校と連絡をとりながら、進路対策専門員や就職担当者と連携を図りながら、最後まで就職支援に例年努めてまいっております。

○蓬原委員 そこはぜひよろしくお願ひしたいですね。

○西村委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようでしたら、それでは、各課室長の説明及び質疑が全て終了いたしましたので、総括質疑に移りたいと思います。

教育委員会の当初予算関連議案等全般につきましての質疑はございませんか。

○横田委員 済みません、総括というわけじゃないんですけど、さっき聞けばよかったんですけど、生涯学習課の新規事業の「次世代につながる「みやざきの言の葉」継承事業」、これの事業内容をちょっと教えていただきたいんですが。

○津曲生涯学習課長 県立図書館の事業のページが470ページ、奉仕活動推進費の8番のこの事業でございます。これは「言の葉」ということで神話とか伝説が宮崎にはたくさんございます。それで今年度、平成24年度は神話と伝説をまとめた本、それからCDをつくらせていただきました。今回はそれをもう少し広げまして、語り

部の養成講座とか、それからこれらの巡回展とかを計画をしようということで準備をしております。子供たちに宮崎の神話、伝説、こんなにたくさんあるんだと胸を張っていただきたいというねらいから、準備をしているものでございます。

○横田委員 わかりました。非常に大事なことだと思います。よろしくをお願いします。

○西村委員長 総括質疑で何かございせんか。

○蓬原委員 少子化ということでお聞きしたいんですけど、将来の今の宮崎県の、今でも子供の数がどんどん減っておりますから、学校の統廃合あたり変遷があったりしているわけですけど、今後の子供たちの人口減の見通しみたいなものは今どのように捉えていらっしゃるのか。

○西立野学校政策課長 中学3年卒業予定者数で申しますと、*23年度が約1万2,000人、平成元年度は2万人いました。これが平成30年度は約1万人というふうに見込んでおります。

○蓬原委員 ということは、5年で2,000人ぐらい減るということですか、今平成25年ですからね。

○西立野学校政策課長 今現在1万1,600——ちょっと正確な数字が。

○蓬原委員 そうなったときに、過疎対策、中山間地対策も出てくるわけですけども、当然小中高等で、高校は再編があったにしても、廃校とかそういうことも出てくるわけですが、今具体的にどこがどうということじゃなくて、この数字でいったときに明らかに対象になる小学校、中学校がありますよね。大体その辺は概念としていいです、今どこと言うといろいろ問題があるでしょうから。

○今村学校支援監 お話のように毎年概数で500人ぐらい少なくなっていくますが、各学校にし

ますと少しずつの割合にはなりますけれども、確実に少なくなっています。今年度、今24年度現在は小学校が県内に245校ございます。そのうち分校が4校ございます。241校の本校と4校の分校で245校。中学校が134校ございますが、今年度既に廃校または休校が決まった学校が、その中からしますと3校ございます。中学校が本校1校ございます。小学校が分校2校来年はなくなります。ですから小学校は243校になる予定でございます。中学校が1校なくなりますので133校になります。既にもう休校になっている学校もありまして、その中からもう子供たちが帰ってこないで廃止にしますと決めたところも別に3校ございますので、徐々にそういうことが起こってきます。

各市町村では学校が地域からなくならないようにということで、小学校と中学校を一緒にして、小中一貫校にしたりしながら、学校の維持ということに努めている、そういうような状況もあるところでございます。

○蓬原委員 旧北郷町ですか、日南市の北郷町、あそこは保育園、幼稚園、小学校、中学校、全部1校にまとめられましたですね。そういうところがほかのところにも今御計画なり、ほかにあるんですか。

○今村学校支援監 およそ県内にそういう小学校、中学校を一緒にしたような施設一体型の一貫校というのは10校ぐらいございまして、今お話がありました幼稚園、保育園まで一緒にしているのは、日南のほうの北郷と美郷町的美郷南学園というのは旧南郷地区ですが、一緒になったものがございます。

今後、来年度25年度から一貫校にするところもありますし、26年度から予定をしていると

いうところもほかにもございます。

○蓬原委員 わかりました。

○西村委員長 ほかに。総括質疑で。

○清山副委員長 済みません、先ほどの関連で文化財課に伺いたいんですけれども、ちょっと課長の答えが非常に迂遠で理解に時間がかかったので、もう一度確認をしたいんですが、現状をストレートに教えていただきたいと思うんですけれども、最後のお答えは、県指定文化財等の相談はすることがあるとおっしゃいましたが、それは既に市の指定文化財になっているところで、その次に県に移るときの相談ということでしょうか。

○田方文化財課長 今国と文化財の指定について話もしているんですけれども、これは天然記念物の話なんです、そういうのは文化財課のほうから市町村にお話を差し上げて、そして市町村のほうと一緒に文化財の指定をしていくという形でやっております。県として価値があって素晴らしいものであれば、私たちもそれを見て、市町村担当者と相談をしていくという形ではやっているところがございます。実際に今県の文化財保護審議会に諮問をしている案件も天然記念物ではございますし、そういうこともやっております。

○清山副委員長 確認なんですけど、私は念頭に置いた質問が市の指定文化財にもなっていないものについてどういうスタンスをとられているんですかという質問なんです。

○田方文化財課長 市町村の指定になっていないものでも価値があるということで、直接やっている場合もございます。ただ、先ほども副委員長からありました皇宮屋とかそういうものについては、今市町村からの御相談もありませんから、そういう話で文化財指定というのを検討

しているということはありません。

○清山副委員長 ちなみに平和台のあの塔はどうなっているんですか。

○田方文化財課長 平和台についても、過去に中のレリーフとかそういうものの検討を依頼をされたこともありまして、中のレリーフの価値とかも見たりしたこともございます。ただその段階でとまっています、まだそれを文化財にしてくれという話は、文化財課のほうには来てないというところであります。

○清山副委員長 課長のさっきの話を伺うと、価値のあるものについては市から上がってこないものについても県から相談なり話をするというお話でしたけれどもその平和台の塔にしても、皇宮屋のほうにしても、それについては、今、待ちの姿勢であると。

今記紀編さん記念事業9年間やろうということで、宮崎県非常に観光推進課等も含めて力を入れているんですけれども、そうしたときにこの神話とか神武天皇に関係するものに関しては、改めてやはり県として力を入れて見直していくなり、市と相談していくことが、あってもいいのかなと思ったんでこういう質問になったんですけれども、ここはまた私からの要望としてお伝えしておきたいなと思います。

○西村委員長 ほかに、総括。

○西立野学校政策課長 先ほどの私の中学校3年生の卒業生数で、若干ちょっと訂正をさせていただきます。

先ほど平成23と30年と言いましたが、平成24年度、ことしの卒業見込みが約1万1,757、年度当初に見込んでおります、平成元年度の2万人からすると60%。そして今から10年後、平成34年に1万人を切って9,770ということで、ことしから約10年後で約2,000人減という数値になりま

す。修正させていただきます。

以上です。

○西村委員長 よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、次に、請願の審査に移ります。

まず、請願の第26号について、委員から質疑はございませんか。特にございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、次に、継続請願になっております請願第27号について、委員から質疑はございませんでしょうか。27号。ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、それでは、その他に移ります。その他の項目で何かございませんか。その他。

○蓬原委員 その他で申しわけないです。3月11日、2時40何分ですか、東日本大震災。あらゆるところでサイレンを鳴らしたりして黙祷が行われたわけですけど、当然学校では子供たち一斉に、県内行われたんですよ。どうなんでしょう。

○西村委員長 例えば通達等の動きがあったのか。

○蓬原委員 実際学校でどうだったのかなという。

○今村学校支援監 なされたかどうかの把握はしていませんけれども、自治体経由で国のほうから伝わっていると思いますので、恐らくそのように指導はなされているのではないかと考えております。

○蓬原委員 ということは、一応県の教育委員会としては各市町村の教育委員会のほうに通達

はいっているんですよ。ということですね。実際どうだったかというところまでは、それは強制力はないんでしょうから。ないのかどうかわからんけど、確認はされてないという理解でいいんですかね。

○今村学校支援監 県の教育委員会のほうから私どもが市町村教育委員会へ、そのことを通知しているということとはございません。

○蓬原委員 ないんですか。例えば教育委員会内部で、そういう議論というのは。そういう話は仮定として、なかったもんですか。例えば、結構あちこちでやっぱり行われているんですよ。はい。例えばゴルフ場でもサイレンが鳴って、ゴルフをやっている人たちは途中でゴルフをやめて、「方向はどっちだ」て言って、やっぱりやっているんですよ。

それからすると、あれだけの大惨事、今ここだって日向灘沖大地震、津波、その災害の備えをどうしようか。子供たちにその災害への認識というか危機管理等々を教えないといけない時ですよ。だから、そういうときには一つの教育でもあると思うんだけど。聞こうかな、どうしようかなと思ったんだけど、当然やっておられるだろうと思って、小さな声で聞いたんですけど。県内一斉にやっておられると思ったんですがね。

○飛田教育長 教育委員会事務局では、そういう措置をいたしましたし、それから学校で、それにあわせて避難訓練とか防災訓練もやっておりますし、それぞれ。うちが一斉に*通知を出したということはありませんが、当然そういうことは意識して何らかの形、例えば朝礼のときにいろんなことをやるとか、そういうことはなされているとは感じますが、把握はしていません。

○蓬原委員 これは私の意見ですけど、願わくは時間にやっぱり合わせて一斉に、ほんの時間1分もかからないわけですから、やってほしかったな。実際やられたのかもしれませんが、やっておられないとしたら、やってほしかったなという気持ちが強くありますので申し上げておきたいと思います。

○西村委員長 そのほか、もうありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上をもちまして教育委員会を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩をいたします。

午後 3 時04分休憩

午後 3 時10分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査の最終日に行うことになっておりますので、15日に採決を行うこととし、再開時刻を午後 1 時30分としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それではそのように決定いたします。その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 何もないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

お疲れ様でした。

午後 3 時11分散会

平成25年 3月15日(金曜日)

午後 0 時58分再開

出席委員(6人)

委 員 長	西 村 賢
副 委 員 長	清 山 知 憲
委 員	蓬 原 正 三
委 員	横 田 照 夫
委 員	太 田 清 海
委 員	新 見 昌 安

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

総 務 課 長	梅 原 裕 二
---------	---------

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	牧 浩 一
議事課主任主事	田 代 篤 生

○西村委員長 委員会を再開をいたします。

先日の蓬原委員の質問に対して、再度訂正及び説明がございますので、よろしく願いをいたします。

○梅原総務課長 教育委員会総務課でございます。よろしく申し上げます。3月13日の委員会での発言につきまして、訂正をお願いいたします。

委員会当日、蓬原委員から、県は防災教育を推進する立場から、東日本大震災2周年追悼式の当日における黙祷等の弔意表明について、市町村教育委員会に通知を行うべきではないかという御意見をいただきました。この御意見に対

しまして、県教育委員会から市町村教育委員会への通知は出していないと申し上げましたが、事務局において再確認をいたしましたところ、3月5日に文部科学事務次官からの追悼式当日の弔意表明を周知する通知文を教育委員会総務課で受けておりまして、追悼式が翌週の3月11日と期日が迫っていたことから、電子メールにて通知文を受けた翌日の3月6日の朝に全ての市町村教育委員会に当通知文を発出していたしました。

また、市町村教育委員会を通じまして、小中学校における追悼式当日の弔意表明の実施状況を確認しましたところ、中学校は卒業式の振りかえ休日としている学校もあり、全ての学校ではありませんが、ほとんどの学校で3月11日に黙祷または弔意をあらわす半旗の掲揚を実施しているということでした。

以上、訂正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

○西村委員長 以上で説明はよろしいですか。「はい」と呼ぶ者あり)以上で説明は終わりますが、手元の資料等はもうよろしいですか。委員の中から質疑があれば。

○太田委員 ちょっと事務扱いで、電子メールでと言われましたよね。メールで各学校に例えば送って、それがもう公文書になるんですか、ごめんなさい。

○梅原総務課長 メールももう公文書になりますが、通常ですと正式文書という形で紙で参ります。今回も紙でいただいたんですが、もう3月の5日という水曜日にいただくともう11日月曜日ですので、土日を挟んで各学校全てにというところでは、私たちのほうではやはり市町村教育委員会を通じてでない直接市町村立の学校にはできませんので、そういう意味でもメー

ルの電子データに取り込みまして、それを電子メールで市町村教育委員会に発出し、それをまた教育委員会から各学校のほうにつないでもらったという形でございます。

今例えば通知文を出す場合は、例えば簡易決裁というふうな形で、もう課長が見なくても出すこともできますし、そういう中でいろんな文書等をいろいろ取りまぜながらやっております。今回もこのように共通認識が欠けておりまして御迷惑をかけたということにつきましては、大変申しわけなく思っております。

○太田委員 内容について、申しわけないですね、ちょっと知りたいものですから。普通文書を出すときには昔でいえば、ここに朱肉の印がきちっと押してあるものが各学校に行ったりとか、連絡がいくんですが、今の時代というのはメールで公文書が終わるということもあり得るということなんですか。必ずメールを出した後にこういった文書を朱肉のついた、置いたものが必ず行くのか、もうメールだけで終わる公文書というのもあるということでもいいですかね。

○梅原総務課長 今、公文書というものの定義が非常に広がっておりまして、ですから、情報公開の関係等で情報開示請求があった場合に、何をもって公文書とするかというときに、いろんなものが入ってまいります。そういう意味では、もう電子データ等も入ってまいります。

物によっては、朱肉を打つ物もございますが、もう今、公印を省略という文書も非常に多くございます。そして事務のいわゆるそういう通知文とかでもなくて、そういうものもなくて発出するという文書も公文書としてたくさんございます。

○太田委員 ごめんなさい、わかりました。

○西村委員長 よろしいですか。お疲れさまで

した。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時 3 分休憩

午後 1 時 4 分再開

○西村委員長 それでは、委員会を再開をいたします。

議案の採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第 1 号、第 15 号から第 19 号、第 21 号及び第 23 号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 1 号、第 15 号から第 19 号、第 21 号及び第 23 号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、請願の取り扱いになります。

まず、請願第 26 号につきましてはの取り扱いはいかがでしょうか。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時 5 分休憩

午後 1 時 5 分再開

○西村委員長 再開いたします。

それでは、請願第 26 号について継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 賛成多数です。よって、請願第 26 号は継続審査とすることと決定をいたしました。

続きまして、請願第 27 号の取り扱いはいかが

しましょうか。

これも暫時休憩をいたします。

午後1時5分休憩

午後1時6分再開

○西村委員長 再開いたします。

請願第27号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 賛成多数です。よって、請願第27号は継続審査とすることと決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続審査といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩をいたします。

午後1時7分休憩

午後1時8分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ありがとうございます。その他で何かございませんか。その他の項目、何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 よろしいですか。何もありませんので、以上で委員会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時8分閉会